

第12回

日本聴覚障害学生 高等教育支援 シンポジウム

「障害者差別解消法元年を迎えて」

2016. 09. 08. Thu 筑波技術大学天久保キャンパス

09. 09. Fri ノバホール / つくばイノベーションプラザ



報告書

PEPNet-Japan

主催：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
国立大学法人 筑波技術大学

後援：文部科学省
独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
つくば市

本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションシスキーム構築事業」活動の一部です。



国立大学法人

筑波技術大学



 もくじ 

1. はじめに	2
2. 開催要項	4
3. プログラム	6
4. 報告(1日目)	
1) セミナー	
(1) 基礎講座 障害者差別解消法と障害学生支援	10
(2) 音声認識技術を活用した情報保障	22
(3) 聴覚障害学生の可能性を広げる情報保障支援	39
(4) 軽・中等度難聴および中途失聴学生への合理的配慮	56
2) 事例討論会	
(1) 支援体制に関すること	72
(2) 個々の学生への支援に関すること	78
3) 聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2016	85
4) 筑波技術大学見学ツアー	88
5) 聴覚障害学生支援に関する機器展示	
PEPNet-Japan 活動紹介	
PEPNet-Japan 連携大学・機関活動紹介	89
5. 報告(2日目)	
1) 教職員・学生共通企画	
ミニ講演会「聴覚障害学生のキャリアを見据えた教育・支援のあり方 —障害者雇用促進法の改正とキャリア発達支援—」	92
2) 教職員対象企画 教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2016	99
3) 学生対象企画 ろう者学から学びキャンパスライフに活かす	101
4) 全体会 パネルディスカッション 「障害者差別解消法で変わるべき聴覚障害学生支援」	108
6. 聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト受賞ポスター	124
7. 教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2016 内容一覧および紹介	130

はじめに

平成 28 年 4 月、障害学生支援にとって大きな変化がありました。障害者差別解消法（以下、差別解消法）が施行され、障害者への不当な差別的取り扱いが禁止されました。また、高等教育機関においても、国公立大学では合理的配慮の提供が法的義務に、私立大学では努力義務となりました。障害学生支援を大学の責務として行うべき時が来たのです。

時を同じくして、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）は、新たに大阪大学を連携大学に迎え、全国 23 の連携大学・機関のネットワークとして今年度の活動をスタートしました。本ネットワークは、聴覚障害学生支援のさらなる発展を目指し、連携大学・機関間で協力して、聴覚障害学生支援に関するノウハウを積み重ね、先駆的な事例の開拓を行っています。また、本ネットワークの活動の成果をより多くの大学・機関に向けて発信するとともに、全国の高等教育機関における支援実践についての情報交換をすることを目的として、年に 1 回シンポジウムを開催しています。

今回は、本ネットワークの事務局を務める筑波技術大学、およびノバホール、イノベーションプラザ（茨城県つくば市）を会場として、2 日間にわたり開催しました。急な台風の接近により、急きょ 1 日目のプログラムを短縮しての実施となりましたが、当日は大きな混乱もなく、全国の大学教職員、学生等 424 名（関係者含む）にご参加いただきました。足元の悪い中、集まって下さった方々に心より感謝申し上げます。また、悪天候やプログラム変更の為、やむなく欠席された方や希望の企画に参加できなかった方々には、心よりお詫びを申し上げます。

本シンポジウムでは、障害者差別解消法等の情勢を鑑み、「障害者差別解消法元年を迎えて」をテーマに据えて、全体の企画を構成いたしました。今年はプログラム構成を例年と大きく変更し、1 日目は聴覚障害学生支援で今注目すべきトピック 4 つを取り上げたセミナー、参加者から募集したテーマをもとにした事例討論会、筑波技術大学見学ツアーなど、新たな催しも行われ盛況な会となりました。毎年好評の「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」では聴覚障害学生支援に熱心に取り組んでいる 15 大学・団体からの応募があり、精力的に説明したり、話し込む姿があちこちで見られました。また、夜には筑波技術大学学生が企画を担当した「学生交流会『一期一会』」を行い、聴覚障害学生や支援学生約 50 名が参加し、手話教室やフリートーク等で盛り上がりました。

2 日目は台風も通過し、晴天のもと予定通りのプログラムを実施することができました。午前には新たなスタイルの対象別企画（教職員・学生共通企画「聴覚障害学生のキャリアを見据えた教育・支援のあり方—障害者雇用促進法の改正とキャリア発達支援—」、教職員対象企画「教職員に





よる聴覚障害学生支援実践発表 2016」、学生対象企画「ろう者学から学びキャンパスライフに活かす」) も行われ、いずれの企画でも活発な意見交換が行われました。午後に行われた全体会では、「障害者差別解消法で変わるべき聴覚障害学生支援」をテーマに、具体的事例について検討するパネルディスカッションを行いました。講師として若林亮氏(弁護士)、金澤貴之氏(群馬大学)、牧野容子氏(立命館大学)を迎え、多くの大学で起こるであろう聴覚障害学生支援に関わる事例について、法律の観点、聴覚障害学生への教育・支援の観点、支援業務の運営の観点など様々な視点から、各講師が重視する考え方や判断のポイントについて議論することができました。

最後に行われた、「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」の表彰式では、特に注目度の高かった発表が表彰されました。受賞ポスターは本報告書にも掲載しております。

本シンポジウムの開催および報告書の作成にあたりましては、企画コーディネーターや講師としてご協力いただきました皆様、PEPNet-Japan 連携大学・機関の皆様、通訳者の皆様など、大変多くの関係者にお力添えいただきました。また、ご参加頂きました皆様や本報告書をお手に取って下さった皆様にもこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan) 事務局

開催要項

- 名 称** : 第 12 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
- 目 的** : 筑波技術大学に事務局を置く日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、平成 16 年から、特に聴覚障害学生への支援体制が充実し、積極的な取り組みを行ってきた大学・機関と共同で、聴覚障害学生支援に関するノウハウを積み重ね、先駆的な事例の開拓を行ってきた。一方、我が国では平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、障害者への不当な差別的取り扱いが禁止、高等教育機関においても、国公立大学では合理的配慮の提供が法的義務、私立大学で努力義務となった。本シンポジウムでは、そのような情勢を鑑み、全国の大学における聴覚障害学生への支援実践に関する情報を交換するとともに、PEPNet-Japan の活動成果をより多くの大学・機関に対して発信することで、今後の高等教育機関における聴覚障害学生支援体制発展に寄与することを目的とする。
- 日 時** : 2016 年 9 月 8 日（木）15 時～18 時（受付 14 時 15 分～）
2016 年 9 月 9 日（金）10 時～15 時（受付 9 時 30 分～）
- 会 場** : 2016 年 9 月 8 日（木）筑波技術大学 天久保キャンパス
（茨城県つくば市天久保 4 丁目 3 番 15）
2016 年 9 月 9 日（金）ノバホール・イノベーションプラザ
（茨城県つくば市吾妻 1 丁目 10 番 1）
- 対 象** : 大学、その他高等教育機関に所属する教職員
大学等に在籍する聴覚障害学生
大学等に在籍する聴覚障害学生を支援する情報保障者
その他高等教育機関における障害学生支援に関心のある方々
- 主 催** : 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
国立大学法人筑波技術大学





後 援 : 文部科学省
独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)
つくば市

参 加 費 : 無料

大 会 長 : 大越 教夫 (筑波技術大学)

実 行 委 員 長 : 石原 保志 (筑波技術大学)

事 務 局 長 : 白澤 麻弓 (筑波技術大学)

幹 事 : 萩原 彩子 (筑波技術大学)
中島 亜紀子 (筑波技術大学)

実 行 委 員 : 須藤 正彦・佐藤 正幸・大杉 豊・松藤みどり・三好 茂樹・
宮城 愛美・宇都野康子・戸井 有希・管野奈津美・磯田 恭子・
石野麻衣子・吉田 未来・平良 悟子・内藤 一郎・岡崎 彰夫・
谷 貴幸・西岡 知之・加藤 伸子・若月 大輔・鈴木 拓弥・
河野 純大・小林 真・山田 重樹 (筑波技術大学)

協 力 : 筑波技術大学 聴覚障害系支援課 教育支援・大学院係
筑波技術大学 聴覚障害系支援課 情報保障支援係
筑波技術大学 保健管理センター (聴覚障害系)

プログラム

9月8日(木) 会場：筑波技術大学 天久保キャンパス

15時～18時 アフタヌーンセッション(受付 14時15分～)

【 】内は会場

	セミナー	事例討論会
15:00	15:00～16:20 ① 基礎講座 障害者差別解消法と障害学生支援 【講堂】 司会：萩平隆誠氏(関西学院大学) 講師：池谷航介氏(大阪教育大学) 田坂祥子氏(同志社大学) ② 音声認識技術を活用した情報保障 【大会議室】 司会：吉川あゆみ氏 (関東聴覚障害学生サポートセンター) 講師：三好茂樹氏(筑波技術大学) 松崎丈氏(宮城教育大学) 石川美希氏 (宮城教育大学大学院生)	15:15～16:15 ① 支援体制に関すること Part1 【213 教室】 ファシリテーター： 皆川雅章氏(札幌学院大学) 田中啓行氏 (関東聴覚障害学生サポートセンター) ② 個々の学生への支援に関すること Part1 【409・410 教室】 ファシリテーター： 倉谷慶子氏 (関東聴覚障害学生サポートセンター) 中津真美氏(東京大学)
		フリートーク (16:15～16:30)
	16:30～17:50 ③ 聴覚障害学生の可能性を広げる 情報保障支援 【講堂】 司会：太田琢磨氏(愛媛大学) 講師：岡田孝和氏(明治学院大学) 楠敬太氏(大阪大学) 内藤一郎氏(筑波技術大学) ④ 軽・中等度難聴および中途失聴 学生への合理的配慮 【大会議室】 司会：加藤哲則氏(愛媛大学) 講師：佐藤正幸氏(筑波技術大学) 富岡美紀子氏 (明治学院大学) 石鍋木の美氏 (明治学院大学卒業生)	16:45～17:45 ③ 支援体制に関すること Part2 【213 教室】 ファシリテーター： 藤井克美氏(日本福祉大学) 生川友恒氏(日本福祉大学) ④ 個々の学生への支援に関すること Part2 【409・410 教室】 ファシリテーター： 高橋明美氏(みやぎDSC) 土橋恵美子氏(同志社大学)
		フリートーク (17:45～18:00)
18:00	終了	終了

9月9日（金） 会場：ノバホール / イノベーションプラザ

（受付 9時30分～）

10時～15時 対象別企画および全体会

10:00	＜対象別企画＞		
	<p>① 教職員・学生共通企画 【大ホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニ講演会 「聴覚障害学生のキャリアを見据えた教育・支援のあり方—障害者雇用促進法の改正とキャリア発達支援—」 <p>司会：石原保志氏（筑波技術大学） 講師：小林武弘氏（ハローワーク品川） 宮本治之氏（NHK）</p>	<p>② 教職員対象企画 【2階ホワイエ・3階ロビー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員による聴覚障害学生支援実践発表2016 ・フリートークコーナー 	<p>③ 学生対象企画 【イノベーションプラザ】 (この企画のみ 12:00 まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者学から学びキャンパスライフに活かす <p>司会：大杉豊氏（筑波技術大学） アシスタント：長野留美子氏（関東聴覚障害学生サポートセンター） 管野奈津美氏（筑波技術大学）</p>
11:30	昼食休憩		
12:50	<p>＜全体会＞ 【大ホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 	<p>(展示継続)</p> 	
13:00	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッション 「障害者差別解消法で変わるべき聴覚障害学生支援」 <p>司会：白澤麻弓氏（筑波技術大学） 講師：若林亮氏（法テラス東京法律事務所） 金澤貴之氏（群馬大学） 牧野容子氏（立命館大学）</p>		
14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト2016表彰式 		
14:50	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会式 		
15:00	終了		





報告
(1日目)

セミナー 1

「基礎講座 障害者差別解消法と障害学生支援 —聴覚障害学生の事例を中心に—」

報告者：池谷航介（大阪教育大学）

企画趣旨

2016年度より障害者差別解消法（以下、法）が施行されたことに伴い、大学等の高等教育機関における障害学生支援においても、法にもとづく支援体制の構築および合理的配慮の提供が求められている。本企画では、特にこれから障害学生支援に携わろうとする大学教職員および学生を対象に、法について基本的な理解ができるよう分かりやすく解説するとともに、主に聴覚障害学生支援の事例を取り上げ、法の理念に沿って支援を実施していく際のポイント等を紹介する。

講師

池谷航介（大阪教育大学 教職教育研究センター 特任准教授

障がい学生修学支援ルーム コーディネーター）

田坂祥子（同志社大学 学生支援センター障がい学生支援室 コーディネーター）

司会

萩平隆誠（関西学院大学 総合支援センター 課長）

内容

1. 障害者差別解消法と合理的配慮の提供について

（講師：池谷航介）

法の施行に伴い、大学等高等教育機関では合理的配慮の提供が義務付けられることとなった。まず、前提として留意しておきたいのは、この施行によって急にすべきことができたのではないという点である。施行前から障害の有無に関わらず、全ての人が社会に参加する権利を有していることは当たり前であり、法はあくまで、当たり前のことが当たり前に行えるということを確認するためのものであると考えておきたい。

さて、障害について、2015年の基本方針でも示されているように、「社会モデル」として定義するという点に触れておこうと考える。そもそも世界的潮流として、1980年代に国連「障害者の十年」があり、1994年には「サラマンカ宣言」が表明され、2006年には障害者の権利に関する条約が成立することとなる。このような潮流に沿って、ようやく我が国においても社会モデルの考え方が踏まえられつつあるが、一般的な社会における浸透を図るためには、今後も啓発を進めていかなければならないだろう。



写真 筆者（池谷）



まだまだ世間一般で障害とは何かを問うとき、その人の心身の状態にある機能としての不全が障害であると捉えられることが多いのではないだろうか。そうではなく、その人が社会に一步踏み出して参加するにあたって、何らかの妨げが社会側に生じていることこそが障害なのだとことを確認しておきたい。例えば段差ゆえに車いすの人が目的の場へ進めないことで障害が生じるのである。もしその段差を平らに出来たならば、その人はその場面において、障害の有無に関わらず進むことができる。法の施行によって、このような「社会モデル」の考え方を全国民で共通理解していく契機がもたらされたという期待感をもっている。

法では、不当な差別的取扱いの禁止として、「障害を理由として障害者の権利利益を侵害することは行ってはならない」ということが定められている。具体的な例としては、障害があることを理由に受験機会や入試における配慮の不提供、入学以降の実習や講義等、全ての活動への参加が拒否されることが禁止事項とされている。さらに、手話通訳や手書きノートテイク、パソコンノートテイクなど情報保障の手段を用意できないからという理由で、講義等への参加が妨げられることも、あってはならないこととして挙げられるだろう。

一方で、正当な理由のある特別な取扱いはあり得るという点も踏まえられている。例えば、不平等を是正することを目的とした異なる取扱いは合理的配慮の範疇と考えられ、試験時間の延長や別室受講等、正当な理由に基づいてその他の人とは異なる取扱いをすることは、不当な取扱いには該当しない。また、事業の安全や目的の保全が損なわれるもので、それが正当な理由として認められる場合についても不当ではないという例示がある。ただし、留意しておかなければならないと考えるのは、一般的、抽象的な理由だけで正当と言えるわけではないという点である。つまり、具体的な根拠をしっかりと示し、説明を十分に行う必要があるということである。

そして、もう1つの重点として、合理的配慮の提供義務が定められている。全ての行政機関と事業者は、本人あるいは保護者から意思の表明があった場合、負担が過重でないときは、合理的配慮を提供しなければならない。仮に「意思の表明がない場合」であっても、社会への参加にあたって苦戦をしていたり、障壁が明白であったりする場合は、合理的配慮の提供を提案することに努めなければいけないとされている。つまり、「あの学生は何も言わないから何もしなくてもいい」、ということではなく、本人にとって障壁があるのではないかという状況を総合的に判断しつつ、合理的配慮の内容を検討していくことが大切である。

合理的配慮の提供を行っていくことが、法によって義務づけられた。しかしながら、対応要領や対応指針にある具体的な例示に照らして、それだけをやっていれば合理的配慮の提供が成立するわけではない。まず本人がどのようなことを希望し、どういう状況で苦戦しているのかを対話によって把握しつつ、個々に応じていくことが重要である。また、合理的配慮の提供にあたっては、過重な負担がある場合はその限りではないという補足事項がある。ここには十分な留意が必要ではないだろうか。私はこの「過重の負担」とは、あ

くまでも「現時点」における過重な負担と考え、「今すぐに」が困難な場合であってもたゆまぬ改善を図るべきこととして理解しておきたいと考えている。

2. 聴覚障がい学生支援におけるポイント（講師：田坂祥子氏）

1) 具体的な取り組みについて

○支援を進めるにあたって

各学期のはじめに「配慮依頼文」を作成し、担当教員へ伝達を行っている。授業運営や試験実施にあたり、教員に配慮してもらいたい内容について、支援室から依頼する形をとっている。詳細内容としては、受講生氏名、障害の状態、支援の内容、支援に関する連絡先等が明記されている。この文書は、入学時に本人が求める支援を聞き取り、確認を行った上で作成を進める。高校まで過ごしてきた環境とはかなり違っていることについて、本人が入学後に感じる場合も多いため、授業開始後に支援が必要だったとわかってくることもありえる。このため、支援に関する相談は、随時可能となっている。これに加えて、学期の途中でも支援内容を変更する場合は常に想定される。支援室では本人と十分なコミュニケーションを取りつつ、例えば「今回はパソコンノートテイクで支援を行ったが、この内容に関してはもう1人手書きの支援者も必要ではないか」というような変更も行うことがある。このような随時の相談に加え、半期に1回の定期的な面談も行っている。この定期面談では、配慮依頼文を再度本人に示し、修正箇所はあるのか等の見直しを行っている。障害によっては状況や様子が変化する場合も考えられる。面談によってそれらが明らかになることもあった。

○様々な聴覚障害学生の支援に関する事例

(1) 語学学習場面の支援①

リスニングとスピーキングの能力が重視される講義において、担当教員は学生の能力向上を目指した講義を行っている。ある講義では、語学のCDを必ず聞くことが、毎週の課題として設定されていた。このような講義形態であると、発音等や聞き取りができない場合の参加について、困難さが生じることとなる。講義開始時に本人と支援者が一緒に担当教員へ支援内容を伝えに行ったときに、口話での説明が円滑であると、かえって誤解を生じることもあった。このようなケースでは、聞こえない、聞こえにくい状況を、丁寧に説明していく必要がある。また、「他の学生はCDを聞いて、課題プリントの穴埋めをするというのが課題なのに、CDを聞かなくてもよいとすると、不公平になるのではないか」という考えを聞くこともある。聞こえていない学生に「聞きなさい」と言っていることが不公平であるといったことの説明を行う必要があると考えている。支援を進めるにあたって、本人、担当教員、担当事務、支援室等で連携して相談を継続することによって、共通理解を図っていった結果、別の課題を設定して評価するといった合理的配慮の提供が行われる



写真 田坂氏



こととなった。

(2) 語学学習場面の支援②

外国語による発表を課す講義もある。このような場合、学生が発表する声がとても小さく、通訳者が聞き取れないといったことが想定される。また、それぞれの学生が発表する外国語が正しいものであるのか、あるいは正しくない場合はどのように通訳するべきなのか、本人も支援者も苦慮している状況があった。本人の支援に関するニーズを確認した上で、担当教員や学部の担当者等が連携して協議を行った。その結果、講義の内容を通訳するにあたって、どこに重点を置いて行うのがよいか、その都度担当教員に指示してもらえることとなった。教員の指示を基準に通訳を行えばよいことが明確になり、本人や支援者が戸惑うことが解消された。

(3) 実習・実験場面の支援

例えば1人1台パソコンを使用するプログラミング実習や、グループワークでの実験といった、作業を伴う講義では、教員の指示を理解して作業を進めようとしても、通訳画面を見ることと作業を見ることの両立が難しく、対応できない場合が想定される。また、グループワークでの状況が把握しづらいといったこともあった。遠隔情報保障等の方法も用いながら可能な限り情報が得やすいように支援を進めた上で、担当教員と協議を経て、グループの学生も一緒に、「どのようにグループワークを進めるのがいいのか」を考えていくこととなった。

2) まとめ

個々のニーズに応じるためには、多くの課題があると考えている。大学等において支援制度が定着し、法律が整備されてきた一方で、制度を利用する学生自身の成長も求められているのではないだろうか。他者と協力する経験が希薄なまま入学してくる学生も想定される。実験の事例でも述べたが、このような他者との経験が不足していると、グループで何かをやり遂げる場合に戸惑ってしまうこともあるだろう。また、高校までには無かった支援者との関係性について、支援以外のことも依頼してしまうといった線引きの難しさに直面することもある。このように、支援者を含む他者との関係性について、本人が学んでいくことも必要なのではないかと考える。

必要な支援を受けるにあたって、本人がいつも受け身でいるのではなく、自分自身から主体的に支援内容を作ることが大切ではないだろうか。そういう意味において、支援室では支援を進めるだけでなく、教育的な働きかけも必要になってくるのではないかと考えている。

3. 質疑応答、ディスカッション

(ファシリテーター：萩平隆誠氏、パネラー：池谷航介・田坂祥子氏)

萩平／まずファシリテーターの立場から補足説明をお願いしたい。私立大学において、合理的配慮の提供は「努力義務」ということになっているが、努力するだけでよいのか。

池谷／法では、国公立大学は行政義務、私立は努力義務と分けた記載になっている。しかしながら、法律自体の理念や、条約等の考え方を踏まえ、前提として「果たさなければならない義務」であるということを確認しておきたいと考える。「努力義務」の表示になっているのも、もう少し言葉を加えるなら、「当面の間、体制が整うまでの間の努力義務」という扱いと捉えておきたい。前例としては、1972年に成立した男女雇用機会均等法も、スタートの時は、「努力義務」の取扱いがあった。ところが1997年の段階で、「努力」が削除されている。私学と国公立で何か取扱いに差があると捉えるのではなく、「義務」という言葉、そして法律の理念が照らしているところを十分に踏まえる必要があると考える。



写真 ディスカッションの様子（左から、萩平氏、池谷、田坂氏）

会場／池谷氏の事例(スライド16)にあったような書字によるレポート作成に不安があるという聴覚障害学生への配慮はどのように行っているのか。

田坂／聴覚障害があり、声音での講義ではなかなか内容に参加しにくい場合、情報保障等は修学にあたって必要な支援なので当然提供の義務がある。ところが書字の支援まではどうかということになると、検討が必要だろう。合理的配慮の提供という意味合いにおいては、必要なことはここまでという線引きが存在するかも知れないが、個別の学生のニーズを対話によって把握していくと、書字に関して明らかなニーズが生じている場合もあるだろう。「こういう合理的配慮をすれば良い」という例示をそのまま当てはめるのではなく、個々の状況に応じた支援を進めていくことが重要である。ただし、こちらが気を回し過ぎて必要以上の支援になっていないかについては、支援を進めながら対話によって見直していくことが必要ではないかと考える。

会場／合理的配慮か、教育的配慮なのかという点について聞きたい。正課に関する情報保障は必要なものだが、時間外のものについては判断や対話が求められるという説明があった。時間外であっても必要といえる支援があるのではないかと考える。



池谷／どこまでが正課として捉えられ、「必要支援」なのかを見極めなければならないと考える。その上で必要と認められるならば、当然時間外にも必要支援があり得るのではないだろうか。必要であるかどうかの評価にあたっては、その都度見直していくことも求められるだろう。例えば時間外の支援を進めることによって、むしろ本人がチャレンジできる機会を奪ってしまっていないかどうか等、評価を定期的に行う必要がある。また、教員がシラバスに必要な事項を詳細に記載し、時間外学習の内容を示すこと等によって、合理的配慮につながるケースも多いことだろう。

到達点と課題

本分科会を通して、障害者差別解消法の基礎と、合理的配慮の提供にあたってどのような点に留意すべきであるかといったことについて、共通理解を図ることができたのではないかと考える。後半の質疑応答では、どこまでが必要な支援といえるかについて、本人のニーズ、担当教員の目標設定、周囲の状況等、様々な把握を進めつつ、見直しを行っていくことの重要性を確認することができた。今後も支援にあたっては、合理的配慮なのか、教育的配慮なのかという線引きの難しさが伴うことだろう。このような場合の対応に関し、本分科会で十分な例示を行うことはできなかったが、学生の側に立ってニーズを把握することから支援がはじまるのだということの共有が果たされていれば幸いである。

差別解消法と 合理的配慮の提供について

2016.9.8
大阪教育大学教職教育研究センター
池谷 航介

1

理解のためのキーワード

障害を理由とする

差別の解消の推進に関する法律
(2016.4.1施行)

- 「障害」の定義
- 不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供義務

内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のページ
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

2

障害者

定義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(基本方針) 2015

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。※

3

障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律

- 2013年成立(2016年4月施行)
- 全ての行政機関・事業者において、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務※付ける法律

※国公立は行政義務／私立は努力義務

4

不当な差別的取扱いの禁止

- 障害を理由として障害者の権利利益を侵害することは行ってはならない(=禁止)

5

不当な差別的取扱い例

- 障がいがあることを理由に受験・入学・授業受講・指導・実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 手話通訳、手書きノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること

6



不当な差別的取扱いとはならないもの

- 不平等を是正することを目的とした
異なる取扱い

例(試験時間の延長)

- 正当な理由のあるもの
=本人、関係者、第三者の
権利利益を損なうもの

例(事業の安全や目的の保全等)

※一般的・抽象的な理由は不可・説明責任有

7

不当ではない例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認すること
- 障がいのある幼児児童生徒等のため、特別支援学校・学級等において特別の教育課程を編成すること

8

合理的配慮の提供義務

- 「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、(中略)～合理的配慮の提供をしなければならない」

9

合理的配慮の提供義務

- 「意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、(中略)本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、(中略)合理的配慮を提案するよう努めなければならない。」

10

合理的配慮の提供にあたって

(まとめ)

個々のニーズに応じ、
できること、すぐにはできないことを説明し、
たゆまぬ対話によって
合意形成を図る。

11

(現時点における)過重な負担

個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する

障害者にその理由を説明し(説明責任)、理解を得るよう努めることが望ましい※

- 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

12

【事例】

聴覚障がいを持っている学生のケース

- 聴覚障がいがあり、手話言語を主として生活している学生から、就学(入試)に関する相談を受けた。

13

(1) 前提事項の確認

○「就学」を前提とした対話姿勢の重要性

就学とその後の修学が可能かどうかではなく、就学することありきで相談を開始する

14

(2) 説明

◎「入学が決まれば予算化を行って、修学を支援するため、手話通訳並びに文字による情報保障等、意思疎通支援のための支援員を確保できるように考えていますが、人材も体制もこれからの状況です」

(実現可能性の課題・人的制約)

15

合理的配慮と教育的配慮

(事例)

聴覚障がいがあり、講義の受講にあたっては、情報保障と、発表等に応じた手話の読み取りによる通訳を必要としている。

また、書字によるレポート作成には不安があるため、自主学習時に手話通訳が可能な支援者によるサポートを希望している。

16

おわりに

対応要領や指針等の例示に該当するかではなく、

個々のニーズを本人との対話や活動への参与によって把握したうえで、

定期的な見直しを行いつつ、個に応じた配慮を提供する。

17





セミナー1 聴覚障がい学生支援におけるポイント

同志社大学 学生支援センター障がい学生支援室 コーディネーター 田坂祥子氏

聴覚障がい学生支援におけるポイント

同志社大学 学生支援センター
障がい学生支援室
障がい学生支援コーディネーター 田坂 祥子

1

聴覚障がい学生への支援について

I.同志社大学での支援状況

2016年度 春学期現在の状況より

II.具体的な支援事例より

障がい学生からのリクエストと対応

- ① 語学関係の授業での事例より
- ② 実験/実習授業での事例より
- ③ 臨時の支援要請

III.現状の課題

「サポートを受ける」という責任について

2

I.同志社大学での支援状況

3

I.同志社大学での支援状況

同志社大学について

2016年5月現在

教学組織	14学部16研究科
学生数	学部生 27,053名 大学院生 2,406名
教員数	専任教員 811名 嘱託講師 1,567名
2つの校地	京田辺校地 約9,000人 今出川校地 約20,000人

●同志社は1875年(明治8年)11月29日、新島襄により生徒8名、教員2名の英学校として京都の地に創立された。以来、キリスト教主義を徳育の基本とし、「教育あり、知識あり、品行ある」「一画の良心」ともいうべき人々の養成をめざして今日まで歩んでいる。

4

I.同志社大学での支援状況

2016年度	障がい学生全体数	制度利用学生数
	150人	40人

2016年度	学生スタッフ	一般スタッフ	合計
()は活動者数	245 (143)	27 (7)	272 (150)

サポートスタッフ (=支援学生)数

5

I.同志社大学での支援状況

2016年度春学期 障がい学生支援サポートスタッフ (=支援学生) 派遣状況

サポート内容	週当たりコマ数 (コマ)	サポートスタッフ数 (4月20日現在延べ人数)
パソコン通訳 (遠隔含む)	24	53
パソコン通訳+ノートテイク (遠隔含む)	15	32
ノートテイク	2	2
代筆・ポイントテイク	20	20
車いす・トイレ・食事介助	3	3
合計	64	110

サポート内容	週当たりコマ数 (コマ)	サポートスタッフ数 (4月20日現在延べ人数)
パソコン通訳 (遠隔含む)	13	26
パソコン通訳+ノートテイク	0	0
ノートテイク	0	0
代筆(講義内補助、対面開講、付添含む)	51 (内ヘルパー対応12)	51
車いす・トイレ・食事・ストレッチ・移動介助	115 (内ヘルパー対応25)	120 (内ヘルパー対応25)
合計	179	197

6

II. 具体的な支援事例より

7

※各学期の初めに先生方には「配慮依頼文」をお届け

【授業時の配慮依頼文の本文（学期初めに送付）】

2020年 4月 8日

（講師の方へ） 様

同志社大学〇〇学級
△△△△△

課外に学生に対する授業配慮について（依頼）

課外に学生に対する授業配慮は、事前に障がいを持つ学生が登録しております。つきましては、授業運営や試験実施に「配慮」をお願いします。

なお、本学課外では通常本人から各科目担当の先生方へ登録をおこなうよう指導をしております。申し込みにあらずに、運営に配慮を願うものとなります。

（1）科 目 名
「〇〇学級 科目名」（授業期） 曜日 時間

（2）受講生
学級名：〇〇学級 〇〇学級〇〇学級 今年度 人数

（3）障がいの状態
「本文に添付」
→ 障がいの状態
→ 配慮に配慮いたします。
→ 配慮をお願いします。調整は必要とするものがあります。

（4）お願い
授業には事前にご対応いただくようお願いいたします。
課外に学生登録から発生している「障がい学生登録情報」登録済みのため必ず「配慮」をご依頼ください。ご依頼がございましたら学級事務室までご連絡ください。よろしくお申し付けください。

連絡先：同志社大学 教務事務センター（〇〇学級担当）
TEL: 075-460-XXXX (Ext:XXXX)
E-MAIL: 〇〇学級事務室

また、〇〇学級事務室
TEL: 075-250-XXXX (Ext:XXXX)
E-MAIL: 〇〇学級事務室

「授業運営や試験実施に
あたり・・・」

- (1) 科目名
- (2) 受講生
- (3) 障がいの状態
- (4) お願い
- (5) 連絡先を明記

8

障がい学生からのリクエストと対応

II. 具体的な支援事例より

① 語学関係の授業での事例より（英語）

●リスニング/スピーキングを重視する授業内容

- よりコミュニケーション（聞く/話す）が重視される傾向
- 英語の発音/聞き取りができないと授業参加できない（日本語で口話ができても英語では異なるのに…）

●CDを必ず聞くことが毎週の課題

- 補聴器をつけていれば何か聞こえるのでは？
- 他の学生はCDを聞き穴埋めすることが課題なのに、CDを聞かなくてよいとすると問題も解かなくてよいこと→不公平では？

- ▶聞く/話すいずれも英語で求められるのは難しい
- ▶音声以外の方法でも英語を理解しコミュニケーションが図れると理解してもらいたい
- ▶音声を伴う課題は、文字に換えてもらいたい

→学生本人/担当の先生（語学担当の先生）/学部事務室の担当者/障がい学生支援室の4者（5者）で相談/検討 --- 別課題を設定して頂くことに

9

① 語学関係の授業での事例より（英語）

II. 具体的な支援事例より

●授業内の発表も英語

- 授業内で学生が発表する際も、英語を使うことになっている（学生の発表は声が小さく通訳者が聞き取れない）（通訳したところで内容が合っているのか不明）

- ▶「発表する」ことが大事（内容に誤りがあっても多少は可）であれば通訳してもらえば必要はない
- ▶大事な内容であればきちんと理解してほしいが、通訳スタッフに負担をかけるので無理なリクエストはしたくない

→授業/発表内容の軽重は障がい学生/支援学生では決められない
担当の先生と密に打ち合わせて「どこ」を押さえるべきかをご指示頂くことに
【聞き流す】ことのできない障がい学生と、彼らをサポートする支援学生にとっては、先生からのご指示が非常に重要

10

② 実験/実習授業での事例より

II. 具体的な支援事例より

●作業を伴う授業内容（1人1台PCでの作業等）

- 先生からの指示を聞きながら作業を進める
- 通訳画面・自身のPC画面・隣から院生が指示
→見る所が多すぎる/見落とすと作業が分からなくなる

- ▶サポートは遠隔での通訳をお願いしたい（PC画面を少なくしたい）
- ▶周りに学生が隣同士で相談しながら作業しているように、自分も院生に多少の質問や作業について相談したい（★）

→★部分については、学生本人/担当の先生/院生TA/学部事務室の担当者/障がい学生支援室の5者で相談 --- 「必要な配慮」について確認

●グループワークで進める実験

- 実験方法は通訳で理解できても、実際に進めるのはグループで
- グループ内のメンバーの口数が少ないと、通訳することもできず障がい学生にとっては何も分からない時間が過ぎるだけ…に

→サポートで何とかできるという範囲ではない。障がい学生自身がグループや周りの学生とどう関わっていくのか？が問われる内容（支援室/支援学生からグループワークを進めるうえでの様々な工夫を提案）:

③ 臨時の支援要請

II. 具体的な支援事例より

●他大学との研究室交流にてPC通訳を要請

- 研究発表の時間もあるが、全体的には「交流会」となっている
→正課なの？単なる交流なの？どこまで通訳を派遣すべき？
- 学年が上がるにつれ「講義」での通訳は減り、「研究室」での動きが増える突発的なイベントや発表の場に対してパソコン通訳要請が入ることも度々
研究室担当の先生に確認をとり、研究を進めるうえで重要かつ必要な場であること/通訳が修学上必要であること等、一筆頂いたうえで支援学生を調整・派遣

●学内で開催される講演会でのPC通訳要請

- 正課ではないが、学内で開催される講演会/講習会の場合、担当している部署が通訳などのサポートをつけることに
- とはいえ、障がい学生が直接サポートを要請しても、どのような手順でサポートをつけるのか不明な所も多いのが現状
- 障がい学生に対しては、適切な部署に支援を申し出ることを伝える一方、担当部署からの相談、実際の支援学生調整/派遣に関しては支援室で行うことに
謝礼処理などについては担当部署に依頼し、その方法を支援室がお伝えetc.

12



Ⅲ.現状の課題

—「サポートを受ける」という責任について—

13

Ⅲ.現状の課題

■学内で支援制度が定着し、法も整備されていく一方で
制度を利用する障がい学生自身の成長も求められる

【人との関わり】

- あまり関わらない/協力する経験希薄→そのまま大学生活に
- 周囲にいる支援学生→サポート以外のことまで依頼してしまう

【支援の要請】

- 本人の要望に基づいて支援を検討/決定
障がい学生が主体となって要請できることが重要
一方で、支援を受けるために必要なことへの理解も必要
- 緊急での要請/正課であると判断しにくいものへのサポート等
→必要な支援を伝えるだけでなく、支援学生養成にも関わる等

14

ご清聴ありがとうございました

15

セミナー 2

「音声認識技術を活用した情報保障—合理的配慮とエンパワメントの視点から—」

報告者：石野麻衣子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

PEPNet-Japan では 2007 年から、当時の音声認識技術を情報保障手段の要素技術の一つとして上手く利用するための手法や、その利用者からの意見等を取りまとめ、情報提供やソフトウェア提供を行ってきた。その後も、技術動向に合わせて音声認識技術の活用方法等に関して技術的な個別の相談対応も継続している。通常、音声認識技術から直接得られる字幕データには誤認識が含まれる。その誤認識の程度によって、どのような場面での利用に適するか、また、どのように活用すべきか判断が分かれることであろう。しかしながら、音声認識技術は年々進歩を遂げており、ある一時期の判断のみで、その有用性を決定付けることは当然できないために、このような機会を定期的に設けることには意義がある。さらに、当時と比べて現在は、スマートフォンやタブレットのアプリで音声認識技術を導入したものが増えており、かつ誤認識を修正したり他端末と認識結果を共有する等のインターフェースも向上し、初心者でも簡単に操作可能なものになってきている。音声認識そのものだけでなくそれを活用する技術も進歩してきたことで、高等教育現場ではトレーニングを受けた情報保障者だけでなく授業担当教員や他受講生等も加わって音声認識技術を活用していくといった情報保障の可能性が高まっている。

本セミナーでは、合理的配慮を様々な場面で実現していくために、現在の最新技術の最適な活用方法に関して考え、そして特に、エンパワメントの視点から利用学生が主体的にそのような技術を使いこなすための働きかけや実際の活用事例について触れた。

講師

三好茂樹（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授）

松崎 丈（宮城教育大学 教育学部 准教授）

石川美希（宮城教育大学 大学院生）

司会

吉川あゆみ（関東聴覚障害学生サポートセンター）

内容

1. はじめに（司会：吉川あゆみ氏）

最近、大学の講義や会社の会議で音声認識技術を用いた情報保障を実施したという声をあちこちで聞くようになった。使ってみた方の声を聞いてみると「非



写真 吉川氏



常に良かった」という感想と「全く使えなかった」という感想に二分される。なぜそうなるのか。それには、何かしらの条件や環境が関係しているのではないかと考える。今回は、講師3名の発表とディスカッションを通し、どのような条件であれば有効なのか、効果的に活用できるのかを学んでいきたい。

2. 音声認識技術とは？（講師：三好茂樹氏）

私は音声認識技術を用いた情報保障システムの開発者として、これまで研究を行ってきた。音声認識技術を情報保障の一部として利用できないか、という取り組みが始まったのは、2003年にさかのぼる。PEPNet-Japanでも一事業として取り組み、研究を重ねるうちに、従来のノートテイクとは異なるスキルが必要であることがわかってきた。そして近年、音声認識技術は進み、これを利用したソフトウェアであるUDトーク（開発：シャムロック・レコード株式会社）、Live Talk（開発：富士通株式会社）等が身近になりつつある。

音声認識技術とは、人間の音声をコンピューターに認識させ、自動的に文字に変換する技術のことである。自動的な字幕の作成を実現する方法としては、パソコン内の音声認識エンジンが働き、パソコン内で処理する方法と、音声をインターネット上にある非常に処理能力の高いコンピューターに送り、高精度で認識してそれを表示端末に返す、クラウドサービスによる処理がある。

音声認識技術の活用の際にポイントとなるのが、誤字脱字にどのように対応するかである。



写真 三好氏

例えば、スライド6枚目の認識率（正しく字幕化できる割合）80%の例を見ると、80%という一見優秀な成績に見えるものの、実際に読むとかなり読みづらく、理解に困難をきたす。エラーも、正解を想起できるものとそうではないものが含まれることがわかる。発話内容が「なぜ代わりが必要かっていうと、お金の問題です、お金」であった時、音声認識では「なぜか割は必要かっていうと、お金の問題ですかね」という誤認識の結果が表示されることがあった。文末は、本来強調の意味で「お金」

という発話がなされているが、認識結果は推測であるかのような「かね」という表記になっている。このように、音声認識は人間が容易には見抜きづらい「字幕の誤り」が存在し、これが授業内容の理解の妨げになることがある。よって、これを修正する必要があると言える。

音声認識の活用方法としては大きく分けて二つあり、全てを音声認識ソフトウェアに任せて結果をそのまま表示、または、周囲の人が推測しがたい誤字脱字を言い直したり手書きで補足したりする「直接利用」と、情報保障者が介在する方法がある。後者はさらに二つに分けられ、誤字脱字のある字幕を情報保障者が修正する「修正方式」と、話者の音声

をそのまま認識させるのではなく、発話の明瞭な情報保障者（リスピーカー）がリスピーク（同じ内容で発話し直すこと）を行い、それでも発生する限られた数の誤字脱字を情報保障者（修正者）が修正した上で表示する「リスピーク方式」がある。

音声認識エンジンの認識率は「利用するアプリ」と「発話者」の組み合わせによって、50%～90%と幅が広い。ある音声認識アプリを本学の教員 2 名の授業で試したところ、平均約 80%と平均約 90%であった。それらの誤認識を許容できる局面とできない局面が存在し、できない局面の場合には理解の妨げになるものについて修正が必要なため、そのために情報保障者を介在させることになる。

現状では、音声認識技術の「直接利用」を用いるとすれば 1 対 1 の会話や少人数のミーティングが向いている。授業で使用する場合は高い精度が必要とされるため、リスピーク方式や修正方式など、情報保障者を介在させる方法で、人員や予算も照らし合わせて漸近点を見いだしていく方法をおすすめしたい。

音声認識技術は、人工知能をはじめとした技術の発達にともない、めざましい進化を続けている。情報保障者が介在する方法では聴覚障害学生は先生の語尾まで把握することができ、論理展開がわかりやすくなることから、厳密な議論の中に入っていくやすいというメリットがある。ただし、従来のパソコンを用いた文字通訳とは全く別の情報保障のあり方になるため、メリット・デメリットを把握しながら比較・共存も大切である。ぜひ今後も音声認識技術の進化に注目し、情報をアップデートしていただきたい。

3. 音声認識技術を活用した情報保障—合理的配慮とエンパワメントの視点から—

（講師：松崎丈氏）

本日は、音声認識を合理的配慮とエンパワメントという視点から見た時、何を考えなければいけないかをお話したい。

私が勤務する宮城教育大学には、聴覚障害学生 9 名が在籍しており、また聴覚障害のある教員 1 名、職員 1 名が働いている。これらの学生・教職員はそれぞれニーズが異なっており、それにあわせて手書きノートテイク・パソコンノートテイク・音声認識・手話通訳・補聴援助システム等を提供している。私自身は、常日頃から手話通訳がつかない時の情報保障や、質の高い情報保障について考えており、その中で UD トークという音声認識アプリを試したところ、自分自身のニーズに合致するかもしれないという感触を得た。認識率の高さではなく、ニーズに合致する可能性を感じたために選択したという状況がある。

UD トークのサーバー型音声認識エンジンは、人工知能を搭載した AmiVoice® Cloud であり、従来の音声認識ソフト（スタンドアロン型）よりも認識率が高い。例えば、UD トークが認識しやすい話し方をした講義であれば、スライドの 6 枚目のように、少ないエラーで認識することが可能になる。

音声認識に必要な機材や設定についてだが、UD トークの場合はスマートフォンやタブレット端末を QR コードで読み込むことで相互接続可能で、認識結果を修正した場合も、





つながっている機器同士で瞬時に共有することができる。また、法人契約をすることで、時間の制限なく使用できるようになり、単語登録も可能になる。つまり、話し方等注意点はあるものの、以前の音声認識を用いた情報保障と比較して簡易性が増したと言える。

具体的な使用場面としては、例えば、私が担当する大学院での講義で、5～15名の院生とのディスカッションでUDトークを使用している。音声認識を利用することで、実際に彼らが話す言葉や論理展開を可視化できるようになり、より踏み込んだ教育が可能になった。先ほど三好先生のお話の中で、「直接利用」と情報保障者を介在させる方法が紹介されていたが、私は当事者同士で相互協力し直接利用することが多い。大学院での講義の場合も、発言者の隣の学生が修正を担う形で、全員が修正を担当する。音声認識がなされやすい発話方法をするよう注意すれば認識エラーは非常に少なくなり、修正者の負担もそれほど過重ではない。なお、聴覚障害学生が受講する講義では、しょうがい学生支援室から修正者を派遣するという「情報保障者介在」を原則としている。



写真 松崎氏

次に、音声認識について合理的配慮の観点からお話したい。予算の観点からも音声認識を通訳者が手配できない際の代替手段として利用するという話をよく聞くが、それよりも、合理的配慮の観点から利用者のニーズに合致するかを考える必要がある。音声認識は表示される文字情報が非常に多くなるが、それを大学1年生が90分間追い続けられるかということ、恐らく難しいと思う。学年が上がり、また大学院に進学すると、どのような日本語が使われているのか、どのような論理展開なのかを知りたいというように、ニーズが変化する。このようなニーズとの合致を、合理的配慮の点から検討することが大切になる。

また、UDトークを利用して、エンパワメントとの関連も非常に深いと感じた。手話通訳やノートテイクは第三者の手を借りるものだが、UDトークは一般の聴者に話し方を注意していただければすぐに利用できる。ろう当事者がUDトークの使用上の注意等を説明することで聴者との対話が生まれ、これが音声認識技術をうまく活用する環境を構築できるかどうかの鍵になる。

ろう当事者としては、UDトークを利用することで、聴者の先生や学生の発言の本質を知ることができた。そして意外な効果としては、第三者である支援者に委ねられがちであった「支援」にろう当事者も加わることができたという点が挙げられる。どのような話し方をすればよいか、認識率が悪いときはどのような工夫ができるか等、聴者と自然にディスカッションするという空気が生まれた。UDトークを使っている委員会の会議では、聴者の教員から自分が松崎先生に発信できずどうしたらいいか悩んでいたところを解決してくれて感謝しますと言われたことも。今後、認識率を上げるための話し方や環境条件、認識エラーが起きたときに相互協力のあり方など、良い利用事例を蓄積し発信していきたい。

4. 音声認識技術を活用した情報保障—合理的配慮とエンパワメントの視点から—

(講師：石川美希氏)



写真 石川氏

現在、宮城教育大学大学院で学んでおり、音声認識を利用して講義等に参加している立場からお話したい。学部生の時から情報保障をつけて学んでいるが、この時は手書きノートテイク、パソコンノートテイクを中心に利用していた。大学3年の時に教育実習先の先生から音声認識を紹介されたが、当時は認識率がかなり低く、利用しなかった。大学院に進学し、松崎先生からUDトークを紹介された当初も、学部の時の記憶があり抵抗があった。しかし一方で、専門用語が頻出する講義に学部学生のノートテイク者についていくことができるかという不安もあり、また大学院の講義は少人数であることから、UDトークを検討することにした。実際に試してみると、認識率もかなり高くなっており、また講義を担当する先生の発話と音声認識の相性が非常に良かったこともあり、導入することに決めた。

UDトークを利用する際には、私からみなさんに使い方や留意点をお話しており、アプリの使い方や認識率を高めるためのコツを説明している。大学院での講義では、直接利用ではなく、修正のための情報保障者1名を介在させている。これは、先生の発話の認識率が高いものの、他受講生の認識率がそこまでではないためである。表示機はiPhoneとiPadで、iPadは他の受講生も見える位置に置くことで、自分の発話の認識結果を自分で確かめられるようにしている。修士論文の発表会ではスクリーンにも認識結果を表示するなど、場面に合わせて機器を選択している。

利用の成果としては、講義形式に合わせて選択できる情報保障のバリエーションが増えたことにある。また、自分がやりやすい情報保障を選ぶことができるようになった。「情報保障に使われる」のではなく「情報保障を使う」ことが非常に大切だと思う。また、UDトークは利用者だけでなく、教員、他受講者が共に考え協力することが大切だと言える。さらに、発話が苦手な私にとっては、UDトークの読み上げ機能に大変助けられており、視覚障害者と直接コミュニケーションをとることができるようになった。一方で課題としては、人によって認識率に差があること、読み上げ機能において「長尾(ながお)」を「長尾(ちょうお)」と読んでしまうなど、読み間違いがあることが挙げられる。音声認識利用者としては、うまく使いこなすことで、非常に心強い武器になると感じていることを最後にみなさんにお伝えしたい。

5. ディスカッション

吉川／音声認識の導入を検討する際、学内で必要な他部署との連携について教えてほしい。



また、パソコンノートテイク等の経験が全くない大学でも音声認識は有効に働くか。最後に必要な経費についても伺いたい。

三好／一度使用して特に問題がなければ将来的にも問題ないと思うが、そうではない場合、学内でネットワーク等の制限がかけられている可能性がある。また、支援担当者の技術的な知識の有無も、導入にあたっては問題になってくる。このようなことを考えると、はじめからメディアセンターとリンクして進めた方がスムーズに導入できると思う。

全く情報保障経験がない大学が導入可能かという点についてだが、音声認識は従来の情報保障技術とは異質なスキルが必要になるとは言うものの、エッセンスとしてはそれほど多くは変わらない。誤変換の修正には、発話内容を記憶しながらキーボードを使って確認修正作業を同時に行うスキルが必要になり、これはノートテイクや手話通訳者にも共通する技術で、もともとこれらをやっていた方の方がアドバンテージは高いと考える。

経費について、UD トークの教育機関向けプランの場合は初期費用に5万円程度、初年間の利用料が20万円程度になる。情報保障者の介在については、最初は復唱2名、修正2名の計4名でスタートし、状況に応じて徐々に減らし1名にできれば、ノートテイク2名体制よりは安くなる可能性も多少ある。ただし、情報保障者を何名にできるかは授業の状況（先生の発話・説明スタイル）によると考える。

吉川／認識率を上げるためには、聴覚障害のある利用者が環境整備をする力が必要になるとのことだったが、その力をどのように身につければ良いか。

松崎／音声認識だからといった特別なプロセスはなく、それまでの情報保障利用経験の中で身につけていくものなのではないかと思う。手書きノートテイクやパソコンノートテイクを利用し、字幕を見て理解する経験を積み重ねていくとともに、学びの深まりによって、より情報がほしい、もっと知りたいという欲求を感じる経験が重要である。不足している部分をどのように求めていくか考える経験は、音声認識技術の活用においてもつながってくると思う。また、情報保障現場で何かトラブルが起きたときに、支援者任せにせず、自ら聴者に働きかける経験を積み重ねることも大切で、これらの経験を意図的に作っていくことが重要になるかと思う。

吉川／聴覚障害学生には、わからないことを当たり前を受け止め諦観する学生も多く見受けられる。そうではなく、欲求が生まれるタイミングをうまくつかみ、そこに機会を提供することを繰り返すことで「自分はこれだけわかるようになった」という経験を積むことが重要だということだと思う。

最後に、実際に音声認識を利用している学生の立場として、音声認識とその他の情報保障の決定的な違いは何だと感じているか、石川さんに伺いたい。

石川／これまで様々な情報保障を受けてきたが、UD トークは情報保障者と利用者だけで成り立つものではなく、先生方や他の皆さんの協力を得ることで環境を作ることができるという点で、他の情報保障と異なると感じている。

まとめに代えて

音声認識技術は近年の技術の進化に伴って認識率が飛躍的に向上し、これを用いたソフトウェアやアプリケーションの開発も相まって、大学での情報保障手段の一つとして検討されることが増えてきた。しかし、普及し始めたばかりの技術ということもあり、正しい知識や有効な活用手段、押さえるべきポイントが広く共有されていない状況にある。

今回は、音声認識を用いた情報保障技術の開発をしてきた専門家から音声認識の基本的な仕組みを学び、実際に活用している聴覚障害当事者の教員及び学生からの報告をもとにこれらを学ぶことができた。特に、①「大学という高い精度が求められる場においては、状況に応じて復唱者や修正者を介在させる必要があること」、②「導入の観点として、聴覚障害当事者のニーズに合致するかどうか重要であること」、③「聴覚障害学生と教員、他学生が協力することでより音声認識に適した環境構築が可能になること」、④「③を実現するために聴覚障害学生が主体となって動くというプロセスが、エンパワメントとして有効であること」が述べられ、参加者と共有できたことは非常に有意義であった。

多くの聴覚障害学生にとって音声認識が有効な情報保障手段のひとつになるよう、今後はさらに事例を蓄積・共有し、検討していくことが求められるであろう。



写真 参加者の様子





セミナー2 音声認識技術を活用した情報保障 —合理的配慮とエンパワメントの視点から—

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 三好茂樹氏

PEPNet-Japanシンポジウム
(2) セミナー

② 音声認識技術を活用した情報保障
—合理的配慮とエンパワメントの視点から—

国立大学法人
筑波技術大学
障害者高等教育研究支援センター
三好茂樹

1

参考 (プロフィール)

• マニュアル執筆分担
• ソフトウェア開発

2

参考 (プロフィール)

• リスピーカー養成講座

3

音声認識技術とは？

人間の音声をコンピュータに認識させて
話し言葉を文字に変換する技術

音声 → 自動的に… → 字幕 (話し言葉)

4

現在の仕組みは？

音声 → 自動的に… → 字幕 (話し言葉)

手元の端末がどのような物かは関係がない

- パソコン内で処理 (パソコン内, LAN内のみ)
- クラウドサービスで処理 (インターネットへ)

5

エラー (誤認識) を含んだ認識結果の例

一件、市販されている音声認識ソフトとパソコンの組み合わせで気軽に住んでいる。試してみると、場合によってはそこそこの字幕制度で提示できていると戸舎は感じる。松田の、話沖縄、字幕を見ると、あまりわかりにくさは関係ないため、しかし聴こえる者が考える事、音声認識による沈黙は若やしない。

音声を沖縄金額を見ることと、地獄の運用を見ることでは、全く字幕の分かりやすさに対する以上異なる。特に選定の聴覚障害学生にとっては、後世に頼ったと石が困難であるため、5認識の最も意味の類推が聴こえる学生本当容易ではない。5意識が仮にほとんどなかったとしても、そもそも話し言葉をそのまま文字化した字幕は、分かりやすいものではない。話し言葉には書き言葉にはあまり見られないボイラーが多く含まれている。

6 **80%**

エラー（誤認識）を含んだ認識結果の例

一件、市販されている音声認識ソフトとパソコンの組み合わせで気軽にできそうに見える。試してみると、場合によってはそこそこの字幕精度で提示できていると聴者は感じる。松田の、話を聞きながら、字幕を見ると、あまりわかりにくさは関係ないため、しかし聴こえる者が考えるほど、音声認識による沈黙は分かりやすくない。

音声を聞きながら金額を見ることと、地獄の運用を見ることでは、全く字幕の分かりやすさに対する印象が異なる。特に選定の聴覚障害学生にとっては、音声に頼った類推が困難であるため、5認識の最も意味の類推が聴こえる学生本当容易ではない。5認識が仮にほとんどなかったとしても、そもそも話し言葉をそのまま文字化した字幕は、分かりやすいものではない。話し言葉には書き言葉にはあまり見られない*文法エラー*が多く含まれている。

90%

エラー（誤認識）を含んだ認識結果の例

一件、市販されている音声認識ソフトとパソコンの組み合わせで気軽にできそうに見える。試してみると、場合によってはそこそこの字幕精度で提示できていると聴者は感じる。なぜなら、話を聞きながら、字幕を見ると、あまりわかりにくさは感じられないため、しかし聴こえる者が考えるほど、音声認識による字幕は分かりやすくない。

音声を聞きながら字幕を見ることと、字幕のみを見ることでは、全く字幕の分かりやすさに対する印象が異なる。特に先天の聴覚障害学生にとっては、音声に頼った類推が困難であるため、誤認識の元の意味の類推が聴こえる学生ほど容易ではない。誤認識が仮にほとんどなかったとしても、そもそも話し言葉をそのまま文字化した字幕は、分かりやすいものではない。話し言葉には書き言葉にはあまり見られない*文法エラー*が多く含まれている。

100%

一例

認識結果

なぜか割は必要かっていうと、お金の問題ですかね。

発話内容

なぜ代わりが必要かっていうと、お金の問題です、お金。

9

一例

認識結果

なぜか割は必要かっていうと、お金の問題ですかね。

発話内容

なぜ代わりが必要かっていうと、お金の問題です、お金。

推測？

強調！

10

利用場面による2種類の活用方法（1）

見抜きづらい「字幕の誤り」の存在



授業内容理解の妨げになることも



理解の妨げになるものを修正する必要性

- ・ 2種類の活用方法（場面に応じて）

11

利用場面による2種類の活用方法（2）

認識率（正しく字幕化できる割合）：

「利用するアプリ」と「発話する健聴者」との組み合わせによって

50%台～90%台 となり、まちまち！



利用場面によって大きく分けて、2種類の活用方法

直接利用

情報保障者介在（リスピーク方式など）

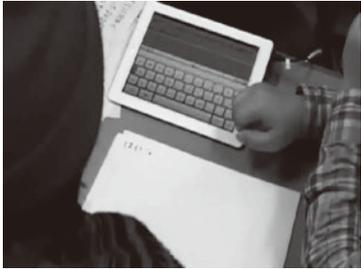
周囲の人たちの配慮やサポートで（間違いを指摘・直して貰いながら）

情報保障者の力で（高い精度が必要な場合！）

12



直接利用：対話局面での利用例



推測しがたい誤字脱字は

- 言い直し
- 手書き
- …で補足

13

直接利用

直接利用 すべて音声認識ソフトウェアに任せる



誤字脱字
混じりの
字幕

そのまま表示

情報保障者が介在する方法は？

修正方式



誤字脱字を修正

誤字脱字
混じりの
字幕

表示

これらの中間的な手法も

リスピーク方式



リスピーク
(鈍重に言い直し)

誤字脱字を修正

誤字脱字
混じりの
字幕

表示

14

本学でのリスピーク方式



リスピーカー

修正者

SR-LAN.exe クライアントソフトウェア (リスピーカー用)

SR-LAN.exe クライアントソフトウェア (修正者用)

15

本学での修正方式

講師音声の直接入力 → 2人体制の校正作業
人件費のコストダウンへ



修正者のみ

筑波技術大学 / 産業情報学科・加藤先生 主体

16

音声認識技術を使った講義保障例 (アメリカ)



17

まとめ (1/3)

- 近年、音声認識技術は目覚ましく進化！
- 一対一の会話や少人数でのミーティングにて、参加者の“配慮”があれば有効に機能する (直接利用)



18

まとめ (2/3)

- 講義に対する情報保障では、高い精度が要求されるので、情報保障者が介在する利用方法がお勧め



講義によって、最低限必要な“構成”が異なる
(リスピーク方式と修正方式の中間の人員体制を模索)

4人体制

1人体制

19

まとめ (3/3)

- PCテイクとの比較・共存も大切
- これからも技術は進化を続けます！
現在のノウハウがすぐに古くなってしまいますので、定期的に知識のアップデートを！

20



音声認識技術を活用した情報保障

—合理的配慮とエンパワメントの視点から—

宮城教育大学
特別支援教育講座
准教授 松崎 丈

1

宮城教育大学



■ 本学の特色

北海道・東北唯一の聴覚障害領域教員免許状取得
全学生の10%がしょうがい学生支援活動を実践

■ ろう・難聴の学生・教職員の人数（平成28年度現在）
学生9名（学部7名、大学院2名）、職員1名、教員1名

■ 聴覚障害学生支援の流れ

平成 7年度 松崎入学、合理的配慮の提供を拒否される
平成11年度 情報保障の会（学生組織）を発足
平成21年度 しょうがい学生支援室（全学組織）が設置

■ 音声認識技術の導入

平成19年度 筑波技術大学等のご支援でSR-LAN導入
平成26年度 UDトークのトライアル運用 → 法人プラン契約

2

UDトークの特徴

—特に本学で利用している機能—

【音声認識の機能】

■ 日本語音声認識エンジンAmiVoice®Cloud

【その他の機能】

- QRコードをカメラで読み取ってスマホやタブレット等のアプリ同士を接続してやりとりを行う
- 認識（入力）結果を手書きやキーボードで修正可
- 音声合成機能で認識結果を読み上げる
- 認識結果をメールで送信する

【法人プランで追加されている機能】

- 長時間連続の音声認識を含むフル機能の提供
- サポート（現場でのニーズに応じて機能追加等）追加してもらった機能 ガイドの表示、行間調整など
- UDトークサーバーの活用
- ウェブブラウザで単語登録ができる機能

3

宮城教育大学における利用場面

■ 松崎 丈（教員）

授業 約5～15人規模の授業（直・介）
会議 複数人での打ち合わせ、委員会等（直）
研修 新入生合宿（介）
教育実習 訪問先で学生や教職員との話（直）

■ 石川美希（大学院生）

授業 大学院授業（介）

■ その他（他教職員）

学部・大学院の授業等（直・介）、
教員免許状認定講習、学校支援、
議事録作成、ビデオの字幕制作、窓口対応等

直接利用→直、情報保障介在→介

4

音声認識技術の導入・利用

■ 合理的配慮の観点から

- ・ 教育機関の過重な負担（人的・体制・費用等の課題）の軽減を必ずしも第一の目的としているのではない。
- ・ あくまでも聴覚障害学生が、学問を学ぶ立場として、論理の構成や専門用語の概念等を可能な限り直接把握したいという意思表示から。

■ ろう者の教員の立場から

- ・ 教育的観点から、学生の日本語音声での表現や論理構成を確認・指導できる利点がある。

5

音声認識結果の一例

特別支援教育関係の講義から（※修正前）

平成19年5月のデータで、つまり特別支援教育がスタートした年のデータなんです。お手元の資料には、1番新しい平成26年のデータが示されています。ちょっとだけ割合が違っているのがご覧いただけるでしょうか。特殊教育というのは特別支援学校等特別支援学級、それから通級による指導この三つの特別な指導の場。学んでいる子供たちの教育を特殊教育と言っているわけです。特殊教育の時代の割合としてはですね、約2%小中学校年齢にいる児童生徒を1082万人当時したわけですが、このうちの2%がこの三つの特別な指導の場で学んでいた。それ以外に通常の学級に6.3%の発達障害の可能性のある児童生徒がいるということがわかってきてわかってきたわけですね。障害の軽い重いということは無視して、単純な数字の比較でいうと実はこの三つの特別な指導の場で学んでいる子供の3倍の子供が特別な指導を受けずに通常学級にいる率がある可能性のある児童だったということなわけです。これが現代編平成26年になると子供の数は60万人ぐらい減っています1019万人という。数ですけれども、割合は実はふえていって三つが特に三つの特別な指導の下で学んでいる子供たちは3.33%ということになります。

音声認識技術の導入・利用

■エンパワメントの観点から

- ・従来、情報保障の「場」を構築する役割は、第三者である支援者に集中しがち。
- ・音声認識技術を使うのは、聴覚障害学生ではなく、一般の聴者（教職員や学生）であり、適切に利用できる必要。
- ・そのため、情報を獲得する主体である聴覚障害者は、一般の聴者との「対話」による、音声認識技術を活かした環境を構築することが求められる。

■エンパワメントの意味

- ・抑圧されてきた人々自身が、支援者の助けを借りながら、対話と学習を通して自身がおかれている状況を客観化し、自覚し、主体的に変革していく過程。
(パウロ・フレイレ (2011) 「被抑圧者の教育学」, 亜紀書房)

7

エンパワメントにおける「対話」

「人間への信頼は対話の“先駆的”与件とでもいおうか。…対話的な人は、十分に人間を観察できる批判的な人でもある。人間は行動でき、想像でき、変革する力があることを知り、同時にそういう力は阻害され、貶められることもあることを知ったうえで、批判的な信頼を持っている、ということである。…自らが創造し、変革する力があり、きっぱりと否定されるような状況があったとしても、ふたたび再生することを確信している。…対話というものは、“よりよき存在”に近づきたいとする人間同士の出会いなのであるから、絶望のうちにやられるものではない。」 (パウロ・フレイレ, 2011)

8

エンパワメント・アプローチ

(Cox & Parsons, 1997)

1. カウンセリング次元

個人が自己に対する信頼を回復。本人の強さ・健康さにも焦点を当てつつ、弱さも肯定的に受容できる強さを。

2. 相互支持次元

共同的体験の確認が柱となり、やがて無力であった本人がメンバーを助け、助言し、資源を紹介するようになる。1と比べてより能動的。

3. アドボカシー次元

身近な環境に対し、自分の権利や要求を主張するよう励まされる。難しい場合は、アドボケイト（代弁者）が働きかける。施設や機関との関係構造に変化をもたらすため、適切に自己のニーズを説明するコミュニケーションの向上が必要。

4. ソーシャルアクション次元

新たな社会資源の開発、世論の喚起、制度の改革などの目標に向けた運動への参加、あるいは運動の組織化といった社会的な行為を行う。既存の集団に参加する、あるいは本人自らイニシアチブをとって仲間作りや勉強会の主催、運動の組織化をする。

9

どのように導入・利用したか？

■まず自分自身がいか「場」を構築できるか実践。

- ・本学では情報保障が十分に認知されており、私が会議や打ち合わせ当日にUDトークを用意しても利用を快諾。
- ・UDトークを使う際に、①音声入力の注意点3か条を掲示（近づけて話す、句読点を意識して話す、はっきりと話し続ける）、②認識結果をスクリーンに投影、③予測不可の誤認識が生じた場合は出席者がリスピーク、筆談による修正などを行うことを要請。

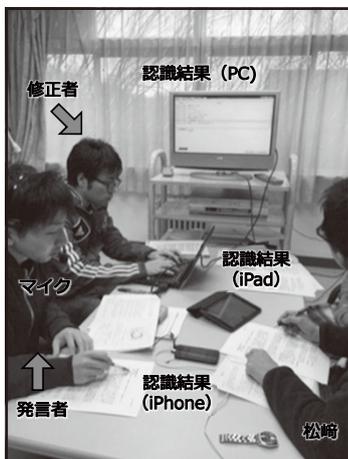
■会議や少人数の授業等様々な場面での利用法を模索。

- ・教育・心理、法律、会計など様々な場面で用いることで音声認識技術がどこまで認識できるのか、どのような周辺機器（マイクや端末の種類等）を使うかなどを実践。

■聴覚障害のある大学院生にUDトークの利用を提案。

- ・情報保障の経験があり、かつその場にいる者と建設的な「対話」を図って環境を構築できそうな学生を紹介。

10



大学院講義の事例 (情報保障介在)

- 受講生3名と少人数指導。
- 文献輪読とディスカッション。
- 各端末をiPhoneのテザリング機能で接続。
- 授業前・授業中に専門用語をWebで単語登録。
- 受講生全員が修正担当。
- 発言時の挙手、復唱、筆談などによる補足などお互いに助け合う。
- UDトークの利用法を大学院生も身につけることで、授業だけでなく、修士論文発表会や打ち上げで使うようになる。

11

Webで単語登録（受講生全員で実施）

12



成果と課題

■ 成果

- ・ 一般の教員や学生の情報支援行動の発現増加。
「私たちが聴覚障害者に伝える際のバリアを松崎先生が除去したおかげで、こちらも取り組めることが増えた」
- ・ 法人プラン契約によるサポートを活用してアプリの機能を追加することで本学の情報支援を向上。
- ・ PCテイクとしても利用可能であり、情報獲得要求水準のバリエーションが広がる。

■ 課題

- ・ 音声認識技術そのものよりも使う人の側に課題があり、適切な利用方法の普及が課題。
- 例. 導入方法の不足、認識しにくい音声、誤認識に対する
に対する共通認識や対応の欠如、音環境の整備など。¹⁴

**音声認識技術を活用した情報保障
-合理的配慮とエンパワメントの視点から-**

宮城教育大学 大学院
石川 美希

1

自己紹介

- ・家族構成（父、母、弟、妹※全員ろう者）
- ・コミュニケーション方法は主に手話、筆談
- ・学部の中から宮城教育大学に在籍
- 宮城教育大学では情報保障としてノートテイク、パソコンテイクが中心
- 学部の際はノートテイク・パソコンテイクを使って受講
- 教育実習など大学外の場合、遠隔通訳を使用したこともあり

2

音声認識技術を採用した理由

- ・大学院講義の形式
- 少人数、ディスカッション
- 受講者が意見を言う機会が多い
- ・教授の音声認識率の高さ

↓

ノートテイク、パソコンテイクよりも
音声認識技術の方が良いのではないか？

→今年の4月から音声認識技術を採用

3

**音声認識技術を使用するにあたって
教授・他の受講者への配慮依頼**

- ・最低限ルール

- 1、本体と口元を近づけて話す。
- 2、句読点を意識して切れ目よく文章で話す。
- 3、騒がしい環境では話すタイミングでボタンを押して周りの雑音を入れないようにする。

- ・その他（必要に応じて）
- 例）上手く認証されなかった場合、もう一度復唱する。



4

直接利用・情報保障者介在の事例紹介①

大学院講義（介）

- 受講者3名、視覚に障害のある教授、修正者1名
- マイク(iRig Voice)…発言者の声をより認識しやすくするために使用
- iPad…認証結果を表示。場を共有するために他の受講者からも見えるところに設置。
- iPhone…テザリング機能。認証結果を表示。石川が発言する時に使用。主に石川と修正者が見えるところ（修正用のパソコンのとなり）に設置。
- 修正用のパソコン…誤認識の修正。



5

直接利用・情報保障者介在の事例紹介②

修士論文発表会（介）

- 質疑応答の際に利用。聴講者約20名、修正者1名
- マイク(iRig Voice)…発表用と質問用のマイク2台を準備。
- iPad…認証結果を表示。
- また、石川が発言する時に使用。
- iPhone…テザリング機能。認証結果を表示。
- 修正用のパソコン…誤認識の修正。
- スクリーン…認証結果を表示。



6



UDトークの使い方・留意点

今回の発表会では
質疑応答の時にUDトークを使います。

そこでUDトークを使う時、
皆様に注意してほしいことがあります。

話す時

話すときは、iPhone
画面上にある
「AmiVoice」をタップ
してください。



話す時



マイクと5cm程度の
距離を保って
話してください

話す時

この発表会ではUDトークと
手話通訳による情報保障を
行なっております。



句読点を意識して
切れ目よく文章で
話してください

話し終わったら

話し終わったら、
iPhone画面上にある
「AmiVoice」をタップ
してください。



皆様、ご協力お願い致します。

13

誤認識の修正



14

成果

- ・情報保障のバリエーション増加
→利用者が場に応じて相性の良い情報保障を選択することができる
→「情報保障に使われる立場」から「情報保障を使う立場」へ
- ・全員参加型の情報保障
→テイカーと利用者だけではなく、教授、受講者も一緒に考える
- ・発話に困難を抱える人の拡がる可能性
→読み上げ機能を使うことで視覚に障害のある人との
コミュニケーション手段の一つとして使用
→「間接的やりとり」から「直接的やりとり」へ

15

課題

- ・直接利用における困難
→声の認識率が人によってまちまち
→原因は現時点では解明されていない
- ・読み上げ機能における漢字の読み間違い
→「長尾（ながお）」を「長尾（ちょうお）」

音声認識技術はうまく使いこなすことで心強い武器に！

16



セミナー3

「聴覚障害学生の可能性を広げる情報保障支援

—さまざまな場面での取り組み事例から—

報告者：中島亜紀子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

講義形式の授業においてノートテイクやパソコンノートテイクによる情報保障を実施するという形態が普及・定着する一方、大学等の高等教育機関における教育形態の多様化に伴い、情報保障支援の方法についても多様かつ柔軟な対応が求められている。本企画では、これまでなかなか支援が及ばなかった高度専門的な場面や多様な授業形態における情報保障支援について、具体的な実践例を紹介する。事例を通して支援方法のバリエーションを幅広く提示するとともに、学修場面に応じた情報保障支援のあり方について検討する。

講師

岡田孝和（明治学院大学 学生サポートセンター コーディネーター）

楠 敬太（大阪大学 キャンパスライフ支援センター障がい学生支援ユニット）

内藤一郎（筑波技術大学 産業技術学部 教授）

司会

太田琢磨（愛媛大学バリアフリー推進室 コーディネーター）

内容

1. 海外研修における遠隔情報保障支援について（講師：岡田孝和氏）

北欧諸国で1週間研修するという演習授業があり、これに参加する聴覚障害学生に対して遠隔情報保障支援を行った。このことについて報告したい。

1) 支援方法の決定まで

2月の研修に先立ち、前年の6月から準備を始めた。まず、学生、教員との個別面談および三者の面談を行い、研修時の支援方法について検討した。教員からは、クラスメイト同士で助け合うことがお互いにとって大切な学びになるという提案があった一方、学生からはきちんと情報保障がなされるよう、また研修期間中、参加者全員が研修にきちんと参加できるように手話通訳をつけたいという要望があがった。以前、宿泊を伴うボランティア活動に赴いた際、友人の協力によるサポートを受けたが、そのときの経験も踏まえての要望であった。またこの海外研修は、学生にとって思い入れの強い授業であったため、その点からも手話通訳の要望は強かった。よって、この時点では手話通



写真 岡田氏

訳派遣の可能性を探る方向で進めることを確認した。選択肢としては、①現地で ASL や国際手話の通訳者を確保して派遣する、②日本から通訳者を派遣する、の 2 つがあった。

しかし、①の場合、学生自身が渡航までの間にそれらの手話言語を習得しなければならぬが時間的に厳しく、また②についても予算上の課題をクリアできなかったため、検討の末、夏頃に手話通訳ではなく遠隔地からの文字情報保障を採用することとなった。

2) 遠隔情報保障を行うにあたって

主な課題として、①8 時間の時差のため日本側で入力支援を行うのは夜間になり、大学に集まって行うことが難しいこと、②研修プログラム内のどこまでを支援するのかの線引きの設定の 2 点があった。線引きについては学生と面談を重ね、施設見学や授業見学は遠隔情報保障でサポートする、自由行動等の活動は現地で学生同士がサポートする、と決めた。

時差の課題の解消にあたっては様々なシステムを検討し、入力者同士が離れた場所においても連係入力ができる T-TAC Caption (開発: 三好茂樹 (筑波技術大学)) を採用することにした。秋学期に入るとシステムを試行的に使用しながら、疑問点や改善点を洗い出し、その都度三好先生から説明を受け、スタッフ・学生ともに、システムの操作方法や癖、IPtalk との違いなどについて熟知するように努めた。その後旅行会社の担当者にもシステム利用について説明し理解を得た。さらに、旅行会社を通して、訪問先の各施設のネットワークの状況についても情報収集し、現地のネットワーク業者ごとの電波状況などを把握した。また字幕の受信に本人の携帯電話を使うことになったため、学生自身もショップに何度か行って必要な設定を理解したり、利用料金について確認する等の情報収集を自ら行った。

3) 支援実施までの流れ

年明けから具体的な準備に入った。遠隔情報保障の概要についての説明とともに、当日の支援やそれまでの準備に協力できるノートテイカーの募集を行ったところ、10 名程度が集まった。その後、実際にシステムを起動して接続、入力するまでの基本的な操作を説明するため、一人ひとりの都合の良い時間に合わせて 90 分程度の講習会を 5 回ほど行った。こうした準備の一方、研修に参加する学生同士のサポートについては、対応すべき課題が生じていた。1 年間の授業を通して授業内で何度かノートテイクの練習をし、先生からは「クラス全員が順番にノートテイクをするのはどうか」と提案があったが、実際にはサポートをすることに對し積極的な学生ばかりでなく温度差が生じていた。聴覚障害学生もそのような状況でサポートを受けることに負担を感じている様子が見て取れた。そこで改めて話し合う中で、「支援をしてもいい」と言ってくれる学生に自分から頼みたいとの考えにまとまったため、先生に事情と意思を説明し、本人からクラスメイトに説明し、協力を呼び掛けた。5 名程度の学生が協力を申し出てくれた。

その後、T-TAC Caption の利用テストを様々な条件で繰り返した。学生があるテーマパークに遊びに行ったときに自分のスマートフォンを使って接続してみるといったテストも重ね、その都度出てきた問題点や注意点を 1 つのシートにまとめて全員で共有していった。そうしたテストを通して使用するマイクを選定したり、特定の条件のときにどのような工





夫が有効なのか把握していった。そして、聴覚障害学生の要望・意見も盛り込んでマニュアルを作成した。また、現地のコーディネーターや音声通訳者に対しては、マニュアルを元に把握しておいていただきたいことや、想定されるトラブルやその際に対処法をまとめた文書を、旅行会社を通して事前に送った。渡航直前には、授業を利用して遠隔情報保障の最終リハーサルを行い、マニュアルの最終修正をして本番に臨んだ。

4) 支援を実施して

研修中の支援は、おおよそスムーズに行われた。以下、聴覚障害学生の感想をVTRで紹介する。(以下、学生が語った内容の要旨)

- ・遠隔情報保障をすると決めてから研修に行くまでの間には、支援の準備や練習などでサポートセンターや友人に負担がかかることなどを思うと、そこまでして自分が海外研修に行く意味はあるのか、と悩んだこともあった。
- ・先生からクラスメイトに「耳が聞こえないから助けてあげて」と頼むことや、そのような雰囲気を作ってしまうのは何か違うような気がしたので、自分はこうしてほしい、こういうときはこうしてほしいなどと要望を伝えたいので「サポートしてもいいよ」と言ってくれる学生に、自分でお願いをすることにした。
- ・実際に遠隔情報保障を使ってみて、みんなと同じタイミングで情報が得られたことは非常に良かった。通信が切れて情報が途切れたこともあったが、現地で友人がノートテイクをして補ってくれた。
- ・それまで支援を受けるのは申し訳ない気持ちも強かったが、この研修での支援を通して、どんな方法で支援してほしいのか自分から伝えていくことができるようになったと思う。

5) 遠隔情報保障支援のポイント

「現地で通訳がつけられない代替として遠隔情報保障を利用する」と大学が決めるのではなく、建設的対話、つまり丁寧に対話を重ね学生の意志を尊重した上で納得感を醸成しながら利用するのが基本と考える。また、セルフコーディネートの力も求められ、システムの知識を持ちトラブルに対応するなど、自身でコントロールするスキルが通常の講義時以上に必要になる。さらに、現場の様子が見えない中で支援する遠隔情報保障では、入力者と現地側とのチームワークがことさら重要といえる。

遠隔情報保障は今までできなかった場面でもサポートができ、可能性を広げる方法の一つとして、積極的に採用し、活用していきたい。

2. 学会参加における情報保障支援について (講師：楠敬太氏)

1) 学会における情報保障支援の現状

本学では現在、聴覚障害学生の半数以上が大学院修士課程・博士課程の学生である。授業だけでなく研究上の支援が大切になっており、学会等での情報保障が課題となっている。

学会側の現状として、通訳の依頼先がわからない、高度専門領域においてどのような通訳スキルが必要とされるのか把握できない、などの課題を抱えている。このような状況下

で支援を実現するためには、聴覚障害者のセルフコーディネート、つまり聴覚障害者自身が関係者に自ら働きかけることが大切になってくる。

2) 事例紹介：セルフコーディネートに求められるもの

これまでの経験から、セルフコーディネートとして大切な点は5つと考えている。本事例について、5つのポイントに沿って紹介する。

セルフコーディネートの内容

1. 学会との交渉(予算、大会の詳細情報提供、機材準備協力等)
2. 通訳者の確保
3. シフト調整と通訳者への連絡
4. 事前資料の入手
5. 通訳者への専門的内容のフォローと通訳ニーズの指示

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Osaka University Support Center for Campus Life

当日提示資料 (作成：楠氏)

セルフコーディネートのポイント

サポートの事例

- 大学院博士課程の聴覚障害学生
- 言語学関連の複数の学会に参加・発表
- 学会によるが、2日間の会期で2万円程度の費用負担

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Osaka University Support Center for Campus Life

当日提示資料 (作成：楠氏)

事例について

(1) 学会との交渉

まず、聴覚障害学生から参加する学会について、これまでのアクセシビリティ対応の経緯などを確認した。そのうえで、大学院生という立場で学会と交渉するには、指導教員など学会内で中心的に動いてくれそうなキーパーソンを通じたやりとりが大切であることなど、交渉の要点についてアドバイスを行った。学会が用意している予算は十分ではないが、学会の規模や財政状況などから当面は現状維持にせざるを得ないと判断した。

(2) 通訳者の確保

“自分の専門に対応できる通訳人材のマイネットワークづくり”へのサポートとして、学会開催地近辺で、言語学やその関連領域の専攻を持つ大学の、障害学生支援室の担当者を紹介した。専門領域に対応できる通訳者の情報収集のサポートは、聴覚障害のある研究者が行った。照会先の大学支援室や支援者との実質的な連絡調整は学生自身が行った。東京都内の大学で行われる言語学の学会では、2つの大学に支援者探しの協力を依頼し、3名体制でパソコンノートテイクによる情報保障を実施することになった。



写真 楠氏

(3) シフト調整・事前資料・通訳フォロー

事前資料の収集やシフト調整は本人が行った。こうした力は学会との交渉のためだけに必要なのではなく、日頃の支援を通して磨くことが大切になる。「支援者のスキルを詳細に



見極める力をつける」、「支援者のスキルだけで情報保障の良し悪しが決まるわけではないということを知る」、「限られた条件の中で優先順位をつける」、「いくつかの支援パターンを描けるようにする」といったことを日頃から重視している。

3) セルフコーディネートの向上のために

ゼミや学内の研究会については、開催の詳細情報やノートテイクに関する要望などを本人から支援室に申し出るように促している。例えば「ディスカッションの部分はしっかりつかみたいから、こういうノートテイクをつけてほしい」など。建設的な要望の出し方がセルフコーディネートの力につながっていくことを期待している。

また、聴覚障害学生が支援学生のスキルを客観的に把握することを目的のひとつとして、PEPNet-Japan 発行のテキスト「やってみよう！連係入力」の内容を参考に「情報保障評価シート」を聴覚障害学生と一緒に作成した。各聴覚障害学生が支援学生の評価を行うだけでなく、支援学生も自己評価できるようにしたところ、事前準備について特に大学院の聴覚障害学生は不十分と感じていることなど支援学生の意識とのズレが明らかになった。こうした評価シートの活用により、聴覚障害学生が担当に入る支援学生に対して、適切なアドバイスや要望を伝えることができるようになると思われる。

聴覚障害学生本人にとって、学会で一定レベルの質の情報保障を実現できたことは、セルフコーディネートに対する自信を持つきっかけにつながったと思われる。その後、次の学会でも自ら行動し、「与えられた支援」から「自分自身が満足できる支援」に変えていけるようになった。また聴覚障害をもつ研究者として、将来的な研究活動のビジョンを描けるようになったと考えている。

4) 学会での情報保障に関して支援室が取り組むべきこと

学会に対し情報保障の必要性や重要性を啓発することは重要だが、支援室としても普段から、学会に対応できる文字通訳者を養成し人材のリソースを構築しておく必要がある。また、地方開催時に遠隔文字通訳を行う体制の整備や、全国各地の大学との文字通訳人材紹介のネットワークづくりも必要と考えている。

これらは本来、学会が中心となって取り組むべき内容であり、引き続き啓発していくと同時に、私たちの立場では今日紹介したような点を高めていき、聴覚障害学生がより学会に参加しやすくなるよう取り組みを進めていきたい。

3. 実習等の授業における指導方法と配慮（講師：内藤一郎氏）

先日の国立大学工学部長会議では、協議事項の一つが「合理的配慮に伴う障害学生への対応」となっていた。「実験実習での対応ができない」、「安全確保ができない」と障害者の受け入れを断る大学もあった時代から、大きく変化したと感じている。また理工系に関わらず、アクティブ・ラーニングという形で授業形態は多様になっている。そうした中でこの話題提供が、皆さんの参考に



写真 内藤氏

なればと思っている。

1) 情報保障のあり方について

本学は、学部の学生は全て聴覚障害または視覚障害の学生である。本キャンパスでは聴覚障害学生が学んでいて、専任の教員は自ら手話を使うなど情報保障を使わず指導をしている。学外からの非常勤講師の授業には、必ず文字の情報保障をつけているが、この情報保障のあり方について、15年ほど前に衝撃を受けた一件があった。

当時、我々のグループで遠隔情報保障システムの評価実験をしており、ある非常勤講師の授業にそのシステムを導入しようと考えていた。その先生は学生に授業がなかなか伝わらず苦労していて、学生から質問を受けた時はホワイトボードに書き、筆談で確認しながら進めていた。その授業に情報保障を導入したらどうなったか。先生は情報保障がついたので伝わると安心して、饒舌になり早口になった。「これまでの内容で質問がありますか?」と聞いても、あまりに話が早く情報保障が追いついていないので誰も手を挙げない。それで大丈夫と思って授業を進めるので、学生は質問しなくなり、居眠りも増えた。

私が一番悩んだのは、果たして情報保障がなかった授業とある授業と、どちらが授業としてよかったのか。先生は授業が計画通りに進むので喜んでくれたが、学生とのコミュニケーションはどちらが成立したといえるのか。

結局、単に情報保障を導入すればいいという簡単な問題ではなく、情報保障を一つの手段としてうまく活用しなければならない。

聴覚障害学生の中には聴力を使う人もいるが、主要なメディアである視覚情報の特性に注意して活用する必要がある。また最も大切なのは、授業担当者・学生・支援者・それをとりまとめるコーディネーターの間でコンセンサスを形成し、どのような授業でどう情報保障をするのがよいのか、常に皆で考えて行くことであると考えます。

2) 聴覚障害学生と視覚情報

ここで本学の具体的な取り組みを紹介する。視覚情報は離れると同時に見ることができず、同一視野の中であっても複数のものを注視することはできない。これらのことを考慮し、状況や内容を限定してわかりやすく提示することが求められる。実習は講義より複雑になるので、より明確に提示する必要がある。

(1) 環境で状況を限定

プログラミング実習室や回路実験室は壁に向かってパソコンが設置され、中央に説明用のテーブルを置いている。状況を明確にするための環境作りであり、学生も教員も、説明する時と機器を触る時とが明確になる。

(2) 視覚情報の特徴に留意

- ・ 同一視野に情報をまとめる：スクリーンを立てたら話し手はできるだけその近くに立つなど、同一視野にできるだけ多くの必要な情報を含める。
- ・ 注視すべき情報の近くで話す：板書を多用する時は、説明している内容の近くに立って話すようにすると、学生は「今ここを説明している」ということがわかる。





- ・レーザーポインターを使うときには、指してから説明する。

(3) 授業の組み立て

- ・授業中の各場面を明確化し、概要の説明、見本（デモ）の提示、学生の演習と、何をやる場面なのか分け、今何をしているかがわかるようにする。
- ・特に実習の授業は複雑になるので、授業内容をコンパクトにし、場の明確化に留意する。

3) より良い情報保障を実現するために

関係者とのコンセンサスを形成しながら、常によい情報保障を目指しみんな考えていくことが必要。授業も情報保障も「生もの」であり、常に変化していくので、皆で状況を共有しながら目指していくことが大切だろうと思う。

こうしたコンセンサスを作る時に一番大切なのは、教員が真摯で謙虚な姿勢を持つこと。なぜならこの関係者の中で教員は最も強い立場にあり、教員が「情報保障なんか要りません」「私はこういう授業しかできません」と言えば、それで終わってしまう。それゆえ、大学の教員はいろいろな問題に対して真摯に謙虚であってほしい。困っている障害学生が「この先生なら相談してみよう」と思うような教員であってほしいと思う。

ディスカッション

司会の太田氏から 3 名の講師に対し、「今日発表された取り組みの例を、今後さまざまな大学で提供できるようにするため、あるいはより発展させていくために、何が必要と思われるか」との質問が投げかけられた。各講師から、以下の通り回答がなされた。



写真 太田氏

岡田／新しいシステムを導入しようとするれば、今までの方法に慣れている学生は多少抵抗を持つが、まず普段の対話や交流会の時などに使って経験してもらい、良い面や特徴を知ってもらうとよいのではないかと。そうしてとにかく第一歩を踏み出すことが重要だと思う。

遠隔情報保障については、メリット・デメリットの両方を理解した上で使うことが大事で、私たちがよい方法だと思っても学生がそう思わないならば、こちらは一步引く必要がある。活用しながら悩みが生じたときは、学生に寄り添いながら一緒に考えて行くことが必要で、文部科学省の対応指針にもあるように、意思表示支援の視点が必要と考えている。

楠／学会にもっと意識を持ってもらうのが一番だが、働きかける際は大学側からよりも聴覚障害当事者から言ったほうが、情報保障は実現しやすくなると思う。その上で、どのようにセルフコーディネートするか、それをどのように大学が支援していくのかを、各大学で考えてやっていただけたらと思う。本学としては、聴覚障害者の方にコー

ディネートやノートテイク養成に関わってもらうことで、セルフコーディネートの力にもつながり、学生もゆくゆくは自分で情報保障をコーディネートする力がついていくと思う。

内藤／15年前に遠隔情報保障システムの研究を始めた時、大学の授業は大体同じだろうと思っていたが、やってみると先生ごとにいろいろなやり方があり、そう簡単な問題ではないと分かった。今後は実験・実習、アクティブ・ラーニングを含めさらに多様な授業形態が出てきて、情報保障をどう活用するかという問題も出てくるだろう。もっと大きな目で見れば、大学間で互いに協力してコンセンサスを形成しながら、次の時代の情報保障を常に考える必要があると思う。もし、本学での経験や知見がさまざまな授業にとって助けになるのであれば、ぜひ協力していきたいという思いを持っている。

到達点と課題

本セミナーでは、海外研修、学会参加、実験・実習での支援事例について報告された。これらはこれまで情報保障支援が難しいと捉えられてきた学修場面であるが、いずれの報告も、学生本人との対話からニーズをくみ取り、時間をかけて準備や調整を行い、必要な環境整備を行うといった丁寧な対応を重ねることが、聴覚障害学生の参加の実現につながったという事例であった。さらなる共通点として、こうした支援の取り組みは学内外の関係者との協力関係や合意形成に支えられるものであること、また学生本人の主体性と密接に関わるものであることが示された。

聴覚障害学生の可能性の広がりを支えるためには、多様かつ先進的な支援方法の活用が広がっていくことと、学生本人との対話や関係者の協力に基づき支援を行うプロセスが丁寧に踏まれて行くことの、両方の充実が求められるであろう。





セミナー3 海外研修における情報保障支援

明治学院大学 学生サポートセンター コーディネーター 岡田孝和氏

聴覚障害学生の可能性を広げる情報保障支援
-さまざまな場面での取り組み事例から-

海外研修における情報保障支援

2016.9.8
日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
明治学院大学 学生サポートセンター
岡田 孝和

1 明治学院大学 学生サポートセンター

支援の対象となった授業

福祉開発フィールドワーク

- 教育、福祉等で世界で最も水準の高い北欧諸国をとりあげ、事前に学習を深め、現地訪問し現実を学ぶ。春学期は主に北欧諸国の社会情勢から、歴史、文化、そして社会福祉の概要を学んでいく。秋学期は研修の準備から、2月下旬頃7泊8日程度の現場研修を行い、帰国後はレポート作成する。(シラバスより)
- 1週間のうち、施設見学3日間、観光を兼ねた市内研修3日間程度。

2 明治学院大学 学生サポートセンター

支援実施までの大まかな流れ

- 2014 春～夏 基本情報の確認
支援方法の検討と確定
- 2014 秋 支援の実施に向けた準備
- 2015 年明け 本番に向けたテスト・練習・調整
- 2015.2.18～ 現地への支援の実施

3 明治学院大学 学生サポートセンター

支援方法の検討と確定 (2014 春～夏)

先生	学生
クラスメイト同士で助け合うのが良いのでは？	手話通訳がいい
<ul style="list-style-type: none"> • お互いに助け合うことも大切な学びになる • 学科には予算がない 	<ul style="list-style-type: none"> • キッチンと学びたいから情報はしっかりと欲しい • 1年生の時もお互いに助けあったけれど...
<ul style="list-style-type: none"> • 手話通訳派遣の可能性を探っていく • 授業内でノートテイクを教える(年間で5回位) • 研修プラン・日程が固まってきた段階で再検討 	

4 明治学院大学 学生サポートセンター

支援方法の検討と確定

遠隔情報保障の採用

「手話通訳が第一希望だけど、クラスメイトに頼むよりは遠隔の方がいい。操作方法なども自分で学びたい」

- 手書きよりも情報量を増やしたい
= 学生本人の学び・要望に沿う
- コーディネーターが遠隔情報保障を行った経験があった
- 大学としてもSkypeを利用して遠隔情報保障支援を試みた経験があった

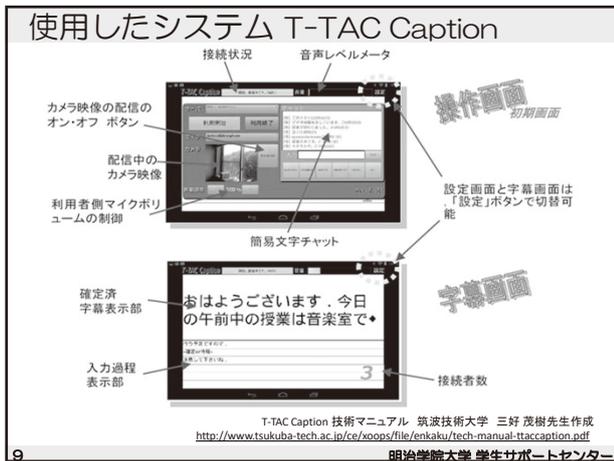
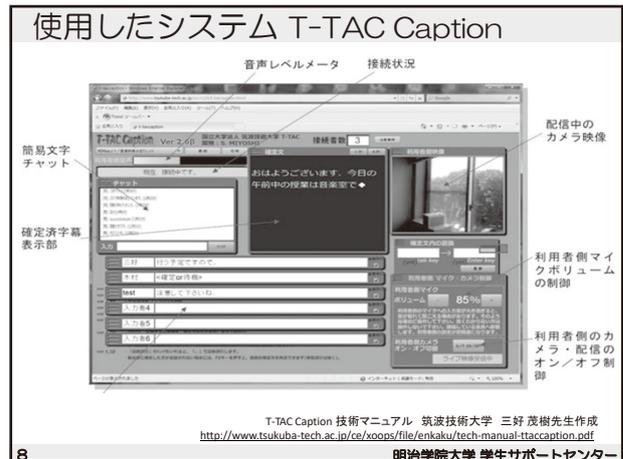
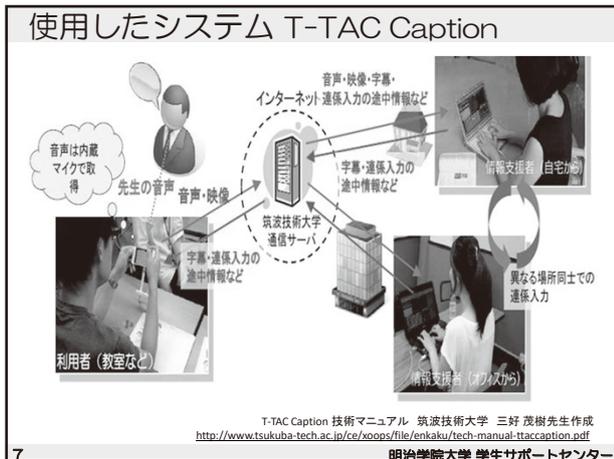
5 明治学院大学 学生サポートセンター

支援方法の選定でネックになったこと

- 時差
 - デンマーク: 9-16時 日本: 17-0時
- 日本側の通訳体制
 - 時間の関係で同じ場所に支援者が集まって連携入力ができない。特に現地の午後。
- フォーマルな支援とインフォーマルな支援の区分
 - 何をどこまで支援をするか？



6 明治学院大学 学生サポートセンター



- ### 支援の実施に向けた準備 (2014 秋学期)
- 1 先生への説明とデモンストレーション
 - 2 旅行会社との情報共有と現地情報の収集
 - 3 学生も必要な情報の収集と整理
 - 4 授業ではノートテイク講座を引き続き実施
30分×3回 楽しみながら。回収して添削も。
- 明治学院大学 学生サポートセンター

- ### 本番に向けたテスト・練習・調整 (2015 年明け)
- 1 テイカーの募集と説明会の実施
 - 2 遠隔情報保障とクラスメイトの支援のバランス調整
 - 3 テストを繰り返し、問題点の洗い出し、共有
 - 4 マニュアルや現地への説明文書作成
 - 5 リハーサルと現地の情報集め→通訳資料に
- 明治学院大学 学生サポートセンター

- ### 本番に向けたテスト・練習・調整 (2015 年明け)
- 1 テイカーの募集と説明会の実施
 - ・1月中旬: テイカー募集 準備のみも含め10名弱
 - ・1月下旬~2月上旬:
 - 支援の概要や接続方法について説明会実施
 - 実際に立ち上げから接続までやってみる
 - 90分程度×5回程度実施
- 明治学院大学 学生サポートセンター



本番に向けたテスト・練習・調整 (2015年 年明け)

2 遠隔情報保障とクラスメイトの支援の調整

- 先生と打ち合わせし、学生本人から
 - (当初の予定の)全員に交替で支援してもらうよりは、「支援してもらいたい」という人にしてもらいたい
 - 支援してくれるのは嬉しいけれど、反面心理的な負担もあるし、キチンと書いてくれるかどうか心配
- 学生サポートセンターからはこれまでのテイク講座の様子をフィードバックしつつ、候補となりうる学生を選定し、伝える

学生本人からクラスメイトにメールで改めて希望を伝え、実践的な講座への参加を呼びかけた。(5名参加)

13 明治学院大学 学生サポートセンター

本番に向けたテスト・練習・調整 (2015年 年明け)

3 テストを繰り返し、問題点の洗い出し

- 本番には協力できない学生も含め、実際にテストする日程を調整(のべ5日程度)
- 実際に繋いでテスト。気づいた点を報告書やチャットで報告しあい、共有。
 - 問題点・トラブル
 - 普段のIPTalkでのテイクとの違い
 - 実際に支援をする際に気がつけたほうが良いこと

などを洗い出す。



14 明治学院大学 学生サポートセンター

本番に向けたテスト・練習・調整 (2015年 年明け)

4 マニュアル・現地への説明文書作成

- テストから得られた情報を元に対策を考え、学生本人の希望やテイカーの要望を取り入れてマニュアル化。
- 現地コーディネーター・通訳者に対して説明文書
 - 学生本人の障がいの状況
 - 利用するシステムと留意点
 - 「困ったらすぐにコンタクトを」

15 明治学院大学 学生サポートセンター

本番に向けたテスト・練習・調整 (2015年 年明け)

5 リハーサルと現地の情報集め→通訳資料に

- 最後の授業を利用して最終リハーサル→マニュアル微調整
- 旅行会社とのやり取りで得られた情報やネットの情報から通訳資料作り

16 明治学院大学 学生サポートセンター

当日の様子

- ネットワークがしっかりしていた環境では非常にスムーズ
- 一部の環境では接続不良となるも現地でカバーしあう
- 先生やガイドさんも興味を持ち、マイクで話しかけるように
- テイカー側もそれぞれで楽しみながら支援
- 必要な情報はこまめに共有
- トラブルがあってもできる範囲で対応し合う
 - 時間のズレ ⇒ できる範囲で早めに、遅めにテイク
 - 資料の配布や連絡事項 ⇒ LINEグループで
- コーディネーターも自宅からモニタリングしていたが、学生同士が自然発生的にフォローしあう

17 明治学院大学 学生サポートセンター

学生の感想・振り返り

18 明治学院大学 学生サポートセンター

遠隔情報保障支援のポイント

建設的対話／意思表示の支援

- 建設的対話を経て、学生の希望を尊重したうえで支援手段を選択(短絡的に採用しない)
- 学生の意思の表明やそのプロセスをしっかりと支援(丁寧な確認作業、場合によっては支援方法の変更、中断も)

遠隔情報保障の一般的な手順やポイントは、「遠隔情報保障支援実践マニュアル(2014年6月1日発行)参照 <http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=280&tmid=371>

19

明治学院大学 学生サポートセンター

遠隔情報保障支援のポイント

(普段以上の?)セルフコーディネーション

- 学生・テイクカー双方の十分なコミットメント
- リハーサルを重ね、準備。トラブル対応方法、システムの癖の熟知。

遠隔情報保障の一般的な手順やポイントは、「遠隔情報保障支援実践マニュアル(2014年6月1日発行)参照 <http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=280&tmid=371>

20

明治学院大学 学生サポートセンター

遠隔情報保障支援のポイント

(普段以上の?)チームワーク・共通認識

- マニュアルなどを作成し、経験の共有。
- 関係者間での合意と情報共有(先生・テイクカー・旅行会社・現地)
- 当日をシミュレーションした準備・トラブルシューティング
- 通訳情報の収集
- 当日モニタリングをしながら微調整

遠隔情報保障の一般的な手順やポイントは、「遠隔情報保障支援実践マニュアル(2014年6月1日発行)参照 <http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd1/index.php?id=280&tmid=371>

21

明治学院大学 学生サポートセンター





セミナー3 学会参加における支援

大阪大学 キャンパスライフ支援センター障がい学生支援ユニット 楠 敬太氏

平成28年9月8日
PEPNet-Japan シンポジウム セミナー3

学会参加における支援

大阪大学キャンパスライフ支援センター
障がい学生支援ユニット
楠 敬太・中野 聡子

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Support Center for Campus Life

「情報保障をお願いします」と 言われた学会は...

- どのような人、機関等に通訳を依頼すればよいのかわからない。
- 高度専門領域における手話通訳・文字通訳の費用の相場がわからない。
- 高度専門領域における手話通訳・文字通訳に必要とされるスキルの高さが想定しにくい。
- どのように手配すればよいかわからない。

➡ 聴覚障害者のセルフコーディネートが不可欠

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Support Center for Campus Life

セルフコーディネートの内容

1. 学会との交渉(予算、大会の詳細情報提供、機材準備協力等)
2. 通訳者の確保
3. シフト調整と通訳者への連絡
4. 事前資料の入手
5. 通訳者への専門的内容のフォローと通訳ニーズの指示

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Support Center for Campus Life

サポートの事例

- 大学院博士課程の聴覚障害学生
- 言語学関連の複数の学会に参加・発表
- 学会によるが、2日間の会期で2万円程度の費用負担

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Support Center for Campus Life

1. 学会との交渉

本人から学会のアクセシビリティに関するこれまでの経緯、学会の規模や参加者の状況についてヒアリング

↓

- 現時点で何をどこまで要請できそうかを見極める。
- 予算の拡大など、長期的にどう交渉していくのかプランを描く。
- 大学院生という立場を考え、指導教員や研究でつながりのある教員のなかから、学会内部で動いてくれるキーパーソンを見つけて協力を仰ぐ。

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Support Center for Campus Life

2. 通訳者の確保

自分の専門に対応できる通訳人材の
マイネットワーク作り

聴覚障害学生に対して...

↓

- <PCテイク>開催地近辺の大学で言語学及びその関連領域の専攻コースを持つ大学を中心に、障害学生支援室担当者を紹介
- <手話通訳>専門的な内容への対応が可能な手話通訳者情報を収集するために聴覚障害研究者を紹介

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
Support Center for Campus Life

通訳者確保に関する実際の動き

- 都内の大学で行われる言語学の学会でPCテイクを実施。
- A大学、B大学の障害学生支援室にPCテイカーの紹介を依頼。
 - A大学: 支援室担当者が学生のスキルを考えて3名確保し、本人に紹介。
 - B大学: 障害学生支援関係のメーリングリストでPCテイカー募集。
- 紹介のあと本人自身で依頼・交渉を進めるにあたって相談やアドバイスを行う。
- 学会だけでなく、学外の研究会や大学院修了後、研究者として活動していくにあたっての人材リソースづくりであることを意識してもらう。→事後の報告や御礼もきちんと。

3. シフト調整、事前資料、通訳フォロー等

学内における日頃の支援を通して
セルフコーディネートの力を磨く



- 支援者のスキルを詳細に見極める力を身につける。
- 支援者のスキルだけで情報保障の良し悪しが決定づけられるわけではないことを知る。
- 限られた条件の中で、ニーズの優先順位をつける。
- いくつかのシフトパターン、支援パターンを描けるようにする。

セルフコーディネート力向上のため 学内の支援で行っていること

- ① ゼミや学内の研究会等の情報保障では、本人から研究会の詳細情報、必ずテイクをつけてほしいところ、優先的にあたってほしいテイカー等の要望を支援室に伝えてもらう。
- ② テイカーの確保が思うように進まないとき、どのニーズを優先するか、本人から優先順位をつけてコーディネートのパターンを複数あげてもらう。
- ③ 支援学生の情報保障のスキルを詳細に把握するための評価シート作成に協力してもらう。

情報保障評価シート

本人の意見も取り入れながら作成。

	質問項目	評価
開始前		
1	授業前に配布される資料に目を通してありますか？	
2	開始前にパートナーと関係の方法について打ち合わせしましたか？	
タイピングについて		
3	タイプミスなく、入力できましたか？	
4	すべての指をバランスよく使って、入力できましたか？	
5	疲れにくい姿勢で、入力できましたか？	

情報保障評価シート

	質問項目	評価
連携スキルについて		
6	パートナーと交互に文を入力できましたか？	
7	パートナーと内容の重複をすることなく、入力できましたか？	
8	パートナーに合わせ、自然で間違いのない文章を入力できましたか？	
9	内容の脱落や間違いなく、入力できましたか？	
10	重要語・専門用語を漏らさず、入力できましたか？	
11	パートナーの入力過程をよく見ていましたか？	
12	入力文章がかぶったときにパートナーに合わせ適切な対応をとっていましたか？	
タイピングについて		
13	各トピックの要点は入力できましたか？	
14	unnecessary 要約をせず入力できましたか？	
15	途中で途切れたり意味の通らなかつた文はありませんでしたか？	
16	教室内で起きている状況や雰囲気の情報もテイクできましたか？	

どんな変化があったか

- サポートを受けつつ「成功体験」ができたことで、セルフコーディネートをする自信を持てるように。
- 与えられた支援から、自分自身が利用しやすい支援へと自ら動いて変えていけるように。
- 聴覚障害研究者としての将来的な研究活動のビジョンを描けるように。



学会の文字通訳に関して 支援室として取り組むべきこと

人材リソースの構築による学会支援を！

- 学会にも対応できる文字通訳者の養成
- 地方開催時の遠隔文字通訳支援体制の整備
- 全国各地の大学との文字通訳人材紹介のネットワークづくり

【セミナー3】聴覚障害学生の可能性を拓げる情報保障支援

実習等の授業における指導方法と配慮

国立大学法人 筑波技術大学 産業技術学部 産業情報学科 内藤 一郎



①

筑波技術大学の授業について

- 学部学生のすべてが聴覚・視覚障害者
 - 産業技術学部：すべての学生が聴覚障害者
- 授業の形態
 - 専任教員：情報保障がなく、直接指導
 - 非常勤講師：文字通訳により指導

特殊な状況



見えてくるものがあるのではないか!?

本学の事例を参考にそれぞれの立場で応用を ②

情報保障の在り方について

- ある非常勤講師の授業において

<p><情報保障の導入前></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員は内容の伝達に苦労 ● 学生との質疑は、筆談で実施 <p>授業はなかなか進まないが、伝達の確認があった</p>	<p><情報保障の導入後></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教員は内容が伝わると思い、饒舌多弁に ● 質疑が減り、内職も増加 <p>授業は進むようになったが、伝達の確認がなくなった</p>
--	---

疑問が…

コミュニケーションが成立していたのは、果たしてどちらの授業だったのだろうか? ③

情報保障の在り方について2

- 単に情報保障を導入するだけでは、問題は解決しない（より深刻化することもある）

解決には

- 情報保障の特性の理解と配慮
 - 情報保障は遅れる ⇒ 教員は状況の把握が必要
 - 通訳しやすい言葉・用語、語数や話速
- 視覚情報の特性の理解と配慮
 - 視野の範囲や動きのあるものの認識などに注意
- 関係者間でのコンセンサス形成
 - 情報保障の在り方は、授業の形態・内容によって異なる（コーディネータの役割は大切） ④

聴覚障害学生と視覚情報

- 聴覚障害学生について
 - 視覚情報が主要な伝達手段
- 視覚情報について
 - 得られる情報が視野に限定される ⇒ 離れたものを同時に見ることはできない
 - 同一視野でも複数のものは同時に注視できない ⇒ 視野内で複数のものが動くと掴みにくい

状況・内容を限定し、わかりやすくする

視覚情報の特徴に注意して提示する

◎ 実習等は講義より複雑、注意が必要! ⑤

環境で状況を限定する

- 人は手元に機器・装置があると触りたくなる ⇒ 説明時に学生の注意力・集中力が散漫になる
- 環境で説明場面と実験・実習場面を分ける ⇒ その時点で何に集中すべきかを明確にする
 - 説明場面：中央のテーブルに集めて実施
 - 実験・実習場面：個々の機器・装置に向かって実施

プログラミング実習室



回路実験室



⑥



視覚情報の特徴に注意する(1)

- 話者はスクリーンの近くに立つ
⇒ 同一視野にすべての情報を入れる
(話者の口元、手話なども同時に見られるようにする)



同一視野に情報を集約



離れると視線移動が必要

視線移動が多くなると、情報の欠落も増える

- 注視すべき情報(見て欲しい情報)の近くに立つ
⇒ 複数の情報(スクリーン、ホワイトボードなど)を示す際には、現在どこを見るべきなのかを明確にする



立ち位置で扱っている情報を明確にする

視覚情報の特徴に注意する(2)

- 学生の視線に注意する
(視野に入っていない情報は伝わらない)
- 学生に顔を向けて説明する
 - 板書中、資料に視線を落として等の状態では説明しない
⇒ 話者の口元が見えず、話していることさえ不明となる
- レーザーポインターなどを使う際にも、指し示して、その後で学生に顔を向けてから説明する
⇒ 指し示す際に、顔がスクリーンに向きやすい(口元が見えにくくなる)



レーザーポインターを使う際には、どうしても体や顔がスクリーンに向く

注意：レーザーポインターは、離れて使いたくなる、指す際に顔がスクリーンを向いてしまう(横顔になる)

視覚情報の特徴に注意する(3)

- 機器操作の説明、映像提示の際などには、説明とデモを明確に分ける(人は、複数の動くものを同時に注視できない、動いているものがあると注視したくなる)
 - 説明してから、映像や機器操作を示すと良い
操作・再生しながら説明すると
⇒ 話者の顔が機器や映像に向く(口元が見えない)
 - 途中で説明を加えたいときは、操作や再生を一度停止して、説明を加え、その説明を終えてから再開する



操作の際に口元が見えない



口元と手元を同時に注視することは難しい

授業の組み立て(内容の限定)

- 授業を計画する際に、各回の授業内容を欲張らずにコンパクトに計画する
- 授業中の各場面を明確化する
(場面が不明確だと集中できない・不安になる)
 - 概要などを説明している場面
 - 例題を解いて見せている・見本を示している場面
 - 学生が実際に演習・実験などを行う場面
- 見本を示したら学生全員に体験させるようにする
⇒ そのためにも内容のコンパクト化は重要
 - 演習問題などを分けて学生に割り当てると割り当てられた問題しか解かない(理解が抜け落ちる)
 - 少ない問題数でも全員に解かせることが重要
(内容がコンパクトだと少ない問題でも大丈夫)

内容の伝わる授業を実現するためには

- 状況・内容を限定する
- 視覚情報の特徴に注意する
 - すべての情報をできるだけ同一視野に収める
 - 同時に複数のものを見るような状況を避ける
- 各回の授業内容をコンパクトにして、授業中の各場面の明確化に注意する



- 今何を行うのか、どこを見て、何に集中するのかを明確にする
- 学生に不安を抱かせない

良い情報保障を実現するためには

- 関係者の間でのコンセンサス形成が重要
 - 授業の進め方・情報保障の在り方は、授業の形態・内容によって異なる(情報保障は常に変化する)
- 教員：
 - 聴覚障害学生の視線、情報保障の状況などに配慮
 - 真摯で率直な姿勢を(相談しやすい教員になろう)
- 学生：
 - 学習意欲を持って授業に取り組むことが重要
(意欲のない学生への授業・情報保障はつらい)
- 支援者：
 - 授業内容・形態、学生に対応した支援内容への配慮
- コーディネータ：
 - コンセンサスの形成の機会への配慮

セミナー4

「軽・中等度難聴および中途失聴学生への合理的配慮」

報告者：石野麻衣子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

近年、軽度・中等度難聴学生および中途失聴学生から補聴相談や補聴システム活用支援のニーズが増加している現状がある。本セミナーでは、軽度・中等度難聴学生、中途失聴学生自身のきこえの問題等の障害認識を相談の中でどのように受け止め支援に活かしていくか、事例報告を通して討論を行った。

講師

佐藤 正幸（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 教授）

富岡美紀子（明治学院大学 学生サポートセンター コーディネーター）

石鍋木の美（明治学院大学 卒業生）

司会

加藤哲則（愛媛大学 教育学部 准教授）

論点

- ① 補聴器である程度、聴取理解はできるが環境次第（周囲が騒がしい）では聴き取りにくさが生じること。
- ② 発声・発語が比較的明瞭であるため、補聴器を装用していれば何の支援（情報保障など）もいらないと誤解されてしまうこと。
- ③ 軽度・中等度難聴学生、中途失聴学生において、自身の障害をどのように認識し、伝えていくことの困難さ

その上で、大学等の授業場面の情報保障の1つである活用可能な補聴システムの基本的な知識を学ぶとともに、軽度・中等度難聴学生、中途失聴学生への合理的配慮の提供のあり方を考えた。

内容

1. はじめに（司会：加藤哲則氏）

近年、軽・中等度難聴学生や中途失聴学生に対する合理的配慮として、補聴システムを利用したいというニーズが増加している。そこで今回は、「軽・中等度難聴および中途失聴学生への合理的配慮」をテーマとして設定した。まず筑波技術大学佐藤先生から、大学で現実可能



写真 加藤氏



な補聴システムの基礎知識をお話いただく。その上で、明治学院大学の富岡氏からは、学生を支援するコーディネーターの立場から、明治学院大学卒業生の石鍋氏からは、補聴システムを利用し学んだ立場からご発表いただきたい。

2. 軽・中等度難聴および中途失聴学生への合理的配慮（講師：佐藤正幸氏）

1) 軽・中等度難聴および中途失聴学生の状況

私は本学で補聴相談を担当する他に、主に関東近郊で補聴相談を行っている。この後お話される明治学院大学卒業生の石鍋氏もその一人だったが、石鍋氏と同様に、障害者手帳の交付対象ではない学生さんの支援ニーズが増加していると感じる。自分に対する支援はなされないだろうとあきらめていた学生が言えるような環境になってきた、ということも考えられる。



写真 佐藤氏

WHOの定める軽度難聴は26～40dBHL、中等度難聴は41～60dBHLとなっている。身体障害者手帳が交付されるのは70dBHL以上なので、それ以下の聴力の場合は全く補助が出ない状態である。補聴器の値段はピンからキリまでだが、全額補助なしで購入すると最低10万円は必要であり、ベーシックな価格帯のものを両耳購入するとなるとイヤモールドも含めて30万円近くにもものぼる。

軽・中等度難聴の場合、最も大きな特徴は発声・発語が明瞭で、「この人は聞こえる」という誤解を受けやすいことにある。また、補聴器を装用すれば特段の配慮は不要と思われる。しかし実際は、1対1での会話は可能だが、1対多人数だと、誰が話しているのか本人にはわかりづらい状況にある。

中途失聴の場合は、以前と比べききづらくなったことへのショックが大きく、現実を受け止めるのに時間がかかるという特徴がある。補聴器も勧められるが、補聴器を装用することに抵抗を感じる人が多い。しかし、聴覚が活用できるなら活用したいという思いもある。以前受けた相談に、講義中に手話通訳を見ると、見ながらノートを取るといった「ながら作業」ができず不便であるため、なんらかの方法で以前と同じような生活がしたいという事例があった。補聴器をして先生の声を聴きながらノートをとりたいということであったので、この学生にはFM補聴システムを勧めた。

軽・中等度難聴と中途失聴に共通した特徴としては、「普通に話せること」がある。これにより、保護者や専門家が「大丈夫」と判断してしまい、本人が自らのきこえにくさによる困難を見いだすことが難しくなってしまう。さらに、きこえにくいのは自分の努力が足りないからだだと自分を責めてしまうこともあり、これに対しては「そうではない」と伝えるカウンセリングが必要かと思われる。

軽・中等度難聴学生や中途失聴学生に対するカウンセリングとしては、本人の「きこえ

にくさ」からくる「困難さ」を聴くことが重要になる。どのような時にきこえづらいのかは説明できるが、聴力は他者と比較しようがないため、どのようにきこえているのかを本人が説明することは難しい。「どの先生の授業が一番わかりにくい？」と質問するのは、言われた先生にとってはショックかもしれないが、本人にとっては非常に重要な質問だと思う。何に困っているのかが最も大切なことで、ぜひ「困ったよね、そうだよね」と、本人のきこえ・困り感を受け止めてほしい。特に中途失聴の場合は「聴覚障害」という言葉に抵抗がある人もいるので、「困ったね」というフレーズで聴くのが良いと思う。軽・中等度難聴、中途失聴の学生には、補聴システムの情報提供をするとともに、一度はノートテイクなどの文字による情報保障を見せることもポイントである。そうすることで、自分のきこえている情報との違いに気づき、補完の必要性を感じることができる。きこえにくさへの対応としては、まず気付いた時点で難聴に詳しい耳鼻咽喉科医を受診することを勧めて欲しい。きこえる人ときこえない人のオーディオグラムを比較する体験も有効である。

2) 補聴システム

補聴システムは、1981年にアメリカのシンシア・コンプトンによって提唱された。この提唱では、補聴システムはきこえない人の3つのコミュニケーションニーズによって作られていると説明している。1つ目は、1対1もしくは集団でのコミュニケーション。これに対応する機器の例としては、磁気テープ、FM補聴システム、デジタルワイヤレス補聴システム、音声認識による文字情報保障等が挙げられる。2つ目はテレコミュニケーション、電話である。これに対応する機器はデジタルワイヤレステレフォンシステムやE-mail、最近ではLINE等がある。3つ目は警告信号で、フラッシュライトや振動型目覚まし時計等が対応の機器にあたる。

FM補聴システム、もしくはデジタルワイヤレス補聴システムの適用を進める際のポイントは、それが本人にとって実用的かどうかを、本人が主体的に決められるような環境を作ることである。実際に体験しメリットを感じるかどうか。補聴システムでもよくきこえない、ストレスがたまる場合は、視覚による情報保障が合っていることになる。このような意味で、軽・中等度難聴もしくは中途失聴であっても、補聴システムが有効ではない場合もある。また、補聴システムだけで問題ない場合もあれば、授業の内容次第では文字による情報保障が必要な場合もある。あくまでもストレスなく情報保障が受けられることが大切になる。

もうひとつのポイントは、先生や周囲の学生の協力を得ること。例えば、ゼミなどで討論する時はマイクが回ってきてから話す、同時に話さないといったルールを作る必要がある。ぜひこのような点に注意して補聴システムを活用してほしい。

3. 軽・中等度難聴学生への合理的配慮—在学中に聴力低下した学生の支援について—

(講師：富岡美紀子氏)

明治学院大学学生サポートセンターに勤務している。学生サポートセンターは、総合支





援室の一部門という位置づけであり、障害学生や支援の必要な学生に対する支援窓口となっている。

軽・中等度難聴学生については、聞こえの状態も考え方も様々ではあるものの、大きく分けて2つのパターンがあるように思う。一つ目は入学前から難聴があるパターンで、それまでの経験からきこえに対する理解と対処方法が定まっているケースが多い。二つ目は、入学後に聴力低下をする学生。学生自身混乱し、また支援する職員も、聴力低下する学生のそばで寄り添うのは無力でつらいことでもある。今回は数年前、在学中に聴力が低下した石鍋氏への支援を中心に、ご本人の許可をいただいた上で話したい。

1) 初めての相談～ノートテイクの利用

石鍋氏が初めて学生サポートセンターに来たのは、3年の5月末だった。もともとあったきこえに対する違和感が大きくなり、全く聴き取れない科目が出てきたこと、友人伝いに知り合った難聴の支援利用学生からセンターを紹介されたことが来室のきっかけだった。状況を聞き、ノートテイクを勧めたが、当初は、「自分は障害者ではないし、自分ががんばれば解決するかもしれない。支援を利用することには抵抗がある。でも実際は困っている」という葛藤が見られた。何をどうしていいのかもわからない様子で、石鍋氏からは「また困ったことがあったら来たい」と言われたが、ここで手を離すのは良くないと感じ、定期的に来てもらい、一緒に考えていくことにした。初期対応としては、医師への説明内容の整理、医療機関受診、親御さんへの説明の検討、必修科目の映像借用の依頼を行った。映像は学校の先生の授業風景だったが、文字起こしを見た時は「こんなに良い授業をしていたなんて全くわからなかった」と言っていたのを覚えている。

初めての来室当初よりも聴力が下がり、本人も授業についていけない焦りを語り始めた頃、お試しで私一人の入力によるパソコンノートテイクをつけた。その時は「自分で音をきかなくなるのが怖い。しかし実際には単語しか聞こえない」という感想だった。支援者を介在しない情報保障としては、ワイヤレスマイク周波数を用いて音声を送る「パナガイド」を佐藤先生より借用し試用した。それまでは、大教室だとマイク音声反響し聴こえづらさがあったが、パナガイドの利用で教員の声をはっきり聴くことができるようになった。

3年次春学期の終わりには、聴こえてわかるものとそうではないものがはっきりしてきた。夏期集中講義は学生のノートテイクが入った。通常は2名派遣だが、本格的なノートテイクは不要ということで1名派遣したが、想像以上に進みが早く、しゅんとおれてサポートセンターに帰ってきた。それをきっかけにノートテイクも含め役割分担を確認したが、この体験は、自分の周りの人に何をすればほしい情報が得られるのか、何を伝えればよいのかを主体的に考える良いきっかけになったと思っている。



写真 富岡氏

2) 難聴の受容と補聴器、FM 補聴システムの利用

3 年次の秋学期には、自分がきこえていないことを認め始めた。補聴器については、「補聴器外来を予約しようと思うが、補聴器をつけたくない自分もいる」と話していた。迷いながらも補聴器を試し、購入については佐藤先生に相談することにした。石鍋氏に合うようフィッティングを行った結果、「とてもよく聞こえる。誰かを捕まえて話したい気分」と、大変前向きな感想が聴かれ、結果、4 年進級前に補聴器を購入した。

4 年の春学期は、まず補聴器のみで講義を受けたいというニーズだった。ある講義は教室が小さく、マイクを使用しないため、内容が理解できたのは 3 割程度だったこともあった。これについては本人が、FM 補聴システムを試し、それでも難しければノートテイクをつけたいとのことだった。FM 補聴システムは、条件の合う場面では有効だったが、教室の位置や教員の講義スタイルによって混線したり切れてしまう等があり、よくスタッフや支援学生とともに空き時間に教室に行き、改善方法を検討した。このように、3 年次から様々な方法を模索した結果、自分の状態と使える資源を勘案し、うまく選択ができるようになっていった。

石鍋氏の支援を通して私が学んだことは、まず学生に支援が使えることをしっかり伝えることの重要性である。また、あくまでも学生が主体的に選択するため、私はどうしたらよいかを考えながら動いた。ニーズは人により、場面により、そしてその時々により異なるため、話し合いを重ね、ひたすらすりあわせていく作業をした。佐藤先生、他のスタッフ、支援学生、聴覚障害学生や他障害の学生など、多くの方の支えがあったことも大きかった。コーディネーターの私 1 人で全てを担ったら、煮詰まって身動きが取れなくなっていたかもしれない。そして、大学は教育機関であるという強みがある。在学中に様々な経験をしておくことは、必ず社会で生きていく糧になる。軽・中等度難聴や中途失聴の学生には、大学生という期間を有益に使って、社会に出て行く力を蓄えてほしい。

4. 中途失聴の立場として（講師：石鍋木の美氏）

1) 中途失聴してから現在まで

明治学院大学を 2014 年に卒業し、現在は特別支援学校で教員として勤務している。今日は、中途失聴をした立場として、私が大学で受けた支援やこれまでの経験を話したい。

聴力については、ごく軽度の難聴になる。一通りの物音はきこえるが、騒がしい町中での会話や、マイク音声を聴き取るのは苦手である。以前、「運転見合わせ」を「軍手の盛り合わせ」と聴き間違えてしまったことがあるが、こういったことは日常茶飯事に起きている。音はきこえているが、その音が何の音か判断したり、言葉を聞き取ったりすることは難しい。きこえにくさは日によっても異なり、長い会議のあとや一日の終わりには耳鳴りが起きたり、音が割れてきこえたりすることもある。

きこえにくさに気付いたのは、3 年の春学期の授業だった。授業中にリアクションペーパーが配られ、何に使うのかわからないまま授業を聞いていたところ、数分後に回収され





てしまった。後から友人にきいたところ、前週に予告されていた小テストだった。翌週から一生懸命聴こうとしたが、声はきこえるものの言葉が聴き取れず、単語をメモすることで精一杯だった。聴こえているから大丈夫と思う反面、聞き漏らす場面も増えていき、混乱した。そのような時、友人から学生サポートセンターを紹介してもらった。

初めて補聴器を装用したのは病院の補聴器外来だったが、何かわからない音が大きく聞こえ、第一印象はあまり良くなかった。しかし、佐藤先生に改めて補聴器を紹介してもらい、調整もお願いした結果、よくきこえるようになった。補聴器の利用と同時に、FM補聴システムも利用し始めた。私は一通りの音が聞こえているためノートテイクには抵抗があり、FM補聴システムは最も納得して利用できる、使いやすいシステムだった。

3年のおわりに就職活動が解禁になったが、自分が難聴であることに納得できておらず、また、教員免許取得のための学外実習をどのように受けるか、どのように実習先に伝えるかを考えるので精一杯だった。その頃、先輩聴覚障害学生が教員採用試験を受験したという話を聞いたことをきっかけに、私も目指すことにした。教育委員会に問い合わせたところ、身体障害者手帳がなくとも配慮可能ということで、1次試験、2次試験ともにFM補聴システムを利用し、無事合格することができた。

大学を卒業する頃には、自分自身が難聴を受け入れられるようになってだけでなく、自分から相手に伝えられるようになっていた。

卒業前には、どうしたら自分が情報を得られるか、相手に迷惑をかけないで働けるかを学生サポートセンターと考えた。就職後しばらくは難聴のことをうまく伝えられず、聞き漏らしも多かったが、次第に理解者も増えていった。最初は講師の先生が情報をこまめに教えてくれるようになり、それが正規の先生方へも広がった。今では多くの先生方に配慮をいただきながら働いている。全校の先生方に難聴について伝えるため、「石鍋のきこえについて」というリーフレットを作成した。耳の構造、補聴器のこと、補聴システムについても記載し、放送が入ったら教えてほしい等具体的なお願いも載せている。

2) 軽・中等度難聴者のアイデンティティと周囲の聞く姿勢

軽・中等度難聴者は、アイデンティティの確立が難しいと感じている。私自身、はじめはノートテイクはらない、支援を受けるのは恥ずかしい、補聴器は使いたくないと思っていた。そして、私自身にニーズがないため、手話は習得していない。手話を使わないこ



写真 石鍋氏

とや、聴いて話すことが、アイデンティティ確立の困難につながってしまうと考えている。また、手話を使わず、きこえて、身体障害者手帳がないと、一般の人からはきこえに不自由があることがわからない。そのため、支援の必要性を伝えて、協力をお願いすることが難しい環境になってしまい、理解してもらえないことがある。私としては、どのように難聴者を支援しようかというよりも、話を聴く姿勢を示してほしい。私自身、その時々で考え

方が変わるが、失敗もしながら様々な支援を経験できたことは、大切な経験になった。アイデンティティの確立が難しい分、誰かに相談して解決や納得をしたいと思っている軽・中等度難聴者や中途失聴者は多いのではないかと。声に出して相談できる時期に聴く姿勢を示してくれる人がいるかどうかで、その後の人生は大きく左右される。自分らしくいられず、自分を隠して生きていくのはとてもつらいこと。身近に軽・中等度難聴者がいたら、ぜひ聴く姿勢を示していただきたい。

5. 質疑応答

会場／勤務先の学校では、子どもたちの協力をどのように得ているのか。

石鍋／現在、特別支援学校で勤務をしている。生徒はサインを使ってコミュニケーションを行う生徒が多いので、生徒とのコミュニケーションでとても困ったという経験はない。私自身の考え方としても、私に合わせさせるのではなく、本人たちの言葉、コミュニケーションを尊重したいと考えている。聴き取れない場合は、近くにいる先生に聴いてもらうこともある。

会場／補聴器を装用することに抵抗のある軽度難聴者に、装用を後押しできるようなアドバイスがあればぜひいただきたい。

石鍋／私の場合、趣味で行っている子どものオーケストラの指導の場面では装用せず、逆に職場では体力の続く限り補聴器を使っている。大学の場合は、授業の時はつけるが、サークルではつけないなどのパターンもあるかもしれない。はじめから生活の全ての場面で補聴器を装用するのはハードルが高いため、徐々に使える場面を増やしていくのが良いのではないかと。

佐藤／補聴器をつけて本人がメリットを感じる事が最も大切。本人の聴力をみて、周波数ごとに細かい調整をし、様々な場面で使用して聞こえを確認することが必要になる。また、補聴器にも様々な種類があるので、実際に見せて抵抗感をなくすことも有効。

加藤／過去に私の行った研究で、小学校の2校に1校は難聴児が在籍しているということがわかっている。この児童が将来大学に入ってくるということ。手話が必要な聴覚障害学生も、そうではない軽・中等度難聴の学生も、共に学ぶことのできる大学を作っていきたい。



写真 質疑応答の様子



まとめに代えて

軽・中等度難聴や中途失聴学生への支援ニーズは、ここ数年増大している。今回は、聴覚障害学生の補聴相談を担当する立場からの報告、そして、在学中に失聴した学生の立場及びその学生を支援したコーディネーターからの事例報告を受け、軽・中等度難聴学生及び中途失聴学生の支援の必要性和、心理面・補聴援助技術導入の面で留意すべき点について共有することができた。本セミナーの成果が、きこえによる困り感を抱える学生への支援の一助になることを期待したい。

軽・中等度難聴および 中途失聴学生への合理的配慮

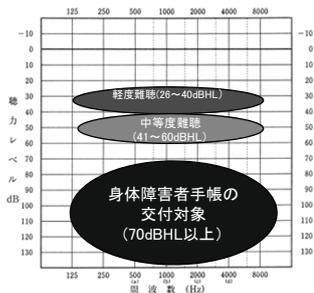
筑波技術大学
佐藤 正幸

1

軽・中等度難聴 中途失聴

- 軽度難聴 26～40dBHL
- 中等度難聴 41～60dBHL
- 中途失聴
 - ここでは、生来的には正常であったが、大学高等教育機関に入学後、聴力低下を引き起こした状態を指す。

2



3

軽・中等度難聴にみられる特徴

- 発声・発語は明瞭である。
- 1対1では難なく会話ができるが、多人数だと、誰が話しているのかわかりにくい(難聴のわかりづらさに繋がる)。
 - 補聴器を装着していることが前提であるが、補聴器を装着すれば何の配慮もいらないと誤解されてしまう。

4

中途失聴にみられる特徴

- 以前と比べきづらくなった現実を受け止めるのに時間がかかる。
- 補聴器の音に抵抗感を感じる場合がある。
- しかしながら、聴覚が活用できるのならば聴覚活用をしたいという思いもある。

5

障害認識の難しさ

- 「話せる」「きこえる場合がある」
- この状態のみで保護者、専門家は「大丈夫」と判断してしまう。
- このことが、本人の自ら体験する困難の意味を自覚できない。
- 「きこえない」＝「自分の努力がたりない」

6



「きこえにくさ」を受けとめることの重要性

- まずは、聴力の状況にかかわらず、本人の「きこえにくさ」からくる「困り感」を受けとめること。
- きこえにくさについてオーディオグラム等で確認
 - その際、高度、重度難聴と比べるのではなく、聴者と比べてどのくらいきこえないのがポイント
- 補聴援助システムの情報提供と同時にパソコン文字通訳などの情報提供も行う。

7

補聴援助システムとは？

- 補聴援助システムとは補聴器・人工内耳を併用、または補聴器・人工内耳を使用しないことを前提とした補聴援助システムがある。
- この補聴援助システムは聴覚障害児・者のQOLの向上を目的として次の3つのコミュニケーションニーズ (Communication Needs of hearing-impaired people(Compton,1991)) に基づいて開発された。

8

補聴援助システムとは？

コミュニケーションニーズ	機器の例
1対1もしくは集団でのコミュニケーション (Interpersonal Communication and Media)	(聴覚補償) 磁気ループ、赤外線システム、FM補聴システム、デジタルワイヤレス補聴システム (Rogerシステム) など (視覚情報保障) 音声認識による文字表示 など
テレコミュニケーション (Telecommunications)	(聴覚補償) テレホンアンプ、デジタルワイヤレステレホンシステムなど (視覚情報保障) インターネット (E-mail、Lineなど)
警告信号 (Alerting Signals)	(視覚・触覚情報保障) フラッシュ、振動を用いた目覚まし時計、屋内信号装置 など

9

- 本セミナーで取り上げるのは、1対1もしくは集団でのコミュニケーションのニーズに含まれるFM補聴システム及びデジタルワイヤレス補聴システム (Rogerシステム) である。

10

補聴援助システムの利用にあたって

- 補聴援助システムに関する情報提供を行う必要はあるが、利用するかどうかについては本人の意思を尊重すること(主体的に決める)。
- 「あってもなくてもいい」のでは意味がない!
- 補聴援助システムを利用することによって「ストレスなく」情報保障が得られるかがポイント。

11

補聴援助システムの利用にあたって

- 補聴援助システムを利用しても、状況次第ではパソコンノートテイクの併用もある。
- 利用にあたって教員及び周囲の学生の理解も必要である。
 - 例えば、発言の際は補聴援助システムのマイクロホンを使用すること等

12

軽・中等度難聴および 中途失聴学生への合理的配慮 —在学中に聴力低下した学生の支援について—

明治学院大学学生サポートセンター
 富岡 美紀子
<http://www.meijigakuin.ac.jp/office/support/index.html>

1 

本学の支援体制について

① 障がいのある学生や支援を必要とする学生への総合窓口として2011年4月に学生サポートセンター開設
 ② 各校舎に、コーディネーター2名、受付事務1名を配置

総合支援室

【心理相談部門】

【健康支援部門】

【修学支援部門】

学生相談センター

健康支援センター

学生サポートセンター

2 

障がいのある学生への修学支援の基本方針

教育理念 'Do for Others' (他者への貢献)に基づき、共に学ぶ環境をめざして、関係する各部署や学科・研究科、学外機関等と連携しながら支援

1. 教育を受ける機会の平等を実現し、卒業後は自立的な社会生活を送れるよう、障がいのある学生や支援を必要とする学生への修学支援を行います。
2. すべての学生の学びと成長のため、学生同士でサポートし合える環境づくりを行い、社会に貢献しうる共生社会の担い手を育成します。
3. 障がい学生支援に関する啓発活動をとおして、全体の教育力・学生支援力の向上を目指します。

3 

支援スパンと支援内容



4 

支援につながるには…

- ① 自主来室
- ② オープンキャンパスでの来校
- ③ 教務課より入学手続き者の情報を得て、学生サポートセンターから連絡
- ④ 健診（健康支援センター）からの紹介
- ⑤ 教職員からの紹介
- ⑥ 友人等からの紹介



5 

授業での支援を始めるには…

- ① 学生からの相談
- ② 必要書類の提出
(支援申請書・障害者手帳もしくは医師の診断書など・個人情報に関する同意書)
- ③ 授業配慮の申請
- ③ 定期試験配慮の申請
- ④ 面談
学科主任に伝え、原則として面談の上、支援内容を検討
- ⑤ 支援方針の決定および学生への通知
- ⑥ 配慮依頼文書の配布
学科主任・教務部長・総合支援室長の連名 + 学長名の鏡文

6 



軽度・中等度難聴の学生は…

入学前から軽度・中等度難聴のある学生

- ・ある程度、自分の聴こえに対する理解と対処のスタイルが決まっていることが多い
- ・大学の講義スタイルや生活に合わせた支援が必要

入学後に聴力低下をする学生

- ・最初から支援を組み立てる必要あり
→今回は、ここの話です！

7



学生サポートセンターに来るまで

＜大学入学後＞

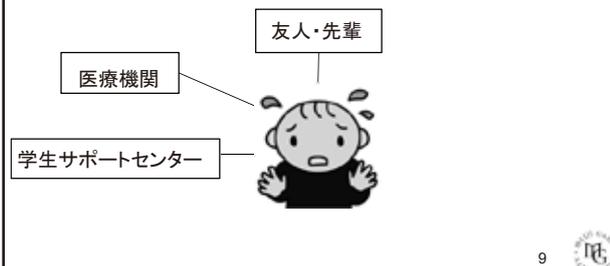
これまで一番前の席だったので気づかなかったが、授業が聞こえづらさを感じた。けれど、入学当初は大学に慣れることに精いっぱい

8



3年の春～学生サポートセンター来室

5月末、友だち経由で知り合った先輩から学生サポートセンターを勧められ、来室



9



最初に伺ったこと

- ・聞こえづらい2科目は、1科目は大教室でマイクの音が響いて、何を言っているのかわからない。1科目は小教室でマイクがない
- ・他にも、グループワークや映像を視聴してレポートだと、わからないことが多い
- ・集中して聞いていると疲れて、一日もたない
- ・先輩には「ノートテイク」と言われたけれど、そこまでじゃない。今まで普通にやってきたし…
- ・障害者でもないし、自分も「障害」と見られることに抵抗がある
- ・配慮を受けることは、甘えなんじゃないか
- ・抵抗はあるけれど、困ってはいる

→どうしていけばよいか、一緒に考えてみませんか？

10



初めの対応

＜医療機関受診の勧め＞

きちんとした検査を受けていなかったため、健康支援センターに紹介状を書いてもらう

＜医療機関で説明する内容の整理＞

これまでの経過と困っていることを整理

＜親御さんへの説明の仕方を考える＞

家族関係も踏まえ、どのように話すのがよいか検討

＜必修科目の映像借用を担当教員に依頼＞

映像視聴とグループワークのある授業についていけなくなっていたため、一緒に説明

→文字起こしデータを渡す

11



試行錯誤の情報保障①

1か月ほど話を聞き、対応できそうなところから支援。聴力が来室当初よりやや下がり、本人も授業についていけない焦りを語り始めたところで、ノートテイクの利用を話題に



◆パソコンノートテイク◆

講義内容が半分わかるかわからないか、先生が話しているのかわからないのかわからない授業。一人テイクで試用
「ノートテイクは丁寧すぎる。自分で音を聞かなくなる。それが怖い。自分で聞ける音は聞いたほうがいいんじゃないかと思うけれど、単語しかわからない」

「一人打ちのときは、IPTalkよりWord画面のほうが見やすい」

12



試行錯誤の情報保障②

◆ノートテイク◆

講義内容が半分わかるかわからないか、先生が話しているのかいないのかわからない授業。一人テイクで試用

(テイク、どうしたい?) 「どっちでもいい」 「テイカーさんが自分のために時間を割いてくれるのが申し訳ない」 (それは気になくていいと思うけど) 「うーん、じゃあお願いします」 「音は聞こえるけれど、言葉として聞こえないから」



◆パナガイド◆

技大の佐藤先生から借用
大教室でマイクが反響し、聞き取りづらかった科目で試用

「プリントやチョークの音が爆音のように聞こえる。大教室ではあったほうがいい。先生の声が聞けて嬉しいけれど、言葉がつかなくて聞こえ(句読点があきらかに)、わからないところがある」



13



3年次春学期の終わりに

<聞こえについて>

わかるものとわからないものがはっきりしてきた

<教育実習について>

・聾学校なら見つかるといわれたけれど、能力的に無理。手話もできないし

・来年、教育実習に行く頃には、補聴器で補えているといいな…親も買う気になっているし、どのくらい補えるかわかならなければ

<補聴器の購入>

微妙…障害者でもないし、かといってちゃんと聞こえているわけでもない。どっちの世界にも寄り付かないか

14



3年次 秋学期開始前には

<聞こえについて>

「ようやく自分が聞こえていないことを、認め始めた

<補聴器の購入>

…

<進路について>

「特別支援の教員を目指してきたけれど、今の自分で働ける自信がない。大学院?福祉職?他の選択?」

本当にさまざまなことで悩み多き、秋学期のようでした…

15



補聴器購入まで 佐藤先生(技大)の補聴相談

初めてのため、補聴器購入のノウハウを伝授していただけることに…

1回目: 現状の確認

「両耳が40dBを超えたら補聴器は必要」

2回目: 聴力検査と補聴器の試用

「補聴器は使えそう。購入するか考えてみて」

3回目: 補聴器を調整していただき試用

「次は補聴器技能者に来てもらってイヤーマールドを」

4回目: 補聴器フィッティング

補聴器技能者にも来ていただく

16



4年次の初めには

4年次春学期は、補聴器を利用し、まずは何もサポートなしでの受講を希望

ある授業では…

「教室が小さすぎて、マイクを使わないから6割くらいしか聞こえなかった。内容はさらにその半分。FMを試して、ダメだったらテイクをつけたい」

17



試行錯誤の情報保障③

◆FM補聴システム◆

教室の場所や先生の立ち位置等によって、混線のようになったり、切れたりトラブルも多く、かなり現場にいて実験を繰り返す、そのことでFMのクセや使い方のコツがわかってきました



18





4年次～卒業後について

<補聴器の調整>

自分に合う「聴こえ」を模索して、補聴器技能者のところへ、何度も足を運ぶ

<就職活動>

教員採用試験を受けるかどうか、受けるとしてもどう受けるか、迷いながら、悩みながらの選択

<卒業後の情報保障>

佐藤先生にもご相談をさせていただきながら、本人のニーズをどう職場に伝えていくか、どういう方法が可能そうか、話し合いの繰り返し

<卒業後>

利用できる社会資源の紹介 等

19



支援を通して学んだこと

「支援が使える」ことを、しっかり伝える
学びの場で、きちんと理解して、参加するために

学生の主体性・納得感を大切に

主体的に選択できるように

とにかく話し合いの連続…ひたすら、すり合わせの繰り返し
???と思ったときは、お互い、その都度こまめに確認

一人ひとり、その場面によってもニーズは違う

「聴こえ」は、聴力だけでは判断できない

軽度・中等度だからこそ? 試行錯誤の連続!

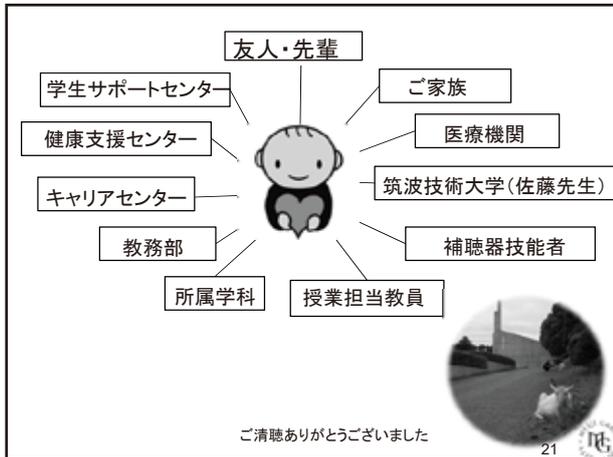
多くの方の支えがあつてこそ

ひとりでもかかもするのは無理…本当に救われました

教育機関だからこそできること!

試行錯誤できる最後の環境? →社会に出たあとの糧に
とにかくやってみよう! 試してみよう!

20



21



中途失聴の立場として

1

私の聞こえについて

2

「聞こえ」に変化は感じたか

- 聞こえにくくなっていることに気付かなかった
音楽系のサークルに所属 演奏だけでなく指揮者も兼任(22時過ぎまで活動)
教職を取っていたため1限から6限までほぼ授業
- 「聞こえ」の変化に気付いたのは大学の授業
授業中に配られた「謎の紙」=小テスト!!
白紙で小テストを提出
心を入れ替えて授業を受けるが聞き取れない
聞き間違え「貧困」→「ピンポン」
- 難聴に慣れない

3

相談のきっかけ

- 3年生の春学期
- 友人の先輩に聴覚障害の学生(利用学生)
友人に紹介してもらい聴覚障害の先輩に会う
先輩「手帳がなくても支援を受けられる」
「相談だけでも行って良い」

4

初めての補聴器

- 初めての補聴器は病院で
人生で初めての補聴器は病院の補聴器外来でした
使うのが恥ずかしくて人前では使えなかった
物音の割には言葉が聞き取れず授業では使えなかった
- 大学での補聴相談
今の補聴器と出会ったのは大学での補聴相談
佐藤先生、補聴器技能者、学生サポートセンターの支援・協力
- 補聴器の目的
授業でFM補聴システムを使うため

5

就職活動

- 「手帳なし」=「配慮なし」
電話での連絡ができない
問い合わせの返事がない
- 教員採用試験
難聴の先輩が配慮を受けて試験を受けていた
教育委員会「手帳が無くても配慮はできる」

6





職場での障害理解①

- 理解は全くなかった!
- 悩む
- 理解者を増やす

7

職場での障害理解②

- 今では...
今日、ここに来れたのも職場の理解があるから
初めは1人しかいなかった理解者も今では増えてきています
年度初めの1回目の会議で「難聴です!」と言う場を設ける
「きこえない」と言える環境
- 難聴についての説明

8

軽度難聴について

- アイデンティティの確立の困難さ
自分でも「耳が悪い」ことを忘れず
手話はできません。声を使ってコミュニケーションをとります
- 社会との軋轢
「健聴」として扱われる
- 軽度難聴者の思い
話をきく姿勢を示してほしい
話をきいてもらいたい

9

事例討論会「支援体制に関すること」

報告者：平良悟子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

各高等教育機関における聴覚障害学生支援の現場では、支援担当者や学生、情報保障者が日々さまざまな課題に直面し、それらを解決・解消しながら運営されている。障害者差別解消法が施行され、高等教育機関における支援のあり方、支援体制のあり方について見つめ直す時期を迎えた今、一つひとつの支援上の課題をより円滑に解決していくためには、機関間の情報交換に基づく支援事例やノウハウの蓄積・共有、及びそれらを支える関係者間交流がより一層求められていると言える。

本討論会は、そうした情報の蓄積・共有の実践の場として企画し、2つのテーマを設けた。そのうち「支援体制に関すること」では、参加者から寄せられた障害学生支援の体制に関する実際の事例を中心に提起して、参加者間の意見交換を通じた解決策の検討に取り組む。

<Part 1>

ファシリテーター

皆川雅章（札幌学院大学 アクセシビリティ推進委員）

田中啓行（関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター）

内容

Part1 は約 10 名の参加があり、【支援者の募集と養成の体制】について討論することになった。このテーマの背景として、学内でノートテイク養成講座を担当できる人材がおらず、外部講師を招くしかないため、講座の開講回数が限られてしまい、結果的に支援学生が集まらないといった現状がある。

そこで、はじめにファシリテーターが自校で行ってきた方法について述べ、時折、参加者からの質問に答える形で討論および意見交換がなされた。主に交わされた意見の一部を以下に掲載する。

会場／ノートテイク養成のタイミングはいつごろか？

田中／以前勤務していた大学では、3月と9月で学期が始まる1週間前に2回くらいずつノートテイク講座を開催していた。学期が始まる前に開催しても帰省や夏休み等で参加者が少ないのが難点である。講座の前に障害学生の時間割を把握し、講座に参加した学生にその場ですぐ空いている時間帯を確認していた。



写真 田中氏



会場／講習会に参加した学生にその場で都合を聞くのは、すぐノートテイクに入るからか？
田中／ノートテイクをやりたいという気持ちが熱いうちに現場に入らせる方がいい。活動がないままだとそのうち気持ちがしぼんでしまい、支援室に登録したのみになってしまう学生が多い。技術習得のためにうまい学生と初めての学生でペアを組んで、授業でノートテイクができるようにしていた。

会場／ノートテイクの講座や研修に対して、手当をつけているかどうか？

皆川／札幌学院大学ではノートテイク講習は学生が主体的に行っている。講師となる先輩学生には謝金を支払っているが、受講者には払っていない。ノートテイク講習の継続の実施は先輩学生たちのモチベーションに依存するところが大きい。謝金以外の側面からモチベーションを維持するために、中心的役割を担って頑張っている学生に学会で研究発表をさせている。公の場での研究発表を自分たちの活動の意義を考える機会としている。

田中／技術習得のために時間を使って来てもらっているという考えは理解できるが、基本的には、情報保障の支援をした部分に対してのみ謝金を支払い、スキルアップは本人の自主性にまかせていた。できるだけ自主的にスキルアップする働きかけはしていたが、その中で謝金を払うことはなかった。

会場／本学では、聴覚障害学生団体やサポート学生の団体が主体的に動いている。今になって大学側から講習会に手を入れてしまうと学生の意欲が低下してしまわないか懸念している。またマッチングで学生任せにしていたところを、こちらがやってしまうとノートテイクのいない講義が出てしまう。他大学はどのようにマッチング作業をしているか？

皆川／経緯も含めて説明したい。本学では当初、教員と学生の有志が集い「バリアフリー委員会」という団体を設置し、学生主体で運営してきた。この委員会は大学の常設委員会として位置づけられてはいなかったが、ノートテイクには大学から謝金を支払い、運営や組織的な面は学生に任せていた。近年、この運営方法の限界と課題を認識するに至り、常設のアクセシビリティ推進委員会を立ち上げ、情報保障の責任の所在を明確にした。現在、マッチングは委員会担当の職員が行っている。日々の活動面では学生の主体性を奨励しつつ、大学として組織的に安定した運営を行うことを目指している。



写真 皆川氏

田中／以前勤務していた大学では、手話サークルのメンバーが中心となって無償ボランティアを行っていたが、2006年に障がい学生支援室が設置されてノートテイクのコーディネートをすることになり、これまで無償で活動してきた人に謝金が支払われるこ

とになった。「お金のためにノートテイクをしているのではない」という反発はあったが、謝金を大学が支払うことでより大学が責任を持つ形になることや聴覚障害学生にとって意見が言いやすくなることなどの謝金を支払う意義を丁寧に説明し、理解を得るようにした。大学がコーディネートを担うことの意義を丁寧に説明しつつ学生の主体性を大事にすることが必要。研修は技術がある学生に任せても構わないと思うが、日々のコーディネートは大学側がしていくのが大事だと思う。

田中／他にマッチングで2人ペアを組ませるときの工夫や事例を持っている方はいるか？
会場／ベテランと新人を組ませるのはよく聞かすが、専門知識を持っていないと難しいときがある。古文や漢文だとパソコンノートテイクではなく、手書きノートテイクの方が良い場合がある。

田中／「ノートテイクのベテランだけど聴覚障害学生とは別の学部で専門外の学生」と「専門知識はあるがノートテイクは初心者という学生」とで組むのも一つの方法だと思う。

最後に、ファシリテーターを務めていただいたお二人から、以下のコメントをいただいた。

皆川／今回の事例討論会における質疑応答、事例紹介等を通じて、情報保障の中心的役割を担っているのは学生諸君であることを改めて認識しました。このような機会を通じ、効果的な支援を行うために大学がどのような体制を整え、支援学生の育成と確保を行っていくかについて情報を共有し、議論を深めていければと思います。

田中／参加者の方々からの悩みの中には、支援体制が整っている大学の事例が解決の参考になるものもありましたが、研修に対する謝金の扱いのようにこれまであまり議論が深められてこなかったような内容もあり、意義深い会になったと思います。今後も多くの人と情報共有する機会が作られていくことを期待します。



写真 事例討論会の様子



<Part 2>

ファシリテーター

藤井克美（日本福祉大学 社会福祉学部 非常勤教授）

生川友恒（日本福祉大学 学生課・学生支援センター 職員）

内容

参加者は10名弱で、少人数での討論が進められた。はじめに参加者から抱えている課題と工夫していることについて述べてもらったところ、<情報保障支援を行っていないが、必要とされたときに備え手話やノートテイク勉強会を開催している> <支援室から依頼文書が出されたが、科目の性質の関係で教員側がどこまで配慮を認めるべきか苦慮している> <実習が必要な学部聴覚障害学生が所属しているが、本人の支援に教員が過剰に配慮してしまい軋轢が生じてしまっている> <支援活動の中心となっている学生がコーディネートしているため、負担が大きい。体制を変えていくために大学側でどうするかを話し合っている> <障害学生に関する情報の共有が円滑に行けていない状態で、受け入れるにあたってどう対応すべきか>といった課題等が挙げられた。今回はそれらの中から【担当科目教員に求められる配慮】に焦点を当てることとし、ファシリテーターより自校の説明を織り込みながら討論がなされた。その一部を以下に掲載する。

生川／本学は約5000名の学生が在籍している。聴覚障害学生は34名おり、このうち22名が情報保障を必要としている。障害学生からは、オープンキャンパスの時点で支援の申し出を受け付け、合格後、入学前面談で改めて支援について話し合う機会をもっている。入学後各学部では、障害学生支援オリエンテーションの時間を設け、障害学生支援の基本的な考え方の説明や、障害学生から直接支援学生の募集の呼びかけを行い、毎年多くの学生がノートテイクに挑戦したいと名乗り出ている。昨年までは学生同士でノートテイクのマッチングをしていたが、今年度からは学生支援センターが主導で調整を行うようになった。また、調整と平行して、体験も含めたノートテイクレッスンを行っている。

藤井／本学の特徴のひとつとして、障害学生支援を学ぶ授業があり、100人以上が受講している。ノートテイクには聴覚障害とはなにかを学んでもらう。話し言葉と書き言葉は異なるものなので、それを踏まえうえで技術を高めていく。本学では約60年前から障害者支援を行っており、10年前に有償化の話が出たときに「お互いに助け合うのにお金を出すのはおかしい」と学生から怒られた。しかし最低賃金には及ばなくても、有償化にしていくために支払うことは大事である。課題は多くあるが、遅れている進んでいるといわず、今ある課題に取り組むことが大事である。

生川／本学では4年間を通して、自分自身のことを理解し相手に伝えることができる力を身につけさせている。障害をオープンにしている学生には入学時の書面確認で了承を

得て、履修者名簿に「聴覚障害」と表示されるようにしている。聴力や読話ができるか等も記載しており、Web 上で確認できるようになっている。ただし、基本的には学生が主体的に配慮について依頼するよう促している。

藤井／教員はきちんと授業内容を教えないといけない。学生に聴覚障害、発達障害、肢体不自由があっても教えていくことは当たり前である。それぞれの学部で養成している学生はやがてプロとして社会貢献していく。薬学部、医学部、工学部等でそれなりに責任を果たすには学力やコミュニケーション力を要する。その中で障害学生が学ぶことに意味がある。それぞれの分野で受け止められるよう、大学の風土が育つと良いと思う。

生川／風土づくりについては私も同感である。今年4月に障害者差別解消法が施行され、これを先生方や職員に啓蒙する必要がある。同法も含めて、FD や SD で障害学生支援を扱った事例があればお聞きしたい。

会場／学部によって FD を行ったところとそうでないところがある。職員については同法に関する SD を受けた。教員は何かしら配慮が必要だと理解はしているが、具体的にどうするのが難しい。例えば、リスニングやコミュニケーションが必須の英語の講義は、特別な配慮が必要かもしれないが、それが授業の本質の変更につながってしまうケースも考えられる。入試の段階で難しいと断るのは不当な差別的取り扱いに該当し、かといって受け入れてから履修の困難さを伝えるのも無責任に感じる。

生川／合理的な配慮の提供において、教育的な本質と建設的な対応との間にジレンマがあり、かつ入学前の説明責任をどのように果たすかという問題もある。我々としては、障害を理由に受験・修学を断念するようなことがないようにすることが基本。一方、学部教員や事務部署からは、受験生に対して早めに入学後想定される状況を知らせる必要があるのではないかという意見もあり、答えは出ていない。いずれにしても、今後は特別支援学校、高校と連携し状況を共有することが大切になってくる。

藤井／私としては、入学前や学びの途上でも「この職は相当条件がそろわなければ厳しい」と言うことはあるし、言える関係であることは重要だと思う。ただし、職につながらないからといって学んではいけないということはない。また、学びの手法としてアクティブラーニングが提唱されているが、この環境で聴覚障害学生が学ぶには、支援学生への配慮も含め、聴覚障害学生、教員、支援学生の三者が力を合わせる必要があると考える。

生川／今後支援室を立ち上げるという大学もあるかと思うが、支援の過程ではぜひ学生へのアセスメントを重視していただきたい。



写真 生川氏



最後に、ファシリテーターを務めていただいたお二人から、以下のコメントをいただいた。

生川／事例討論会では、聴覚障害のある学生が在籍していない大学の方にも参加していただきました。そうした大学も、入学式においてパソコンノートテイクのデモンストレーションをおこなってみたという事例をお聞きし、情報保障を整えていこうという意識が高まっていることを感じました。

情報保障を必要としている学生が常に在籍している大学も、数年に一度入学してくるかどうかという大学も、同じような教育環境を準備していくことが大切です。それぞれの大学がノウハウを共有して、一定の支援体制を整えていくことが、聴覚に障害のある方が大学選択をするうえでの、社会的障壁を除去していく大きな鍵といえるのではないかと思います。

藤井／事例検討会に出された一つひとつの障害学生支援の課題と工夫にこめられた想いに感じたことを三点記します。一つは、必要とされたときに備えて手話やノートテイク勉強会を開催している事例から、障害学生を受け入れる構えをつくっておく大学として役割の先駆性があること、そして、ノートテイクや手話が情報保障手段としてだけでなくそのものの価値を見出しているということだと思いました。それらは多様性を認め尊敬しあう社会創りの基本になると思います。

二つ目は、担当科目教員に求められる配慮についての課題です。ダブルスタンダードを戒めつつ、専門分野の知識を伝え、新しい知識を生み出し、矛盾を抱えて次代へ発展させていく授業内容を基本に、障害学生当事者と支援者とのアクティブな対話を進めることで開かれていく工夫が積み重ねられていくことと想いを深めました。

三つ目は、事例を検討しながら改めて障害学生が大学の種々の学部で学ぶことの意義を考えさせられたことです。社会に期待されているそれぞれの学部の役割を障害学生も含めて共に果たしていく課題と工夫が踏み出されていると確信しました。法的整備を進め、社会的な認知度を高めていくことが大事なのだと思いました。



写真 藤井氏

事例討論会「個々の学生への支援に関すること」
報告者：萩原彩子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

本討論会「個々の学生への支援に関すること」では、各大学の支援経験の共有や、実際の支援課題の解決、人的ネットワークの形成を目指し、個々の聴覚障害学生に対する支援に関して、事前に参加者から寄せられたいくつかの事例をもとに参加者同士でディスカッションを行う。

<Part 1>

ファシリテーター

倉谷慶子（関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター）
中津真美（東京大学 バリアフリー支援室 特任助教）

内容

Part1 では3つの事例が取り上げられ、参加者によるディスカッションが繰り返された。まず初めに、講師から趣旨説明および事例の取扱いについて説明がなされ、続いて事例1（下記スライド）が提示された。約5名の参加者の自己紹介の後、参加者から進行役を決めて意見を交わした。

事例・1 専門性の高い授業の支援
A大学職員

聴覚障害学生が履修する授業の専門性が高く、対応できるノートテイカーに限られてしまう。

そのため、場当たりの調整しかできなかった（支援なしとなったコマもあり）。
今後、どのような対応をすればよいか？



当日提示資料（事例1 専門性の高い授業の支援）

参加者からは専門性の高い授業の一例として語学系の授業への対応方法がいくつか挙げられ、語学系の学部や留学経験のある学生、またはその授業の履修経験のある学生に支援に

当性」を検討する。これは障害者差別解消法で言う「本質の変更」の部分にあたり、事例2の場合、この合理的配慮を提供することによって授業の本質を変更しないかどうかを確認する必要がある。3つめに検討すべきは「過度の負担」であるかどうか。この合理的配慮が提供する側にとって予算面や調整に本当に過度の負担があるかどうかを検討する。おそらくこの場合は、過度の負担を課さないものと判断されるであろう。2つめの適当性について言えば、聴覚障害学生の希望通りわかりやすくまとめるのは授業の本質を変える可能性があり、授業担当教員に確認をすることが望ましい。本質を変えないと確認できれば支援は適当であり、本質を変えるのであれば、実際に聴覚障害学生が困難を持っているのは事実なので、代替手段を検討する。例えば、授業終了後にログを閲覧できるようにするなどのことも1つの方法である。もしくは、授業の本質を一部変えることになっても大学として積極的に支援するポリシーがあり積極的改善措置を行おうということであれば、支援をすることになる。合理的配慮は事案ごとに判断することとなり、一概に善し悪しの判断は出来ないが、考え方の参考にしてほしいとした。

また倉谷氏は、聴覚障害学生からの「わかりやすくまとめて」という言葉を取り上げ、その言葉の背景を想像し、理解することが重要であると述べた。例えば入学前に十分な情報保障などの支援を受けた経験がない聴覚障害学生の場合、突然多くの情報が与えられることとなり、パニックになってしまうこともあると思う。その結果、「わかりやすくまとめて」という言葉でニーズを伝えてきたのかもしれない。このような場合、まずは手書きノートテイクが合うかもしれない。聴覚障害学生の中には、支援を受ける経験を重ねていく中で、授業の内容によって受ける支援の手段が選択できるようになる学生もいる。そのように、言葉の背景にある学生の状況を想像し、隠れたニーズを把握することが重要であるとした。

事例・3 ノートテイクが育たない……

B大学職員

ノートテイク養成講座の担い手が不足しており、養成講座開催数が限られてしまい、学生が参加しにくい。

ゆえに、ノートテイクが育たない。
どうすればよいか？



当日提示資料（事例3 ノートテイクが育たない…）



次にノートテイカーの養成について、参加者から日頃工夫している点や取り組んでいることについてお互いに発表しあった。例えば交流会を開催し、タイピングゲーム大会を開いて競い合ったり、支援を受けている聴覚障害学生からのフィードバック、聴覚障害学生が支援の必要性や養成講座への参加を呼びかけたり、といった事例が紹介された。

以上で事例討論会としての時間は終了したが、引き続きフリートークとして議論は続けられた。

最後に、ファシリテーターを務めていただいたお二人から、以下のコメントをいただいた。

倉谷／今回取り上げたいずれもテーマの、支援を開始し、継続する経過で、支援に関わる立場でどこでも経験する課題でしたので、皆さんと意見交換ができたことはよかったですと思います。かつて PEPNet-Japan で障害学生支援コーディネーターの方々が集まった時、既に今回と同じような課題があり、それぞれの試行錯誤を持ち寄ったことがありました。今回、専門性の高い支援の質を志向し、利用学生に寄り添うことの気づきについて参加者の方々とディスカッションができたことは、一昔前とは大きく異なってきたところではないでしょうか。情報や育成の共有の大切さを実感し、次のベクトルはどこに向かって行くのか、そして PEPNet-Japan が果たせる役割はどこにあるのか、「現場」を大事にしたうえで引き続き検討していただくことを期待しています。

中津／学生と教職員の混合メンバーで、全員が初対面という構成でしたが、始まったとたん一瞬にして、全員がテーマに真剣に向き合い、ひとつになるような状況で、無駄のないディスカッションとなりました。大学の規模や支援体制確立度、支援者・被支援者に左右されることのない、支援に関わったことのある人なら誰でもディスカッションできるテーマに設定できたことも成功の一因と思います。今回取り上げたテーマは、ファシリテーターとしても興味深かったので、ファシリテーター側の頭の体操にもなりました。事例検討会は、各大学の事例が共有され、メンバーの「他大学の人たちと話したい」というニーズに応えることができるプログラムと感じました。



写真 事例討論会の様子

<Part 2>

ファシリテーター

高橋 明美 (みやぎ DSC スタッフ)

土橋恵美子 (同志社大学 学生支援センター障がい学生支援室 コーディネーター)

内容

Part2 は約 10 名の参加者ととも、土橋氏および高橋氏の進行で進められた。ここでは事前に提供された事例を加工したものをを用いて、事例上のある学生の背景を踏まえながらさまざまなシチュエーションでの対応を検討するという流れでグループディスカッションが行われた。

はじめに講師から事例について学生の背景について説明があった後、ノートテイク以外の合理的配慮、DVD を使用する授業での合理的配慮、実習時の合理的配慮など、いくつかの場面を想定してディスカッションが行われた。

<本事例で想定した聴覚障害学生の背景 (一部) >

1) 本人の状況

- ・聴力は 45dB 前後だが、変動する場合がある
- ・高校までは支援を受けずに授業を受けていた可能性が高い

2) 大学で行われている合理的配慮

- ・ Bluetooth マイクの使用
- ・ 読話が可能な前方席の確保
- ・ 一部の授業にはノートテイクがついている

3) 学習の状況と抱えている困難

- ①自分で調べたり先生に個別質問したりしつつ、ノートテイクのない授業では友人のノートを借りて勉強している。
- ②DVD を使用する授業でも終了後に友人からノートを借りていた (ノートテイクはなし) が、授業中に質問されたり、授業後にすぐに課題を提出することがあり、困っている。
- ③どうにもならない授業にはノートテイクを依頼しているが、ノートテイク以外の合理的配慮としてどのようなものを求めて良いか、ノートテイクにどこまで求めて良いかわからずとまどっている。

ディスカッションでは、参加者がそれぞれの経験などをもとに、さまざまな意見が出された。実際には、以下に限らず多くの場面における意見が交わされていたが、紙面の都合上一部を記す。





<出された意見（抜粋）>

1) ノートテイク以外の合理的配慮について

- ・講義資料の事前配付を求める。
- ・授業内容のレジメや文字説明が多いプリントを作成してもらう。
- ・ポイントテイク（ノートテイクほど詳細ではないが必要なところだけまとめたもの）を書いてもらう。
- ・レジメを準備してもらい、レジメにない部分や大切なところは板書してもらう。

2) DVD を使用する授業での合理的配慮

- ・使用した DVD をどこかで一定期間閲覧できるようにしてもらい、課題は後日提出できるようにしてもらう。
- ・前もって文字起こししたものをパソコンで同時に流す。

3) 実習時の合理的配慮

- ・自分の場合、ノートテイクの方がメモを取りやすいが、手話通訳の方が伝わりやすい。

（聴覚障害学生より）

- ・話す部分はパソコン通訳、歩き回る時は手書きノートテイクがついていく。
- ・TA がついて補足する。

また各場面に限らず、自身の聞こえの状況についてまとめ（すでに作成している場合も適宜見直し）、教職員や周りの学生に正しく理解してもらう必要があるとの意見が多く語られていた（以下はその一部）。

- ・「聞こえの程度」と「先生との相談」で合理性の判断が必要ではないか。
- ・本人がどのように支援してもらいたいかを先生に伝える。難しければコーディネーターなどに入ってもらう。支援／配慮の味方、もしくはチームを作る。
- ・実際にどういう聞こえなのか、文書を作ってお渡しする。
- ・配慮願いの見直しや作り直し。学生とともに作り、一緒に相談へ。
- ・聴覚障害学生の所属学部に、難聴のシミュレーションが収録された PEPNet-Japan の DVD（Access!聴覚障害学生支援②小さな「気づき」で変わる授業・変わる大学）で体験してもらう。
- ・中心的な教員へのアプローチ。
- ・授業の中でどこが不安だったかを伝える。（よかった配慮も！）
- ・初回授業開始時に挨拶。

他にもさまざまな場面について意見交換が積極的になされ、あっという間に時間が終了した。このように参加者同士が意見交換できる場は重要であり、日頃の支援を振り返ったり、

新たなアイデアをもらえたりと参加者が何かしら「おみやげ」を持ち帰ることができたのではないかと思います。

最後に、ファシリテーターを務めていただいたお二人から、以下のコメントをいただいた。

高橋／参加者同士が意見交換のできる場として試みましたが、皆様の満足度はいかがだったでしょうか。個々の支援にこれがベストとの回答はないものの、試行錯誤しながら、他を参考にしたり、工夫を重ねたり、参加者同士の共感とそれぞれの課題の整理ができたことは大きな成果ではないかと思えます。時間不足は否めないものの、今後の企画につないでいければ幸いです。

土橋／今回の企画は「ふらっと寄った興味・関心のある参加者同士が意見交換できる場」という想定でしたので、小グループでより多く意見交換できるよう工夫しました。一方で、グループが増えることによる情報保障の確保と遅れて参加される方への説明不足に課題が残りました。来年度の参考になれば幸いです。



写真 事例討論会の様子



「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2016」
報告者：磯田恭子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

本コンテストは全国の高等教育機関や団体が日頃行っている聴覚障害学生支援に関する取り組みを発表し、参加者から多くの票を得た複数の取り組みを表彰する企画である。

9回目を迎えた今回は、全国15の大学・団体から応募があり、支援活動内容の特色についての紹介や、日々の取り組みの中での課題、授業の形態に応じた支援方法の紹介など、様々な内容が発表・紹介された。例年多くの参加者で会場内の行き来も困難な状況となるため、今年度は発表時間を2部制にする予定としていた。しかしながら、天候不良による日程変更により発表時間も短縮せざるを得なくなり、例年通り同時刻での開催となった。会場内では活発に意見交換が行われる様子が見られた。

参加者には2枚の投票用紙を配り、参考になった取り組みや今後の発展を期待する取り組みに投票してもらった。また、昨年度から実施している投票用紙の裏面にコメント欄を設け、投票した大学・団体への応援メッセージの受付も多くのコメントが寄せられていた。

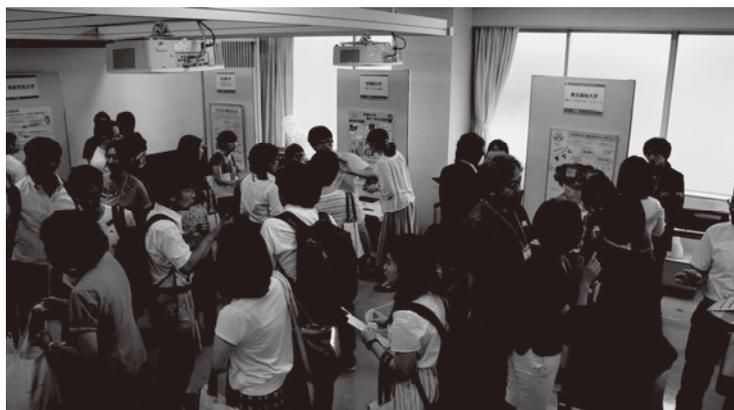


写真 実践事例コンテスト 熱心な発表の様子

投票の結果、以下の通り各賞が授与された。なお結果発表ならびに表彰では、PEPNet-Japan関係者ならびに来賓の方々にプレゼンターをお願いした。

PEPNet-Japan 賞	大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム
準 PEPNet-Japan 賞	愛媛大学 障がい学生支援ボランティア (CBP)
グッドプラクティス賞	早稲田大学 障がい学生支援室
新人賞	明治学院大学 学生サポートセンター
プレゼンテーション賞	東京学芸大学

奨励賞

- ・松山大学 障がい学生支援団体 POP
- ・関西学院大学 学生活動支援機構 総合支援センター キャンパス自立支援室
- ・名古屋大学 学生相談総合センター 障害学生支援室
- ・金沢星稜大学 障がい学生支援チーム
- ・東海大学
- ・千葉大学 ノートテイク会
- ・宮城教育大学 しょうがい学生支援室 聴覚しょうがい部会 学生運営スタッフ
- ・東北福祉大学 障がい学生サポートチーム
- ・札幌学院大学
- ・特定非営利活動法人 ゆに

「PEPNet-Japan 賞」は 2 年連続で大阪教育大学 障がい学生修学支援ルームに授与された。今回の発表では、学生同士が主体性を持ちながら取り組んでいる「共に気持ちよく学びあう活動」について、これまでの活動により得られた成果等を中心に紹介がなされた。また、普段の支援室の様子を体感してもらおうと VR (バーチャルリアリティ) ゴーグルを用いた説明を行うなど、新たな取り組みにより多くの関心を集めていた。

「準 PEPNet-Japan 賞」は、愛媛大学 障がい学生支援ボランティア (CBP) が受賞した。学内で行われている様々な形態での支援について、「支援スタイル七変化」と題して発表された。理系や文系の専門科目等にはパソコンノートテイクに加えて手書きの支援者を配置する、外国語の授業では留学生にも支援に入ってもらい、日本語と外国語を切り替えながら文字通訳を行うなど、フレキシブルな支援体制について分かりやすくまとめられたポスターを用い、熱心に参加者に説明を行っていた。

「グッドプラクティス賞」には、早稲田大学障がい学生支援室が選ばれた。「完璧な支援は存在するのか？」をテーマに、支援者の立場に着目して実践している取り組みの発表がなされ、支援経験の短い学生が中心となり参加者 1 人 1 人に丁寧に対応をしていた様子が印象的であった。

「新人賞」は、今回 2 度目の発表となった明治学院大学 学生サポートセンターが受賞した。充実した情報保障の中から自分に合った支援手段を選ぶことができることや、普段の支援の様子





などを、工夫を凝らした様々な発表方法を用いて参加者に説明を行なう様子などから、今後の活動への期待が多く寄せられての受賞となった。

審査員の評価により決定する「プレゼンテーション賞」には、東京学芸大学が選ばれた。手話や筆談、音声など、様々なコミュニケーション方法を使いながら、参加者に伝わる・伝える発表となるよう気を配っている様子から受賞が決まった。

上記5大学のポスターは巻末に掲載しているほか、すべてのポスターは PEPNet-Japan のウェブサイト (<http://www.pepnet-j.org/>) に掲載している。

回を重ねるごとに応募者数の減少が懸念されていたが、今回も例年とほぼ同数の参加があり、本コンテストの存在が全国に広く認知されていることがうかがえた。

また、投票用紙への応援コメントの記入により、発表した大学に直接メッセージがフィードバックできることで、各大学の支援活動がより盛り上がりをもたせることが期待されよう。

本企画は例年盛況であるため、今回も広い会場の確保と発表時間を分ける工夫により余裕のある発表会場を準備していた。しかしながら、スケジュール変更に伴い例年以上に参加者が一堂に会することとなり、発表者・参加者共にご迷惑をお掛けしてしまったことと思う。来年も会場の確保・レイアウトは十分に検討することとしたい。

あわせて、10回目の節目となる来年度のコンテスト企画では、参加者や発表者がより充実感を得られ、充実した情報交換を行える企画となるよう、内容の検討を行いたい。



写真 表彰式の様子

「筑波技術大学見学ツアー」

報告者：吉田未来（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

本企画は、事前に申込をした参加者を対象に、本学における授業での配慮の紹介および施設設備の見学を行った。また、シンポジウム企画としては初めて、視覚障害学生が学ぶ春日キャンパスの紹介・見学を実施した。台風の影響で当初の予定から回数や時間が大幅に変更となったが、教職員や聴覚障害学生、支援学生約 50 名に参加していただくことができた。参加者からは、「実際にキャンパスを見ることができ、大変参考になった」「もっとゆっくり見学したかった」との意見をいただき、関心の高さが窺えた。

プログラム（荒天による変更後の内容）

時間	内容
① 春日キャンパス（視覚障害系）	
15:00	集合
15:05～	マイクロバスにて春日キャンパスへ移動
15:20～ 16:10	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学春日キャンパスの概要説明 ・学内見学 歩導くん（屋内用点字ブロック）、手すりの階数表示、トイレ、エレベータホール、校舎の造りについて、食堂、体育館、プール ・支援機器室の見学（機器の説明・試用） ・質疑応答・アンケート記入
16:20	マイクロバスにて天久保キャンパスへ移動
② 天久保キャンパス（聴覚障害系）	
16:40	集合
16:50～ 17:40	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学天久保キャンパスの概要説明 ・産業情報学科説明 ・障害者高等教育研究支援センターの説明 語学の授業方法の説明 ・学内見学 ・デザイン学科説明 ・質疑応答、アンケート記入



写真 天久保キャンパス内
デザイン学科の見学の様子



写真 春日キャンパスの概要説明の様子



「聴覚障害学生支援に関する機器展示」

「PEPNet-Japan 活動紹介」「PEPNet-Japan 連携大学・機関活動紹介」

報告者：中島亜紀子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

本企画では、聴覚障害のある学生に対する情報保障やコミュニケーション支援に関する機器およびシステムの展示を行った。今回は、開催校である筑波技術大学から、教員及び大学院生による研究・開発の紹介のほか、視覚障害学生支援に関わる支援機器等の展示、各種プロジェクトの紹介も盛り込んで展示を行った。また、コミュニケーション支援のためのシステム開発を行っている企業による展示スペースも設けた。当日は、多くの参加者が展示会場に足を運び、開発者から直接丁寧な説明を受けたり、実際にデモンストレーションを見たりするなどして感想を話し合う様子が見られた。当日紹介された内容と発表者は以下の通りである。

■聴覚障害学生支援に関する機器展示

- ・ウェブベース遠隔文字通訳システム「captiOnline」

筑波技術大学産業技術学部 若月大輔准教授

- ・聴覚障害学生向けソフトウェア操作教示ツール「SZKIT」

筑波技術大学産業技術学部 鈴木拓弥准教授

- ・指文字練習システムの開発

筑波技術大学産業技術学部 加藤伸子教授

- ・電話リレーサービスに関する研究

筑波技術大学大学院技術科学研究科 産業技術学専攻 小島展子

(企業展示)

アイセック・ジャパン株式会社／株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ／日本財団
／シャムロック・レコード株式会社／フォナック・ジャパン株式会社

■筑波技術大学紹介

- ・聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業（高大連携プロジェクト）

筑波技術大学産業技術学部 谷貴幸教授、井上正之准教授、田中晃講師

- ・障害者高等教育研究支援センター（視覚障害系）

筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 宮城愛美講師

- ・「障害者高等教育拠点」事業

PEPNet-Japan 活動紹介では、パネル展示や成果物の展示の他、成果物の一部を自由配布する場も設けた。連携大学・機関活動紹介パネルでは、各大学・機関の支援体制の詳細や新しいトピックについての情報が並び、先進的な取り組みを知ろうと熱心に展示を読み込む参加者の様子が見られた。

A decorative frame consisting of two curved lines, one above and one below the text, with two black feather graphics on the left and right sides.

**報告
(2日目)**

教職員・学生共通企画 ミニ講演会
「聴覚障害学生のキャリアを見据えた教育・支援のあり方
—障害者雇用促進法の改正とキャリア発達支援—」
報告者：石野麻衣子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

2016年4月に施行された改正障害者雇用促進法では、雇用主に対して、募集・採用時ならびに採用後の不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を義務付けている。本講演会では、障害者の就労支援に関わる専門家、および就労や昇進に関わる課題に向き合ってきた聴覚障害当事者の社会人を講師に迎え、法改正のポイントについて学ぶとともに、法律の知識も生かしつつ企業や社会で活躍できる聴覚障害学生を育てていくために必要な、キャリア発達支援のあり方と、学生自身が身につけておくべき能力についてディスカッションを行った。

講師

小林武弘（ハローワーク品川 就職支援コーディネーター（障がい者支援担当））
宮本治之（NHK 総務局 業務管理部 副部長）

司会

石原保志（筑波技術大学 副学長）

論点

- ① 障害者雇用促進法の改正について、障害学生ならびに大学の担当者が知っておくべき要点を押さえる。
- ② 現役の学生が学生時代に身につけておくべき力と、大学に求められるキャリア発達支援について考える。

内容

1. 障害者雇用の現状と法改正、及び就職活動時に重視される点について

（講師：小林武弘氏）

1) 雇用の現状

国の障害者雇用対策は、大きく3つの分野別実施されている。一つ目が事業主に対する指導・援助、二つ目が障害者の特性を踏まえた細やかな職業リハビリテーションの実施、三つ目が障害者雇用に関する啓発となっている。障害者の法定雇用率は5年に1度見直しが行われており、平成30年度からは、身体障害者・知的障害者数に加え、精神障害者も雇用率換算時の対象の人数に含まれることになっている。現在は一般企業で2.0%、行政機関





や独立行政法人等は2.3%となっており、平成27年度の全国平均は1.88%であり、グラフで見ても雇用されている障害者の数は年々増えていることがわかる。ただし、企業の規模別に雇用率を見てみると、従業員数が50～299名の中小企業では雇用率が1.03%、約半数の企業が達成できていない状況で、障害者雇用の推進に苦勞している現状がある。障害種別に見ると、発達障害を含む精神障害者の雇用が進んでいる。

障害者雇用の最新データは、全国の企業から集まった6月1日時点の情報をもとにまとめられ、毎年11月下旬に発表される。学生や教職員の皆様にはぜひご確認いただき、どのような業種・業界の雇用が増えているのかを把握することで、就職の一助にさせていただきたい。

2) 改正障害者雇用促進法

同法は今年(2016年)4月に施行された。雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止している。障害者だからといって差別してはならないということは、法律以前の問題であると我々としては考えている。合理的配慮の提供については「事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。」としており、厚生労働省が中心になって各企業から事例も募集し、ホームページに掲載されている。「改正障害者雇用促進法に基づく指針の概要(障害者差別禁止指針)」では、「対象となる障害者の範囲は、障害者雇用促進法に規定する障害者である」としており、簡単に言うと、障害者手帳を持っていなくても差別をしてはならない、ということである。対象となる事業主は、全ての事業主となっている。「改正障害者雇用促進法に基づく指針の概要(合理的配慮指針)」では、合理的配慮の内容について記載しており、多くの事業主が対応できると考えられる措置を別表としてまとめている。相談体制の整備については、ハローワークとしても企業にお願いしている。障害者から合理的配慮に関して意見を言うことができる窓口を総務や人事に作り、そこに寄せられたものが会社としてできるものなのかできないものなのかを判断し、できないもの場合はどのようなステップでできるよう努力するのかを本人に話してほしいと伝えている。障害者である労働者と事業主の間の紛争は、自主的に解決することが求められるが、難しい場合は紛争調停委員会による調停が行われる。ただし、ここに至らないよう、企業内の相談窓口をきちんと機能させ、普段からコミュニケーションを取ることが大切である。

次に、実際に企業内で行われている事例として合理的配慮指針で紹介されている内容について、聴覚障害の一部事例に絞って紹介したい。募集時及び採用時については、会社説明会に手話通訳者・要約筆記者を配置する、面接時に手話通訳者、教員、ハローワーク職員、ジョブコーチ等の同席を認める、面接を手話・筆談等で行う等がある。企業によっては、チャット機能を使って面接を行うところもあるようだ。また、新卒採用時に多く見られる集団面接は行わず、個人面接で対応する例もある。採用後の配慮としては、業務指示や相談を担当する者を定める、指導や相談にはパソコンによる文字入力やメール、ホワイトボードを活用する、会議に手話通訳者の同席を認める、障害者同士がお互い協力し合う

環境を作る等が挙げられている。また、工場等危険が伴う現場の場合は、危険な場所や危険の発生を視覚的に確認できるよう、テープを貼る、回転灯を設置するといった対応を行っている例がある。

3) 採用のポイントと面接について

最後に、採用の決め手となる事柄について説明したい。エントリーシートについては、志望動機が不明瞭だと書類選考の時点で落とされるので、明瞭に書く必要がある。企業研究は是非してほしい。以前ある面接で障害学生が「私を採用すると障害者雇用実績が上がります企業にとって得になる」と話したが、その学生は不採用になった。企業は採用実績だけのためだけに採用しているのではない。企業研究は、自分がその会社にマッチするかを明らかにするためのものであり、マッチングがうまくいかないと、お互いに不幸になる。JTBの特例子会社で社長を拝命していた時は面接も同席していたが、その時に見ていたのは、服装やお辞儀などのビジネスマナー、そして笑顔かどうかを非常に重視していた。この人を採用したら、会社で力を発揮してくれるだろうと思えた人を採用していた。

面談時は、手話が必要な方は必ず手話通訳者を同席させてほしい。入社後も手話通訳が必要だと企業に負担に思われることを心配して同席させないケースをよく見るが、手話通訳のない面接では、面接官の微妙なニュアンスを取り違えることがある。遠慮せずに手話通訳を使っただけ、その上で、面接では自分の得意なコミュニケーション手段や普段の様子について明確に話していただきたい。

身体障害者の採用はここ数年売り手市場ではあるものの、企業は依然として厳しい選考状況が続いている。書類選考、面接時にどのようにアピールできるかが大切なポイントになるので、このことを念頭に置いて就職活動、先生方においては就労支援をしていただきたい。

2. 聴覚障害学生のキャリアを見据えた教育・支援のあり方（講師：宮本治之氏）

私からは、就職活動時の考え方、聴覚障害者が昇進していく道、職場における課題や必要な努力、そして大学に求められるキャリア発達支援についてお話をしたい。会社に入るにあたっては、ありのままの等身大の自分、飾らず余計なものがないまま勝負できるように、学生時代は友人とのつきあいや先生とのコミュニケーションの中で、人間力を高めてほしい、というのが本日の話の結論になる。

1) 就職とその後の昇進について

自らの大学時代を振り返ると、実際に社会に出たときのシミュレーションとして、4年間で勉強だけでなくアルバイトも経験した。NHKに入局後は、アナウンサーや記者は難しいだろうということで、経営管理の部署に配属になった。35歳の時の放送文化研究所への配属が一大転機となった。良い上司（ロールモデル）との出会いがあり、10年後、その先輩のポストである、同研究所の副部長ポストに就いた。採用担当者と応援してくれた同僚たちへ恩返しできた。現在はスタジオ等施設の管理を担当し、予算管理を担っている。





就職にあたっては、二つの考え方があると思う。一つは、聴覚障害者の採用実績がある会社を選択すること。もう一つは、採用実績がない企業にチャレンジすることである。いずれにしても「彼を採用して良かった」と思われるよう精進する事は大事なポイントである。私の場合は、スクールカラーもあって、先輩の聴覚障害者が誰もいないところにチャレンジし、仕事を開拓したいと考えてがんばってきた経緯がある。マズローの欲求段階は、一つ欲求が満たされると、段階的に次



写真 小林氏、宮本氏

の欲求が出てくるという学説で、私も常に壁を破るために欲求段階を進んできた。聞こえない我々にも、同期が昇進するのと同じように昇進したいという欲求がある。なんとか同期に遅れまいとがんばったが、それでも2年遅れた。障害があっても、遅れたことが悔しかった。そこで、聴覚障害者キャリアアップ研究会を立ち上げ、聴覚障害者でもキャリアを重ねることができる環境作りについて考えてきた。

聴覚障害者の昇進事例を見てみると、最初からスタートラインが聴者との間に差がついている。学生時代にできるだけ教養を高め、一生懸命勉強し、スタートラインを進めることも可能だと思う。ただし、入社後は常に情報に遅れが生じ、昇進もゆっくりになる。我々の研究会では、途中で何があっても挫折することを禁止している。あきらめることなく進みましょうと、ハッパをかけている。聴覚障害者の昇進は、他の障害種と比べても遅いが、今後合理的配慮や環境整備が進めば改善するものと期待している。

2) 働く上で大切なこと

就職後10年までで大切なのは、自分の味方になってくれるキーパーソンを見つけ、そのロールモデルに従って自分を高めていくことである。30代になると、理想とするキャリアプランが描けないという悩みが出てくるが、そのようなときには、エリートではない、苦労してきたたたき上げの先輩を手本にするとよい。

30年のビジネスマン経験で、明るく笑顔で挨拶ができることはとても大切だと感じる。会社は様々な人で構成されているが、明るさ、笑顔、やる気があれば生きていくことができる。悩みは必ずいつか解決できると楽観的に考えてほしい。一方、いわゆる「イタイ社会人」も多く見てきた。上司や先輩が自席に来たときに立つことができない、歓迎会や忘年会等に毎回欠席する、切れやすい、いわゆる「暗黙知」に含まれる、触れてはいけないデリケートな話題に触れてしまう、20～30代なのにフットワークが重い、等がその例として挙げられる。そして、得意技がない人もいる。学生時代はぜひ何か一つでも得意技を身につけてほしい。これが自身の身の置き場や自信につながる。

3) 学生時代に身につけてほしいこと

学生時代に身につけてほしいことは、まずはコミュニケーション能力。具体的には、きちんと挨拶ができること、人の話を聞き、かつ、話のやりとりができてほしい。セルフアドボカシーも重要である。聴覚障害をきちんと受け止め、どのような情報保障があり、どのようなカバーがあれば私はきちんと仕事ができる、ということを周囲の人や上司に説明する力は、ぜひ学生時代に身につけてほしい。そして、読書や部活、友だちづきあい等を通して、人間力を高めてほしい。

学生の皆さんは、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」について学んだ上で社会に出て行くと思うが、聞こえない人にはこれに加えて、「人間力」と、聴者が音声でやりとりし、聞こえないがために情報が漏れる「暗黙知」を習得する力が必要だと考える。

聴覚障害学生は、環境によっては在学中、合理的配慮によって特に努力せずとも情報保障がつけられるかもしれない。しかし、就職する前段階では、自ら周囲に説明し、交渉する力を身につけたり、どのような努力が必要かを知ったりする必要がある。そのため、大学に求められるキャリア発達支援としては、お膳立てをするのではなく、あえて厳しいことを経験させることを考えてほしい。また、積極的に社会の雰囲気を経験させるためにも、インターンシップを充実させることが大切ではないか。学業成績は良いに越したことはないが、仕事とは別物。人間的魅力、やる気、実行力を学生のうちに培ってほしい。

3. 質疑応答

石原／先ほどの話の中で「この人を採ったら会社が活性化しそうな人を採った」とおっしゃっていたが、具体的にはどのような人物像か。

小林／第一印象が笑顔で礼儀正しいかを最も重視した。聴覚障害者に関しては、コミュニケーション手段は問わない。最も得意なコミュニケーションが何かを自分でわかっている人を採用していた。



写真 質疑応答の様子

会場／聴覚障害学生が在学中に意識すべきことは。

宮本／自ら行動を起こすこと。社会人になってからも、仕事を振ってもらうのではなく、自ら行動を起こすことが一番に求められる。面接時の心構えやエントリーシートの書き方は、就職活動を始める前に学び始めた方が良いと思う。

小林／就職する前提として、大学を卒業できること。内定を出した後で学生が卒業できなくなり、ご縁がなくなったこともある。勉強には力を入れてほしい。また、友だちがいることも大切。友だちがいるということは、相談できる人がいるということだ。



会場／在学する難聴学生は基本的に口話でコミュニケーションを取っており、手話は基本的な会話のみ可能という状況。この場合、面接は筆談ですればよいのか、手話通訳を入れた方がよいのか。

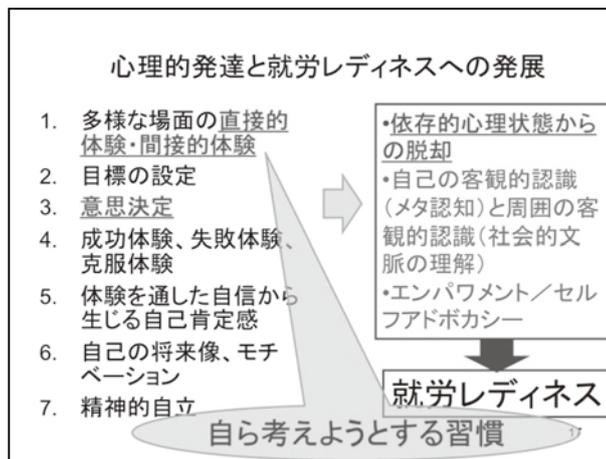
小林／口話ができるのであれば、企業としては特に問題ない。ただ、ご本人から「細かい内容を話すときは是非筆談をお願いしたい」と言っていただきたい。手話がわからない学生に対して無理矢理手話通訳を入れると、余計混乱するように思う。

宮本／日常的に最もコミュニケーションしやすい手段を用いるのが良い。面接官は、その学生が就職したときにどのようなコミュニケーションで仕事を進めるか、シミュレーションしていると思う。「口話は読み取り間違いが起こるので、筆談なら間違いなく伝わる」と面接官に伝えることができれば、安心して仕事を進められると思ってもらえる。

手話通訳に関して言うと、私がキャリアアップの過程で研修会に参加した際、地域の手話通訳派遣を依頼し、完璧に読み取っていただいて、議論に堂々と参加することができた。自分の使いやすいコミュニケーション手段を強く主張することが大切。

石原／本学で約30年聴覚障害学生の就労支援を担当している立場から言うと、おそらく多くの聴覚障害学生は口話と残存聴力による聞き取りを併用していると思う。ただし、面接環境によって、騒音があったり、口を読み取ることが難しい場合は、必ず「わからない」「もう一度言ってほしい」とはっきり伝えることが大切。それでもわからない時は「書いてください」と言えること。このようなことを口話と併用するのがポイントなのではないか。

石原／最後にまとめとして。右図は、心理的発達と就労レディネスへの発展について説明した図である。右上に「依存的心理状態からの脱却」とあるが、これを実現するためには宮本氏のお話にもあった通り、他者に頼るのではなく、自ら動くことが重要になる。



当日提示資料（作成：石原氏）

心理的発達と就労レディネスへの発展

まとめに代えて

本企画では、障害者の就労支援の専門家、聴覚障害当事者の社会人を講師に迎え、法改正のポイントや、聴覚障害者のキャリア発達支援において考えるべきこと、そして学生自身が身につけておくべき能力について学び、参加者と共有することができた。聴覚障害学生は、在学中にコミュニケーション能力をはじめとした人間力を高め、他者に依存するのではなく、自らの障害の説明や支援交渉も含めた「自分から動く力」を身につけることが重要になる。聴覚障害学生を支援する大学教職員も、このような視点を持ち、4年間を通して学生が成長できるような働きかけを意識することが求められるのではないかと。





教職員対象企画

「教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2016」

報告者：中島亜紀子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、大学等の高等教育機関において障害学生支援の体制を整備していくためには、機関間・担当者間の情報共有がますます重視されつつある。一方、各機関の障害学生支援担当部署及び担当教職員においては、長年の支援経験に基づき学内の体制を改良・改善してきた事例や個々の学生への支援の試み、またそれら実践から見出された新たな課題など、多様な取り組み事例や知見が数多く蓄積されている。

本企画では、そうした実践事例を通じて支援担当教職員同士が情報交換を深め、各機関の支援現場に持ち帰ることによって、各々の支援体制の引き上げにつながることを目的として実施する。教職員による実践発表を行い、成功事例に限らずさまざまな支援現場の具体的な事例について参加者同士が直接やり取りする場を設ける。また、フリートークのスペースを設け、新たな交流から関係者間ネットワークが広がっていくことを後押しする。本企画への参加を通し、次の実践に繋がる新たな情報やアイデア及びネットワークを発見できる場になることを期待する。

内容

教職員を対象とした立場別企画として、初めての試みとなる教職員によるポスターセッション「教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2016」を実施した。参加者による発表の機会としては、「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」が既にシンポジウムの一大企画として定着しており教職員も発表できることとなっている。しかしコンテスト企画はプレゼンテーションのあり方を評価したり、投票を通じて取り組みへの共感や激励を伝え合ったりする点を特長としており、支援を担当する教職員のニーズを満たしきれない部分もあった。そこで今回は、教職員のみ限定された場で課題や反省も含めた発表を行い、意見交換と情報交換を深めることを第一の目的とした本企画を設けたところ、事前の発表者募集で12件の応募が寄せられた（発表内容の一覧および紹介は巻末に掲載）。

加えて、2016年4月の熊本地震の後、被災した大学での取り組みについて紹介する場を設けたいという主旨から、遠隔情報保障支援を利用した九州ルーテル学院大学、及びそこで使用されたシステム T-TAC Caption を開発した筑波技術大学（三好茂樹）、熊本学園大学にも発表を依頼し計15件の実践発表が行われた。

当日は、60名以上の参加者が各ポスターの前で丁寧な説明を受け、熱心に質問したり複数人で情報交換をしたりする姿が見られた。関連資料を自由に閲覧できるフリースペースも用意したが、ほとんどの参加者が90分の企画時間一杯、発表者とのやり取りに充ててい

た様子で、なおも時間がほしいという感想が聞こえるほど充実した実践発表の場となった。

到達点と課題

「教職員による実践発表」という初めての企画スタイルであったにもかかわらず、事前に12件もの発表応募をいただくことができ、また当日は多くの参加者が、積極的に情報を得て意見を交わそうという姿勢で参加して下さった。このことは本企画の趣旨に沿う大きな成果であったと言える。

本シンポジウムは発足当初から、参加者同士の情報交換の場として期待を寄せられており、分科会やアフタヌーンセッション等でさまざまな機会を提供してきた。今、担当教職員を置いて障害学生支援に取り組む大学等が徐々に増え、さらに障害者差別解消法の施行を受けて大学等における支援のあり方が改めて問われている中、本企画のような参加・発信の形は参加者のニーズと合致したものと思われる。一方で、「発表者が他の発表を見る時間がなかった」「聞きたい発表が混雑していた」などの意見が挙げられており、運営面では改善の余地が残されている。発表者・参加者双方の希望を満たせるような運営やルールを引き続き検討していきたい。

また、今回は「熊本地震後の取り組み」というテーマを設け、被災地と離れた地域の方々、災害を経験していない関係者の方々にも大きな関心を寄せていただいた。今後も、時宜をとらえたトピックを積極的に打ち出し、活発な議論の場を提供していきたい。



写真 教職員企画の会場の様子



写真 震災後の取り組み発表のブース



写真 発表者と参加者の様子





学生対象企画

「ろう者学から学び キャンパスライフに活かす」

報告者：大杉豊（筑波技術大学）

企画趣旨

筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターが認定を受けた「障害者高等教育拠点」内で実施している「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング～合理的配慮がなされた環境における高等教育修学の保障～」事業の1取組、「ろう者学教育コンテンツ開発取組」で制作した教育コンテンツ（動画）を活用したワークショップを開催した。聴覚障害学生・支援学生との間でコミュニケーションやふるまいの違い、そして「文化の違い」について考え、参加者同士がわかり合える方法でのディスカッションを行い、交流を深めるとともに、各自の大学に戻ってからも聴覚障害学生・支援学生同士で良い関係構築ができる方策を検討することを本企画の目的とした。

参加者は事前に所属等が重ならないよう設定したグループに分かれ、2つのテーマでのグループディスカッションを実施した。ディスカッションにあたっては情報保障を配置せず、学生同士で手話や筆談などのコミュニケーション方法を取るかはグループで決めていただく方法とした。また、個人用・グループ用のワークシートを用意し、文章化した意見をもとにグループディスカッションやプレゼンテーションができるよう準備した。

※ろう者学とは？

ろう者の生活・文化を研究する学問であり、海外では「ろう者学」を研究し指導する大学やひとつの科目として教えているろう学校も多く見られ、ろう・難聴の児童や学生が自分自身の障害について理解しアイデンティティを形成するためにも非常に重要な学問とされている。

企画コーディネーター・司会

大杉豊（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 教授）

アシスタント

長野留美子（関東聴覚障害学生サポートセンター コーディネーター）

管野奈津美（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 技術補佐員）

内容

1. 導入

冒頭で司会の杉から、本企画の企画趣旨についての説明と、アシスタントの紹介を行った。関東聴覚障害学生サポートセンターの長野留美子氏は、聴覚障害当事者として大学に

おける支援体制の向上を目指して活動されている。筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターの管野奈津美氏はろう者学教育コンテンツ開発取組みの補佐を担当している。紹介を終えた後に、企画の進め方について下記の通り説明を行った。

【ワークの進め方】

① 動画の視聴後、まずは配布するワークシートをもとに1人で課題に取り組む(5分)

② 同じテーブルの3人でワークシートを見せ合い、共通点や相違点について話し合う(5分)

③ テーブル二脚でグループを作り、6人でディスカッションを行い、新しく配布するワークシートに意見をまとめる。(※発表資料として活用できるよう視覚的なわかりやすさを心がける)(10分)

④ このセッションを2つのテーマで繰り返す。



写真 企画の様子

2. コンテンツ①に関する課題と発表内容

コンテンツ①の映像

「聾学校野球部が大会参加を阻まれた事例：北城聾学校」(松島謙司氏) [7分50秒]

本映像では元・日本聴力障害新聞記者の松島氏が、沖縄の北城聾学校の事例を中心に、過去一般の競技大会にろう者や聾学校が参加を阻まれた事例を紹介している。ろう者のスポーツ参加を通して当時の社会的背景や障害者観についても知ることができる内容になっている。



課題1

まず、感じたこと、思ったこと、考えたことをそれぞれ箇条書きしてください。そして、この社会で何がバリアになっているのかを最後にまとめてください。

上記の映像を視聴した上で、課題1についてグループディスカッションを実施し、話し合いの様子を見て企画担当者が指定した3グループに発表してもらった。そのうち、2グループの発表内容を紹介する。

【グループ発表①】

まず聴覚障害者への理解が足りていない状況が社会でのバリアになってしまっていると思った。聞こえない=危ないという先入観を持つてしまう人が多いのも問題だと思う。映





像にもあった通り、聞こえない＝危ないとは限らない。偏見は昔からあり、今も残っていると感じた。昔は法律の壁があったが、今は人の心にまだまだ壁があるというところが問題だと思う。耳が聞こえなくても、音声以外の方法でも情報を補うことはできるということも、もっと広めていく必要があると感じた。

【グループ発表②】

大きなバリア、小さなバリアがあると思った。大きなバリアは聴覚障害に対する理解や知識がないというのが一番大きく、そこから小さなバリアが次々に生まれるのではないかと。例えば、知識がないがために難聴や聴覚障害があると知ったら全員耳がまったく聞こえないと思ってしまう。その思い込みから勝手に配慮してしまうが、それは本当に配慮といえるのだろうか。大多数の健聴者が危ないと思いついていて当事者が意見を言いくらいという状況もあるのではないかと。また、知識不足で配慮がされないということもある。例えば野球のルールを少し変えるなど、危なくないようにすることもできるのに、それを怠っているせいでバリアを生んでいるのでは？という意見も出た。

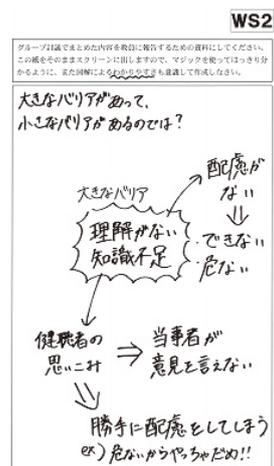


図 コンテンツ①
グループ発表の例

コンテンツ①に対するコメントとまとめ（長野氏）

先ほどの発表では社会におけるバリアをなくすためにどう解決していけば良いのか、そのヒントがたくさん出ていた。今回は聾学校が大会参加を断られた事例だが、これをきっかけに日本聴力障害新聞の記者が問題意識を持って調査するという行動を起こした。難聴のピッチャーがいる一般の高校に話を聞きに行き、それで終わりにするのではなく実際に記事にして掲載した。そこから朝日新聞に取り上げられることになり世論が高まり、結果的に北城聾学校の高野連への加盟が承認された。後に法整備がなされ、現在は特殊教育学校（現：特別支援学校）の加盟も認められている。



写真 長野氏

今年の夏に話題となったこととして、甲子園に出場した高校がグラウンドでの公式練習で女子マネージャーが部員と一緒に練習のサポートに入っていた時に、大会関係者から退出を求められたケースがあった。この背景として大会関係者から説明がなされた事は、練習補助員は男子に限るという規定があるためとのことだった。これが朝日新聞に掲載され、性別に関係なく練習補助員を務められるのではないかと異論を唱える世論が沸き上がった。



写真 グループディスカッションの様子

この2つの事例を見てわかる通り、日本の社会では障害の有無、男女の性差（ジェンダー）によって区別されてしまうという状況がいまだに残っている。20年ほど前に、薬剤師の国家試験に合格したろうの女性がいたが、その時には薬剤師法で聞こえない人には免許を与えないという欠格条項があったため、免許が与えられなかった。その彼女は諦めずに働きかけ、多くの味方と一緒に活動することで薬事法の改正にこぎつけることができ、現在病院で働いている。その後、薬剤師として働く聴覚障害者

も増えてきている。このようにこれまでの様々な活動から学ぶべきことはたくさんある。今年4月から障害者差別解消法が施行されたが、そのことで私たちは何ができるのか。具体的にできることとして、障害者差別解消法に関わる情報や知識を集めることから始められるだろう。地域にもろう協会があるし、PEPNet-Japanでも様々な取り組みを実施している。積極的に情報を集めて、自分自身も諦めるのではなく何ができるだろうかと行動を起こして行ってほしい。支援に関わっている立場でも、この映像から色々なことを見て感じ取れたと思う。今後社会の中で何ができるのかをぜひ考えてほしい。

3. コンテンツ②に関する課題と発表内容

コンテンツ②の映像「無題」(庄崎隆志氏) [2分 21秒]

本映像は、ろう俳優・庄崎隆志氏による身体パフォーマンス映像である。庄崎さん自身の教育経験をもとに作られ、ろう者の教育的背景や芸術表現について学べる内容になっている。



課題2

まず感じたことを率直に書いてください。この表現は聴覚障害のある庄崎さんの受けた教育経験をもとに作られたようです。想像力を働かせて、伝えられているメッセージを推測して書いてください。

上記の映像を視聴した上で課題2についてグループディスカッションを実施し、3グループに発表してもらった。そのうち、2グループの発表内容を紹介する。





【グループ発表①】

まず、パントマイムのようなだったので、手話・音声ではない別の伝え方があると思った。聞こえる人の場合、音声情報を使う。雨が降っている時にザーザーという、情景が伝わりやすいので音声情報の中でオノマトペを取り入れる。さきほどのパントマイムはどう日本語に置き換えようと思っても伝わらない。聴覚情報でも音声情報でもない、それらよりも伝えやすい方法があると思った。糸で指を動かしている時に、途中で波のズレが大きくなった時があったが、視覚情報や聴覚情報など情報保障を使用する際の時差を表現しているのではないかと思った。

【グループ発表②】

指を刺して苦しそうな表情をしていたが、厳しい教育を受けていたのかなと感じた。痛そうなのと同時に指が縛られていて、それが健常者に従う教育で、自分が健常者に合わせなければならない、そこで葛藤が生まれていたのではと感じた。その次に波打つ表現をしていたが、それは苦難を乗り越えるためにもがき、自分で試行錯誤していたのではないか。自由を求めるように動いて最後に全部を取り払い、すがすがしい笑顔を見せていたのは、自分を苦しめていたものが全て解決した開放感からの笑顔だったのではないかと思った。

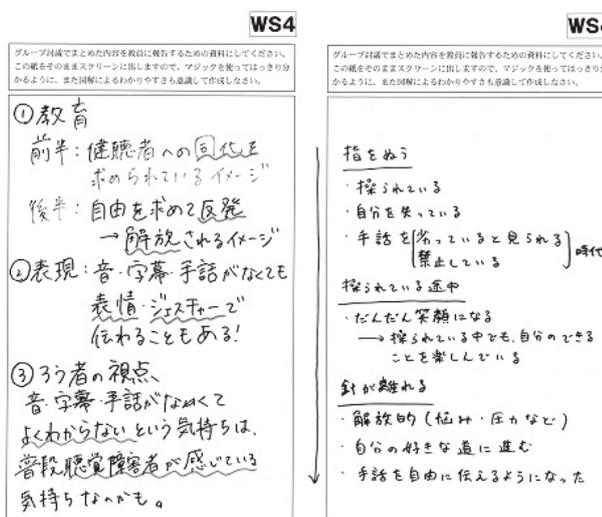


図 コンテンツ②グループ発表の例

コンテンツ②に対するコメントとまとめ（菅野氏）

映像から風をイメージさせる、あるいは教育をテーマにしたものだったのでは、など様々な意見が出た。最後のシーンが解放的、自由に繋がっているようなシーンという意見も多く出た。映像に出てらっしゃるのは、有名なろう俳優の庄崎隆志氏。見ていただいた映像は、手話は使われていないが、俳優ならではの身体を使った豊かな表現が出ていた。この映像を大きく分けると4つのパートに分かれている。初めの針に糸を通すパートは、技術の正確さを表現している。例えば、文字通訳の技術。補聴器もアナログからデジタルになるなど、様々な技術が発達している。次のパートは、糸を通した針を右手に持ち、左手の5本指に針を通していった。痛みを表現しているとともに、自由に指を開けない状態から圧力、抑圧、束縛という意味も込められている。その後は、右手が左手を操るような様子が見られた。ここでは自由が効かない、あるいは受け身になってしまっていることを表して

おり、操り人形やマリオネットのようだという意見も出ていた。庄崎氏の教育経験の中で、口話教育を受け、先生の言うとおりに従わねばならず、先生や両親も含めた周りの人から言われるまま動いていた、という時代を表現していたのかもしれない。その後、少しずつ左手の抵抗が始まったことから、その苦しみを自覚するようになった、つまり自分自身のアイデンティティの目覚めに繋がっている。最後には、糸を持った右手から左手が離れていき、笑顔が見られた。この部分は自由、解放という意味が込められている。

事前課題を通して皆さんの悩みを収集させてもらったが、聴覚障害学生だけでなく支援学生の皆さんも様々な悩みを抱えていることがわかった。例えば、「聴覚障害学生に何かを伝えた時に、わかったという反応はあっても、ちゃんと理解しているのか、どこまでわかっているのか把握できない」という悩みも書かれていた。もちろん聴覚障害学生によっても様々だが、それまで受けてきた教育の影響もあってか、自分の意志で決めるのが苦手な学生もいる。そういう経験があると、実はわかっていなくてもついわかったと返事をしてしまう人もいるのも事実。そういう聴覚障害学生が持っている背景を支援学生側も理解した上で、共通理解を深めていくことが大事であると思う。



写真 菅野氏

4. 全体に対するまとめのコメント（大杉）



写真 筆者（大杉）

ろう・難聴学生の皆さんは、現在大学内で孤立していたりして寂しい思いをしているかもしれないが、是非積極的に様々な人と関わり、交流をしてほしい。同世代だけでなく様々な年代の方や、大学以外の場、例えばスポーツ団体や手話サークルなどに参加して、様々な方々と関わる機会を持ってもらえればと思う。また、支援学生の皆さんには、情報保障をする際に、支援の対象になる聴覚障害学生を人間としてどのように捉えるのかという視点をぜひ持って欲しい。どんな教育的背景を持って育ってきたのかを理解できると、聴覚障害学生・支援学生同士、もっと様々な事について議論し合える良い関係を築くことができるきっかけになると思う。

到達点と課題

今回は2つの課題についてそれぞれグループに分かれてディスカッションを実施した。1回目に比べ、2回目はコミュニケーションの方法や議論の内容がステップアップし、司会・アシスタントが見回った際、グループ内で話し合っている内容を書いて見せてくれるなどの工夫も見られ、お互い様々な方法で情報共有を深めようとする意欲が見られた。ま





た、2回目はグループのメンバーを替えたことにより、参加者間で交流を深め、聴覚障害学生、支援学生の垣根を越えた討議ができたのではないだろうか。

今回はろう者学のコンテンツから映像を2本使用した。コンテンツ①の松島氏の映像は、以前沖縄で本当に起きた事例であった。このようにろう者を取り巻く歴史の変遷やその時代の障害者観に触れるとともに、社会でのバリアをどのように解決していけばいいのかを、聴覚障害の有無にかかわらず考えることも重要であろう。また、コンテンツ②の庄崎氏の映像はろう者の教育的背景や芸術表現について学べる重要な教材となっている。今回、この企画を通して、ろう者の歴史・スポーツ・教育・芸術など様々な分野を通して学べる学問、「ろう者学」について聴覚障害学生・支援学生同士、お互いの理解を深めるための手段として有用に活用できることが確認された。今後の高等教育支援において、聴覚障害学生と支援学生の関係性構築の新たな手法としての活用可能性を示すことのできた、有意義な企画であった。

注：今回の学生対象企画で使用した映像は、登録申請をいただければ、ろう者学教育コンテンツ（ホームページ）で視聴可能です。コンテンツ内にろう・難聴者のインタビュー映像などを掲載しており、肖像権や著作権保護のため、ご利用範囲は支援室での視聴や教員による授業での使用に限定させていただいております。登録申請方法などの詳細は筑波技術大学共同利用拠点事務局までお問い合わせ下さい。

国立大学法人 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
共同利用拠点事務局

E-mail: krk-net@ad.tsukuba-tech.ac.jp TEL/FAX: 029-858-9483

全体会

「パネルディスカッション 障害者差別解消法で変わるべき聴覚障害学生支援」

報告者：白澤麻弓（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局長）

企画趣旨

本年 4 月の障害者差別解消法の施行を受けて、多くの高等教育機関（以下、大学）では改めて障害学生支援の体制を見直すなど、差別の解消に向けた取り組みを推進しているものと思われる。しかし、大学によっては法律施行後も依然として不十分な対応にとどまっている事例が散見されるのも事実である。また、従来、障害学生支援を進めてきた大学の中には、現時点において十分な対応ができていていると思っけていても、実際には法律の理念にそった支援には届いておらず、結果的に不十分と指摘される例もありうると考えられる。そこで本パネルディスカッションでは、聴覚障害学生支援において起こりがちな問題のうち、特に法律の施行以前は許容されてきたような問題を取り上げ、事例にそって大学側の対応を見ていくことで、法律の施行を受けて今後大学が取るべき対応について議論した。

講師

若林 亮（法テラス東京法律事務所 弁護士）

金澤貴之（群馬大学 教育学部 教授）

牧野容子（立命館大学 障害学生支援室 職員）

司会

白澤麻弓（筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 准教授

PEPNet-Japan 事務局長）

論点

- ① 現場で生じる事例を法律や基本方針に則って解釈する様子を見ることで、障害者差別解消法の理念と考え方を理解する。
- ② 法律の施行前と施行後で、対応を変えていくべき事例について学習を行い、今後大学に求められる役割を再確認する。

内容

当日は、3つの事例を取り上げ、それぞれどのような考え方で対応していくべきか議論を行った。以下、事例ごとに箇条書きで論点を報告する。

【事例 1】「聴覚障害のある学生から、ゼミ合宿に情報保障をつけてほしいとの連絡がありました。本学では、(1) 支援の対象を学内の正規授業に限っているので、このような依頼に





は対応できません。ましてや、宿泊をともなう合宿となると、(2)支援時間も長時間にわたるので、仮に派遣することになったとしても、支援学生の数も足りませんし、その交通費・宿泊費をどうするのかという問題も出てくると思います。このため、学生に対しては(3)『こうした依頼には対応できないことになっている』と回答しようと思っておりますが、大丈夫なものでしょうか？」

・確認しておかなければいけないのは、本事例にある「ゼミ合宿」は、紛れもなく大学が行う教育活動の一つであるという点だろう。それが正規の授業ではないとしても、教員が教育を目的にゼミの学生を集め、何らかの教育的行為を行っているものであり、教育活動以外の何物でもない。このため、たとえ障害学生支援室として正規に支援を提供できなかったとしても、あるいはノートテイクや支援者がこの場にいなかったとしても、聴覚障害学生には何らかの合理的配慮が提供されなければならないことになる*1。(金澤氏)

・そして、この事例の場合、まずは障害学生支援室として何ができるのかというスタンスに立って相談をうけることが重要だろう。この際、前例やこれまでに作り上げられてきた規程があるからといって、断る理由にはならない。これらの前例や規程は法律施行前に作り上げられたものであり、施行後は当然見直しが計られるべきものである。したがって、「今までやったことがないから」との理由で断ることはできないし、まずは本人や教員の話を知って、どの部分に支援を提供できるか、できないとしたらどのような代替手段があるかなど主体である学生と一緒に考えていかなければならない。(牧野氏)



写真 牧野氏

・この際、合宿全体でなくとも、主要なディスカッションの場には支援者を派遣するとか、遠隔情報保障支援を用いるなど、さまざまな工夫が考えられるはずである。(牧野氏)

・ちなみに群馬大学では、教員に配布する配慮事項の文書の中に「論文指導等で情報保障者がいない場合は、筆談で指導する」という一文を含めている。これは、支援者がいなくとも責任を持って合理的配慮を提供してほしいとの意図を込めたもの。同様に本事例のようなゼミ合宿の場であっても、ゼミ生や担当教員ができる配慮はたくさんあるはず。むしろ、合宿という場では情報保障者がカバーできる範囲の方が狭いかもしれない。このため、支援室としてゼミの担当教員に「自分たちで責任を持ってコミュニケーションを取ってください」と依頼をするのも一案と考えられる。(金澤氏)

○法的解説 (若林氏)

・「障害者差別解消法」が考える差別には2つの類型がある。一つは不当な差別的取り扱いをすること、もう一つは合理的配慮を提供しないことである。

・このうち不当な差別的取り扱いとは、正当な理由がないにも関わらず、障害を理由として本来あるべき状況とは異なる取り扱いをすること。今回の事例の場合、合理的配慮を提

供しないことで、聴覚障害学生が聞こえる学生とともにゼミ合宿に参加できない状況が生まれる可能性がある。しかも、本来であれば十分に学生や教員と話し合いを行い、どのような形であれば支援ができるか検討すべき場面であるが^{※2}、それがそのまま「規程なので支援は提供できません」と、いわば門前払いのような形になってしまっており、単なる合理的配慮の不提供だけでなく、不当な差別的取り扱いにあたる可能性もある。

- 一方、合理的配慮というのは、障害のある人が感じる社会的な不利益を取り払うために必要な配慮のこと。例えば、自分は今読み取り通訳を介して話を伝えているが、この場束手話通訳者がいないと大変不便な状況に陥ると思う。この「不便な状況」＝「社会的な障害」を取り除くために必要なのが合理的配慮である。
- 合理的配慮の内容にはさまざまなものがあるが、場面によっては実施にともなう負担が大きく、提供できないケースも考えられる。こうした事態を理解するためには、天秤をイメージするとよい。天秤の左側のお皿に「必要な配慮」が乗せられていて、右側に「実施にともなう負担」が乗せられているというイメージである。この際、右側が軽かったり、両者が釣り合ったりしている場合はいいが、負担が大きくなりすぎて右のお皿の方が重くなってしまった場合には、提供できなくともやむを得ないという考え方が出てくる。これが「過重な負担」である。大学の場合、例えば授業が成立しなくなったり、予算がかかり過ぎて大学運営に支障をきたしたりするような例がこれにあたる。
- 今回の事例の場合、ゼミ合宿の期間や場所・内容によって、どの程度の合理的配慮が提供できるかは変わってくる。しかし、いずれにしても、こうした内容の検討がないうまま、ただ過去の前例に基づいて作られたルールだけを拠り所に「支援を提供しない」と判断するのは不相当であり、合理的配慮の不提供であるとともに、不当な差別的取り扱いにもあたると判断される可能性がある。



写真 若林氏

※1 文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」でも、合理的配慮を提供すべき範囲として、「授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項」と記載されている。

※2 この点については、内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」にも、合理的配慮は（中略）双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである」との記載がある。

【事例2】「聴覚障害のある学生から、ディスカッションのある授業で、手話通訳者を派遣して欲しいとの要望がありました。しかし、(1)本学では通常、学生による支援を行っているため、手話通訳経費は予算として確保していません。また、(2)この授業のみならず何とか支出もできるかもしれませんが、他学生とのバランスも考えると、この学生のみに高額な予算を利用するのも不平等なように思います。このため、(3)学生には『他の学生もパソコ





ンノートテイクを利用しているのだから、君も同じようにして欲しい』と伝えようと思いますが、いかがでしょうか？」

- ・合理的配慮を考える上で重要なポイントは、個別性を重視し、個々の場面ごとにニーズと支援を検討しなければいけないということ^{*3}。学生によって必要なニーズは異なる。そのことを大前提として、結果的に同じ参加レベルを保障するために何ができるかを考えなければいけない。(金澤氏)
- ・そして、そのためには学生のニーズを細かく聞き取る必要があると思う。この学生の場合、ディスカッションのある授業で手話通訳を派遣してほしいと話していることから、この場面では他の授業とは異なる問題が発生していることがうかがえる。では、それが何なのかを具体的に聞き取り、どうしたら解決できるのかを探っていく姿勢が重要。(金澤氏)
- ・例えば、発言に追いつけないといった問題があるのであれば、パソコンノートテイクの文字をスクリーンで映し出し、全員でその状況を確認しながら進行をするのも一案だし、発言者は手をあげてから発言するといったルールを作れば問題が解決するのかもしれない。また、手話通訳が必要といっても、全部の授業ではなく、数回のみで済むのかもしれない。こういったニーズを細かく聞き取って初めて合意形成ができるもの。こうした検討なしに、「うちはこうなっている」と説明するのは、個別的とは言えないし、建設的対話もなされているとは思えない。(金澤氏)
- ・同時に大学としては、過重な負担との兼ね合いも気になる。ノートテイクと比較して手話通訳が高額であるのは事実。だからこそ、丁寧に学生のニーズを聞きとり、優先順位をつけてどこまでの支援が可能かを探っていくことが重要だと思う。(牧野氏)

○法的解説 (若林氏)

- ・障害者差別解消法は、差別の解消と平等を目指す法律だが、実際に差別とは何なのか、どのような場面でどんな合理的配慮が必要なのかについては明示していない。ではそれをどうやって決めるのかというと、個別の場面ごとに当事者同士が対話を通して決定していくこととされている。このための「ルール」を定めたのが基本方針や対応指針等であり、法律はその話し合いの「土俵」を保障するものと考えてほしい。
- ・この際重要なのは、「過重な負担」をマジックワードにはしてはいけないということ^{*4}。合理的配慮は、社会の側に提供の義務を課すものである以上、どんな内容であっても必ず負担が生じる。このため、ちょっとした負担を理由に「過重な負担」と言われてしまうと、制度自体が立ち行かなくなる。したがって、大学としては簡単に「過重な負担」を持ち出すのではなく、ぜひ当事者の話をよく聞いて、何ならできるのかを一緒に考えていく姿勢を持って欲しい。
- ・また、聴覚障害学生側もルールに則った話し合いができるよう知識が必要になる。例えば、文部科学省の対応指針などにも目を通しておくと良いだろうし、日本学生支援機構のWeb サイトには、大学の取り組み事例や具体的な配慮内容などが記載されている。こう

したものを大学側に提示することで、円滑な話し合いに繋げられると思う。

- ・ここで今回の事例を見てみると、ディスカッションの割合が授業全体のどの程度なのか、その際に聴覚障害学生はどんな困難を感じているのかといった情報がないのが気になる。単に書かれていないだけかもしれないが、こうした情報を入手する努力をせず、はじめからすべてをノートテイクで受けてくださいと伝えるのは不合理だし、合理的配慮の不提供と取られてもおかしくない。
- ・聴覚障害は「見えない障害」と言われる。外見から見てもどの程度の障害があるのかわからない。これは、すなわち本人が持つコミュニケーションの壁も見えづらいということを示している。したがって、大学側は個々の学生のニーズや困難性を丁寧に把握しなければいけないし、聴覚障害学生側も説明をする努力が必要だと思う。

※3 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」にも、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの」であるとの記載がある。

※4 この点について金澤氏からは、「大学によっては当然必要な環境の整備ができていないにも関わらず、この点を棚上げにして過重な負担を持ち出す例もあるのではないか」との指摘があった。「スロープを用意する、ノートテイクのための支援体制を整備する」といった準備は、もはや多くの大学で実現している内容で、基本的に用意しておかなければいけない環境の整備の範疇。これらの整備が立ち遅れているにも関わらず、『本学では負担が大きくてできない』と回答している大学は、一体いつになったらできるようになるのかを考えてほしい。」とのことである。

【事例3】「聴覚障害のある学生から、パソコンノートテイクの打っている文章がよくわからないからもっとまとめて入力してもらえよう伝えてほしいとの相談がありました。状況を確認すると、(1)パソコンノートテイクの学生はかなりのベテランで先生の話の的確に伝えているのですが、出力される文字量が多く、本人が読み切れない状況のようです。(2)合理的配慮の基本は個別ニーズへの対応だと思うので、ここは(3)パソコンノートテイクを担当している学生たちに、『本人のニーズに合わせて入力してほしい』と伝えるべきでしょうか。」

- ・学生は入学試験をクリアし、一定の学力があることを前提に授業に参加しているものである。このため、この事例が単純に本人の怠慢で、得られた情報から自分の頭で考え、整理して、まとめることを放棄しているのであれば、大学側はここであがってきたニーズに対応すべきではないと思う。聞こえる学生が難解な教員の話から重要なエッセンスを抜き出し、自分の頭で理解をしていくように、聴覚障害学生も同様の作業をしなければいけないし、それができなくて成績が振るわないのは本人の責任。(金澤氏)



写真 金澤氏

- ・ただし、問題は複雑でこの事例には、①本当に対等な参加ができるだけの情報保障がなされているのか？②障害に起因する問題はないと言えるのか？という論点が含まれてい



と思う。(金澤氏)

- ・(1) については誰が「ベテラン」と判断したのかが問題になる。ノートテイク自身はベテランを自称しているだけかもしれないし、支援室職員がそう思っている、実際には十分に情報が保障されていないのかもしれない。さらに言うと、話されている内容がすべて文字化されていたとしても、それが本当に対等な参加を保障するものなのかはわからない。イントネーションやアクセントなど、抜け落ちている情報もあるだろうし、流れていく文字を90分間見続ける負担もある。これらを鑑みると、実際の授業で聴覚障害学生が周りの学生と本当の意味で対等に参加できているかは、十分吟味する必要があるだろう。

(金澤氏)

- ・同時に(2)については、学生自身が文字から情報を取りづらいような困難性を抱えている可能性も考えられる。例えば発達障害を併せ持つ学生なのかもしれないし、聴覚障害であっても日本語の習得が不十分だったり、たくさんの情報を処理することに慣れていなかったりすると、文字情報をすべて受け止めるのが厳しいこともある。これらを障害に起因する問題と考えるかどうかは非常に難しい点だと思う。(金澤氏)
- ・また、実際の授業には支援学生や教員もいるはずなのに、聴覚障害学生と支援室職員だけで問題を解決しようとしている点も気になる。聴覚障害学生から支援学生に働きかけたり、教員からの協力が得られれば問題は解決するかもしれない。支援内容は、支援室職員だけが作っていくものではないので、関係者全員が協力し合えるような関係性を作っていくことも重要だと思う。(牧野氏)

○法的解説 (若林氏)

- ・事例1・2と異なり、この事例は基本的な合理的配慮は提供されていて、そのうえで問題が生じているという点で特徴的である。合理的配慮を提供する際には、事前に十分当事者と大学側で対話をしなければいけないが、支援を提供した後もその支援がうまくいっているかどうか、もっといい方法はないか意見交換をしていくことが重要である。
- ・私自身も法科大学院で学習していた時には、時々、大学側が今の支援方法できちんと授業に参加できているかどうかを確認する機会を作ってくれた。支援室職員の方々と面談をしたり、ノートテイクをしてくれる学生達と軽食を取りながら意見交換をしたりした。このように、支援を提供するだけで終わるのではなく、提供した後、“メンテナンス”を行っていくことも重要と考えてほしい。
- ・障害者差別解消法は4月1日からスタートしたが、法律ができたからといって差別がなくなるものではない。差別をなくすためには、人と人がきちんと対話をして、一つでも多くの事例を積み重ねていくことが重要なはずである。本法律は3年後に見直しが見込まれている。この時に、もっとよい方向に法律が改訂されていくためにも、一人一人が良い事例を作っていくしてほしいし、これこそが法律の目指すところであることを理解してほしい。

おわりに

本パネルディスカッションでは、3つの事例を基に、今後の大学で求められる姿勢や考え方について整理してきた。若林氏の指摘にもある通り、障害者差別解消法が目指す社会のあり方を実現していくためには、今後の我々の取り組みが重要であろう。より高いレベルの支援を社会のスタンダードとしていくためにも、一つ一つ事例を積み重ねていくことを目指したい。

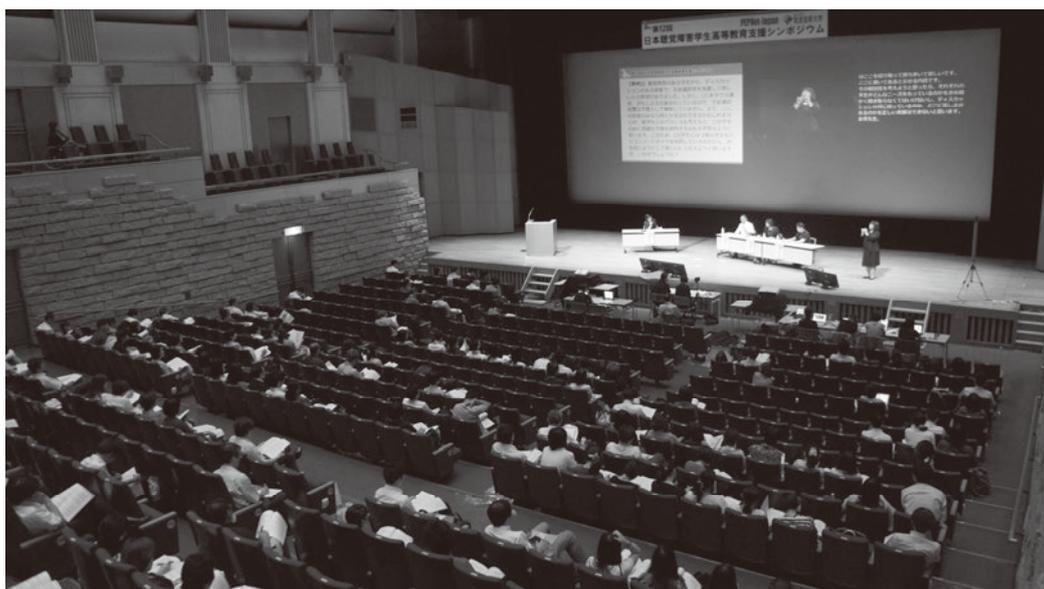


写真 全体会の様子





全体会 パネルディスカッション

障害者差別解消法で変わるべき聴覚障害学生支援

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

パネルディスカッション
**「障害者差別解消法で
変わるべき
聴覚障害学生支援」**

1

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

パネルディスカッションの流れ

- 企画趣旨
- 講師紹介
- 事例に基づく議論
 - 【事例1】ゼミ合宿における支援
 - 【事例2】ディスカッションへの手話通訳派遣
 - 【事例3】聴覚障害学生からの要望
- ディスカッション

2

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

企画趣旨①

2016年4月1日
障害者差別解消法の施行
不当な差別的取り扱いの禁止
合理的配慮の提供義務（努力義務）

各大学の自主性に任せられた支援から
法的義務に基づく支援へとパラダイム転換

3

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

企画趣旨②

とはいえ…

- 全国すべての大学に法の理念が浸透しているか？
- 従来支援を進めてきた大学であっても法律に対応して支援の内容を見直しできているか？

いずれも疑問が残るのが現状では？

4

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

企画趣旨③

- 本パネルディスカッションでは、聴覚障害学生支援に関わる事例のうち、大学によって判断がわかれるであろう事例をとりあげ、法的根拠に基づくとどのような対応が求められているのかをディスカッションする。

5

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

企画趣旨④

- 障害者差別解消法
- 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
- 文部科学省「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
- 国立大学協会「障害者差別解消法に係る国立大学法人における教職員対応要領（雛形）」

6



講師紹介

- 法テラス東京法律事務所 若林 亮 氏
- 群馬大学教育学部 金澤 貴之 氏
- 立命館大学 障害学生支援室 牧野 容子 氏

- 司会：筑波技術大学 白澤麻弓



【事例1】 聴覚障害のある学生から、ゼミ合宿に情報保障をつけてほしいとの連絡がありました。本学では、(1)支援の対象を学内の正規授業に限っているため、このような依頼には対応できません。ましてや、宿泊をともなう合宿となると、(2)支援時間も長時間にわたるので、仮に派遣することになったとしても、支援学生の数も足りませんし、その交通費・宿泊費をどうするのかという問題も出てくると思います。このため、学生に対しては(3)『こうした依頼には対応できないことになっている』と回答しようと思っていますが、大丈夫なものでしょうか？



情報保障の先にある困難さ

- 聞こえないために授業がわからない
→情報保障の必要性
- しかし、それだけではない。
→「情報保障」ではない問題こそが重要



情報保障の先にある困難さ

- 言語獲得の困難…発音も書き言葉も不得手
- 情報は耳から伝わる…社会常識に通じることの困難、「空気を読む」ことの難しさ
- 手話言語、ろう文化という異なる文化背景…日本語、日本文化特有の言い回しにズレが生じる
- 支援者がいることで、友人ができない
→集団の中からの孤立…メンタルヘルスの問題にも
- 支援を活用しつつも、自ら切り開く力をどう育てるか？



こういう場合、どうしたらいいでしょう？

聴者のBさんとCさん

聴覚障害者Aさん

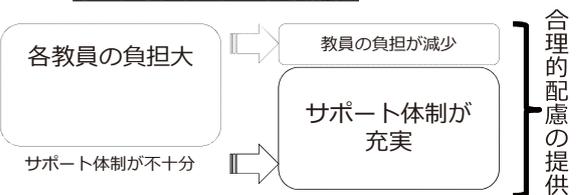


グループワークなどで、情報保障がないときの教員・学生相互の「情報保障センス」を育てる 11



授業担当教員の責務とサポーターの関係

- 予算がなくても、学ぶ権利は保障しなければならない
- 評価において障害が不利に扱われてはならない
- 授業の実施および評価の責任者は教員
- 授業の目的は実施ではなく内容の習得（障害学生も含め）
→ あくまでサポーターは補助業務





第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

教員に配布する「配慮事項」の例（群馬大）

- 授業に、情報保障者（パソコンテイクやノートテイクの支援学生若しくは手話通訳者）が2名配置される。また、パソコンテイクでは、文字情報をiPadなどの情報端末に送信するため、障害学生と情報保障者が一緒にいない場合がある。
- 論文指導等で情報保障者がいない場合は、筆談で指導する。
- 教員の話した内容を情報保障者がすべて文字化や通訳で伝えるので、早口にならないよう、心もゆっくり目話す。

13

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

教員に配布する「配慮事項」の例（群馬大）

- DVD等の映像資料を使用する場合、サポートルームで事前に音声を文字化するため、1週間前までに教務担当事務か障害学生サポートルームに映像資料を提供する。また、DVD等の資料を使用する際には、映像の音声と講師の音声を重ねないよう、解説の際には映像を一時停止する。
- 配付資料がある場合は、情報保障をスムーズにするため、1週間前までに教務担当事務又は障害学生サポートルームに配布資料を提供する。
- 試験、課題、休講等の重要な連絡は、板書又はメモ等により伝える。

14

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

【事例2】 聴覚障害のある学生から、ディスカッションのある授業で、手話通訳者を派遣して欲しいとの要望がありました。しかし、(1)本学では通常、学生による支援を行っているので、手話通訳経費は予算として確保していません。また、(2)この授業のみならず何とか支出もできるかもしれませんが、他学生とのバランスも考えると、この学生のみに高額な予算を利用するのも不公平のように思います。このため、(3)学生には『他の学生もパソコンノートテイクを利用しているのだから、君も同じようにして欲しい』と伝えようと思いますが、いかがでしょうか？

15

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

「過重な負担」の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

p.67⁽¹⁴⁾

16

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

「過重な負担」の基本的な考え方

- ① 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

p.67⁽¹⁴⁾

17

第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

【事例3】 聴覚障害のある学生から、パソコンノートテイクの打っている文章がよくわからないからもっとまとめて入力してもらえよう伝えてほしいとの相談がありました。状況を確認すると、(1)パソコンノートテイクの学生はかなりのベテランで先生の話の的確に伝えているのですが、出力される文字量が多く、本人が読み切れない状況のようです。(2)合理的配慮の基本は個別ニーズへの対応だと思うので、ここは(3)パソコンノートテイクを担当している学生たちに、『本人のニーズに合わせて入力してほしい』と伝えるべきでしょうか。

18



立命館大学障害学生支援方針について

ポイント：障害学生の主体性を尊重する

障害学生支援方針 前文

立命館大学では、障害学生が、立命館大学での学びの経験を通じて「自ら学び・自ら行動する」人材に成長し、社会につながるプロセスを支援します。そのために、障害学生の主体性を尊重しつつ、障害学生本人と大学が協同して、個別のニーズに応じた支援のあり方を検討・形成・調整し、全学の関係者が連携・協力して支援に取り組めます。

「3.支援内容の合意形成について

→大学が行うこととあわせて障害学生に対しても努めることを記載。

19



3.支援内容の合意形成について①

障害学生からの支援を必要とする意思の表明があった場合について、障害学生の主体性を尊重し、障害学生の所属する学部・研究科の学びの特徴と障害学生のニーズに基づいて、個別、支援内容を検討します。

20



3.支援内容の合意形成について②

①立命館大学が行うこと

- 立命館大学に在籍する障害学生および立命館大学への入学を希望する障害のある受験生に対し、立命館大学における修学に関する情報提供と相談に応じます。
- 障害学生の個別特性に基づくニーズを検証します。
- 立命館大学における学びの特徴と学生のニーズに基づき、支援内容を検討します。
- 支援内容は、障害学生との対話に基づき、情報連携と合意形成を図るとともに、適時調整や変更について判断します。

21



3.支援内容の合意形成について②

- 障害学生を支援する専門部署が専門的なアセスメントおよび支援ノウハウの提供を行い、障害学生が所属する学部・研究科、授業担当教員、その他関係部署およびサポートスタッフ等、全学の関係者が連携し、協力体制を築きます。

22



3.支援内容の合意形成について②

②障害学生が努めること

- 所属する学部・研究科の人材育成目的および教育目標と、自身の障害特性を理解し、立命館大学で主体的に支援を活用し学ぶことに努めます。
- 障害特性およびニーズの根拠を示す情報や資料を提供します。
- 合理的配慮の内容については大学関係者との対話に基づき、情報連携と合意形成を図ることによって定まるものであることを理解します。

23



群馬県職員の「対応要領」より（一般職員向け）

合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例（一部抜粋）

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある出席者や知的障害を持つ出席者に対し、ゆっくり、丁寧に進行を心掛けるなどの配慮を行う。

24





第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

群馬県職員の「対応要領」より（学校関係者向け）

- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること

25



第12回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

経済産業省の「対応指針」より

合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例（一部抜粋）
先ほどの群馬県一般職員向けの内容のほかにも…

- 店舗において障害者と話す際は、相手と1m位の距離で、相手の正面をむいて、顔(口)の動きが見えるように話す。
- 商品の色や形状、内容物等について説明の要望があった際に、具体的にわかりやすく説明を行う。
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等に書く、絵カードを活用する等して示すようにする。
- お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。

26

障害者差別解消法の概略

弁護士 若林 亮

1

差別とはなにか

☞ 2つの種類の差別がある

☞ ① 不当な差別的取り扱いの禁止
☞ ② 合理的配慮の不提供

☞ 障害者権利条約、障害者基本法で方向付けられた
☞ 2016年4月1日、職場とその他でそれぞれ具体化（障害者雇用促進法、障害者差別解消法）

2

差別とはなにか

☞ 不当な差別的取り扱いとはなにか

- ・障がい理由に本来あるべき取扱いとは異なった取扱いをする場合で
- ・正当な理由がないもの
(加えて、厳密には、差別意思も要件となるが割愛する)

☞ 正当な理由がある場合とは

- ・アファーマティブアクション（ポジティブ・アクション）

3

差別とはなにか

☞ 合理的配慮とはなにか

☞ その大前提として障がいとはなにか

☞ 医学モデルと社会モデル

- ・医学モデル 聴こえないことが障がい
- ・社会モデル 聴こえないことによる社会生活上の不便が障がい（社会的障壁）

4

差別とはなにか

☞ 障害者権利条約、日本の法律は、社会モデルを採用

☞ 合理的配慮
聴こえないことによって生じる社会的な不便を取り除くための必要な措置

☞ 合理的配慮を提供しないこと=差別
障がいのある本人をそうでない他の人と比べて不便、不自由な状態においたまま省みないこと

5

合理的配慮の考え方

☞ 天秤のイメージ

左の皿に「負担」 ↔ 右の皿に「配慮」

☞ いちおう法律を素直に読む限り
負担 > 配慮 のとき 合理的配慮しなくてよい
負担 < 配慮 のとき 合理的配慮すべきである

☞ キーワードは「配慮」と「負担」

6



合理的配慮の考え方



- ☞ 「配慮」とはなにか
 - ・障がいごとに異なる
 - ・同じ障がいでも個人差がある
 - ・本人の望む配慮も様々
- ☞ 聴覚障がいのある人の場合
 - 外から見て分かりにくい障がいといわれる
 - ⇒ 配慮の中身も外からは想像しにくい
 - ⇒ 本人、関係者で互いに理解しあう必要が特にある

7

合理的配慮の考え方



- ☞ 「負担」とはなにか
 - なんでもかんでも配慮が受けられるわけではない
 - ⇒ その意味で「合理的」な範囲に限られる
- 「合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。」（内閣府：基本方針）

8

合理的配慮の考え方



- ☞ 「過重な負担」の判断基準
 - 事案ごとの、具体的場面や状況に応じた総合的・客観的な判断
 - i 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか）
 - ii 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - iii 費用・負担の程度
 - iv 事務・事業規模
 - v 財政・財務状況

9

法が目指しているもの



- ☞ もちろん差別の解消（良い社会づくり）が目標
- ☞ しかし、現実には・・・
 - ・具体的事例、裁判例がまだ十分でない
 - ・障がいの特性ごとに必要な配慮の中身も不明確
 - ・ゆえに、条文上、具体的な定めは見送られている
 - ・差別禁止に違反した場合の罰則もない
 - ・差別問題を訴訟で訴えるには、憲法、民法、行政事件訴訟法などの他の法律による

10

法が目指しているもの



- ☞ では何を定めた法律なのか
 - ・基本方針で一定の方向性を示し、
 - ・対応要領（国・地方公共団体等）、対応指針（事業者）を策定
 - ・以後、基本方針、対応要領、対応指針に沿って、実際に運用
 - ⇒現場での実際の事例の積み重ねが大事
 - ・事業者に対しては、国が助言・指導・勧告
 - ⇒対応指針がいちおうの基準となる
- ☞ ある弁護士の例え
 - 話し合いの土俵づくり（現場での成功例を積み重ねる）

11

法が目指しているもの



- ☞ 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>
- ☞ 各国立大学法人の対応要領
各国立大学のホームページ参照（例えば「国立大学法人筑波技術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役員及び職員対応要領」は詳細）
- ☞ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm
 - 私立大学では、対応指針を受けて、「支援方針（名称は様々）」を策定しているところもある

12

合理的配慮の考え方



- ☞ 大事なこと
- ☞ 必要な「配慮」の中身を現場で互いに考える
 - ⇒ ・本人が相談できる場所を作る
 - ・相談内容を具体的に検討する体制を整える
 - ・配慮を継続的に実施できる体制を整備する
- ☞ 「過重な負担」をマジックワードにしない
 - ⇒ ・他の成功例を参照する（他の学校の成功例）
 - ・補助金等を活用する、最初から予算に組む
 - ・初めての事例でも現場で、知恵を出し合う

13

合理的配慮の考え方



- ☞ 現場での相談の際に参照すべきもの
 - ①大学等における障害のある学生への支援・配慮事例
 - ②教職員のための障害学生修学支援ガイド

「② 合理的配慮の具体例
別紙1のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的であること。なお、これらに示されているもの以外には提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましいこと。」（「文部科学省対応指針」から抜粋）

- ③所属している大学等の対応要領、支援方針

14

合理的配慮の考え方



- ☞ 「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」に載っている情報
(http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/cho_sa_kenkyu/jirei/index.html)
- ・障がいの種類と（聾・難聴・重複）学校規模（在学生人数）ごとに事例を紹介
- ・支援が必要な場面、支援のきっかけ、対応した部署、対応の手順、学生との話し合い、具体的な支援内容、学外との連携、学生の感想などの詳細

15

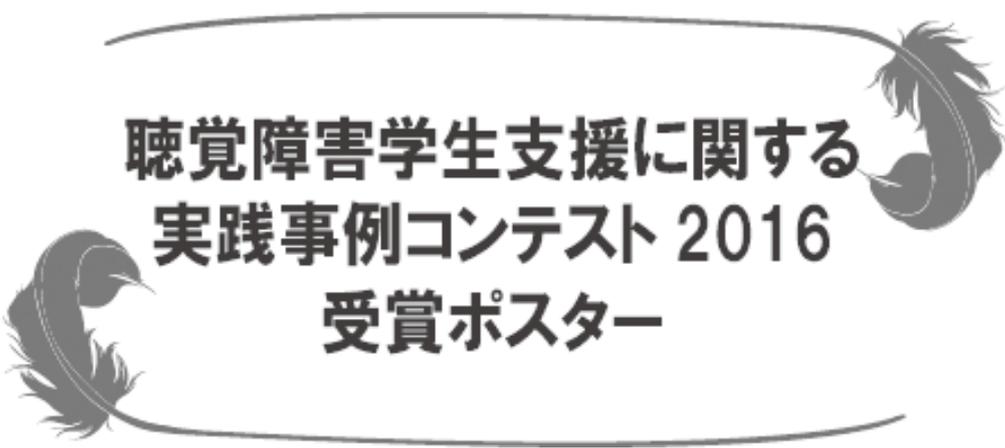
合理的配慮の考え方



- ☞ これからのますますの事例の積み重ねが重要
- ☞ 成功例、反省すべき例等を共有する（法改正も大事だが、現場での共有や知恵が特に大事）
- ☞ 理想的なのは、一定の配慮が当たり前になること
 - ・配慮の最低ラインを確保し、少しずつ上げていく
 - ⇒ ノートテイクがすでに実施されている大学
 - ←→実施したことも、実施する体制もない大学
 - どっちが手話通訳を配慮として取り入れやすいか

16





**聴覚障害学生支援に関する
実践事例コンテスト 2016
受賞ポスター**



大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム

OSAKA KYOIKU UNIVERSITY

Profile

多種多様な学科・専門性

学生同士による研鑽



活発な学生活動



多種多様な関わり方



… '13 '14 '15

2016

これから

共育 (みんなが共に育つ)
共創 (みんなで共に創っていく)
共走 (みんなで共に走る)



遠隔支援



スキル認定



模擬授業



手話 Wonderful



PC テイク特待生

支援利用学生が核となる支援を!

- ・多種多様な学科があることによって学生支援マインドが統一されていない?
- ・大教大の支援が確立してきたからこそ「支援の在り方」について考えなくなった?
- ・コミュニケーションが不足している?

技術、意識、伝統の引き継ぎ!

- ・多種多様な関わり方ができるからこそ、チャレンジ精神が高い学生が偏る?
- ・「創る」視点⇒「維持・発展させる」視点?
- ・知らない⇒できない、になっている?



コミュニケーションの初めの一步を支援



支援に関する会議の設置



誰もが楽しい交流会を企画



支援マインドの継承 (勉強会や講演など)



先輩による説明会・勉強会の設置



チャレンジ精神を高める

支援ルームに関わる学生の 3つの志

- 個性や人権の尊重による **共走**
- 支援技術等の向上による **共学**
- 支援マインド醸成による **共鳴**



愛媛大学 CBP (障がい学生支援ボランティア)



3人形態 ～文系～

古文の読み下し、古語の読み方など、PCNTだけでは理解が難しい。



代筆支援者が隣に座り、古文独特の表現を資料やノートに書き取る。

PCNT

愛媛大学で最も行われている支援方法。
ノートテイクよりも多くの情報を提供できる。
また、利用者は自分の好きな場所に友達と一緒に座ることが可能。

3人形態 ～理系～

専門用語や数式など、PCNTだけでは補いきれない。



代筆支援者が隣に座り、専門用語や数式を資料やノートに書き取る。

ゼミ

IPtalkの入ったパソコンに教員・学生全員が文字を打ってゼミを進行する方法。
ゼミ学生が障がい学生状況を考えてながら進行することが可能となる。

支援スタイル 七変化

～様々な支援の方法～

UDtalk

グループワークでは、入力が間に合わないことが多々あった。



誰でも使えるので、意思疎通がしやすくなり、グループ内の進行がスムーズになる。

外国語支援

講義中に外国語と日本語が両方使われる。



留学生や、留学経験のある学生がペアを組むことで、外国語と日本語を切り替えながら、柔軟に文字通訳を行うことができる。

ノートテイク

屋外活動や実験など、PCNTが難しい講義、資料を中心に進める講義で有効な支援手段。

**最後の
ピースを
埋めるのは
利用者だ！**

愛媛大学に在籍する支援が必要な学生数
(2016年8月現在)

- 全障がい学生数：37名
 - 【内訳】聴覚：5名 /
 - 視覚：2名 / 肢体不自由：2名
 - 病弱・虚弱：4名 / 発達障害：12名
 - 精神障害：8名 / その他：4名
- 障がい学生支援ボランティア(CBP)：22名
- 支援者数：112名

問い合わせ先

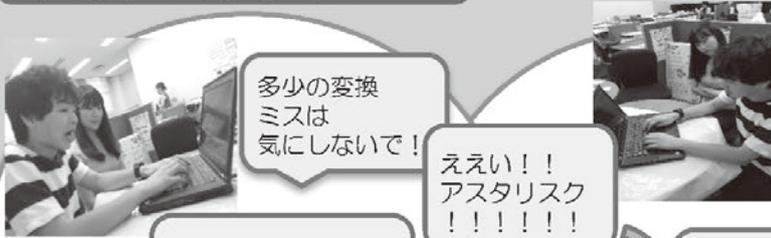
【愛媛大学CBP(学生)】
E-mail: cbp.scv@gmail.com
【教育学生支援部 学生生活支援課
バリアフリー推進室】
住所：〒790-8577
愛媛県松山市文京町3番
TEL/FAX: 089-927-8114
E-mail: bfree@stu.ehime-u.ac.jp



早稲田大学 障がい学生支援室



支援の現場では…



多少の変換ミスは気にしないで!

ええい!! アスタリスク!!!!!!

きちんと支援できたのかな…

ええ~そこでアスタリスクかよお…

支援者さんともっとコミュニケーションとりたいな…

PC通訳うまくできなかった…凹む…

良い支援をするためには心の余裕が必要!

今回は支援学生に焦点を…

完璧な支援は存在するの?



双方のより良い関係性形成に向けた取り組み

程良く、意欲的に支援を継続していくための支援学生サポート案

ふりかえりウィーク

参加者の声

支援室に人が来るようになった
支援のコツを知ることが出来た

支援室交流会

参加者の声

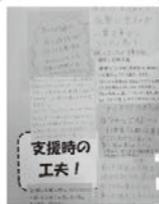
支援室のイメージが変わった
普段ゆっくり話す機会がない人とも話せた

支援者の心構え

完ぺきを求めすぎないで
続けることが大事

技術向上サポート

利用者からの
フィードバック
達成度別講習会



◆お問い合わせ先 早稲田大学 障がい学生支援室 (新宿区西早稲田1-6-1 早稲田キャンパス3号館1階)
◆TEL : 03-5286-0642 ◆E-mail : shienshitsu@list.waseda.jp HP・FB・Twitterやっています♪

明治学院大学 学生サポートセンター

情報保障の充実

聴力の程度・手帳の有無に関わらず、自分に合った様々な支援を選べる。

ex)手書き/PC テイク

手話通訳

文字起こし

補聴援助システム

UD トーク

海外研修時の遠隔情報保障



テイク入門講座

相談に応じて不定期に開講。

空きコマに練習も可能。



憩いの場としての学サポ

アットホームな雰囲気ですとスタッフと学生との距離感が近い。



手話講座

学生有志が集まってみんなでワイワイと。



その他

オープンキャンパスの
情報保障・就職支援
卒業後に向けた支援

問い合わせ先

部署：明治学院大学 学生サポートセンター

連絡先 (TEL、03-5421-5182 e-mail gakusapo@mguad.meijigakuin.ac.jp)



東京学芸大学

わかばを育てる 一学生企画を例に一

昨年度活躍していたベテランタイカーが卒業してしまい、
今年度は多くのわかばマークタイカーの協力を得て活動中ですが...

聴覚障害学生

しっかりテイクできるかな...

一生懸命やってくれるけど...



わかばマークタイカーとは？
今年度からPCテイクを始めた学生

なんとかしないと！

学生主体の話し合い

- 情報保障の質を向上させるために...
- ・「わかばマークタイカー」の育成(PCテイクの基本的知識、連携入力 など)
- ・聴覚障害学生のニーズを共有する

今、学生にできることは？

学生がつくるテイク練習会

- ベテランタイカーとわかばマークタイカーがペアになって練習(講義形式)
- 聴覚障害学生も参加、自身のニーズやテイクを受けている時の様子を伝える



<わかばマークタイカーから>

- ・変換ミスをしてしまう
- ・わからなくなったとき消してしまう
- ・打ち始めのタイミングが難しい など



<聴覚障害学生から>

- ・とにかく打ってほしい！
- ①変換ミスはそのままでも
- ②表記も無理せずカタカナ(平仮名)でも
- ・聞こえている情報がそのままほしい！ など

<ベテランタイカーから>

- ・Fキーや辞書ツールを使うことで効率UP
- ・聞き漏らしたら次へ進む(諦める覚悟)
- ・自分のわかるところから打つ など



基本的な知識や
技術の共有



聴覚障害学生の
ニーズの把握



<今後の課題>

- タイカーを確保し続けるための工夫
- テイクに関する知識・技術の共有と伝承

発表者: 関根あかり(学部2年)、田窪緩那(学部2年)、新海 晃(修士2年)

協力: 東京学芸大学 障がい学生支援室 森脇愛子、近藤綾子、澤 隆史、林 安紀子

連絡先: 障がい学生支援室

TEL/FAX:042-329-7905 mail:gsupport@u-gakugei.ac.jp

学生運営 Facebook →





**教職員による
聴覚障害学生支援
実践発表 2016
内容一覧および紹介**

教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2016 発表内容一覧および紹介

- 1 ICT を用いた情報保障の取り組み：パソコン筆談から音声認識まで
札幌学院大学 皆川雅章
- 2 リピーター続出！FD 研修会での取り組み
宮城教育大学しょうがい学生支援室 前原明日香・及川麻衣子・佐藤晴菜
- 3 筑波大学の聴覚障害学生支援における Web を利用したコーディネートシステム
筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター
アクセシビリティ部門 井口亜希子
- 4 パソコンノートテイク養成の実践 —「障害者高等教育拠点」の取組から—
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 宇都野康子
- 5 教員主導によるノートテイクボランティアコーディネートの意義と課題
城西国際大学福祉総合学部 小川智子
- 6 教職員の理解啓発と合理的配慮提供を促進するための取り組み
東京学芸大学障がい学生支援室 森脇愛子・近藤綾子・澤隆史・林安紀子
- 7 心理的支援について
早稲田大学人間科学学術院 杉中拓央
- 8 同じ教室で同じ手段で学ぶには —英語の授業実践とその課題—
東海大学国際教育センター 田頭未希
- 9 日本手話入門講座の取り組みについて
大阪大学キャンパスライフ支援センター 楠敬太
- 10 大学間連携における障がい学生支援について
松山大学学生支援室 木村知美
- 11 障害者支援を担う支援学生の育成 —九州大学における実践と課題—
九州大学基幹教育院キャンパスライフ・健康支援センター
コミュニケーション・バリアフリー支援室 甲斐更紗・面高有作・田中真理





- 12 障害がある大学生の就活を考える —米国の大学の現場から—
日本財団ソーシャルイノベーション本部 杉本裕子

- 13 「平成28年熊本地震」としょうがい者
—福祉避難所となった熊本学園大学の経験からの考察—
熊本学園大学しょうがい学生支援室 三島春奈

- 14 熊本地震により被災した大学における T-TAC Caption による遠隔情報保障支援の
活用
—日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク特別プロジェクトに基づく取組—
九州ルーテル学院大学障がい学生サポートルーム
佐々木順二 坂口裕俊 松本そら

- 15 遠隔情報保障システム「T-TAC Caption」
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 三好茂樹

ICT を用いた情報保障の取組み

パソコン筆談から音声認識まで

札幌学院大学 法学部

皆川 雅章

2010 年度) 聴覚障がい学生支援のためにパソコン筆談を導入

切替器を介して PC をモニターに接続し、聴覚障害学生と他の学生が発話しながら発話内容をタイプし、互いにモニター上の表示内容を見ながらゼミにおける意見交換を行った。



PC と切替器



ゼミの様子

2012年度) タブレット型端末の導入

PCを使った演習型講義においてタブレット型端末上の音声認識ソフトを使用して音声を文字化して教室のスクリーン上に表示し演習内容の説明を行った。



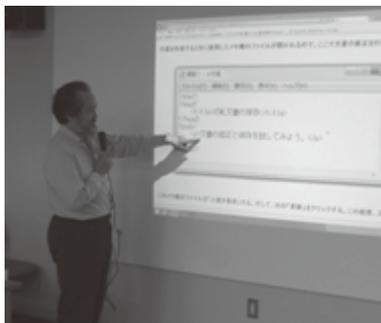
タブレット型端末



講義時の説明の様子

2015 年度以降) 音声認識を用いた情報保障導入

支援学生の協力を得て、性能が向上した音声認識ソフトを用い「音声認識+パソコンテイク」(校正者1名のダイレクト方式)による情報保障の導入を図っている。



講義の様子



認識結果の修正

問い合わせ先 札幌学院大学 皆川雅章 minagawa@sgu.ac.jp

リピーター続出！FD 研修会での取り組み

宮城教育大学 しょうがい学生支援室
前原明日香 及川麻衣子 佐藤晴菜

本学では平成 25 年度から、学内の FD 研修会を企画・運営している目標・評価室という部署と共催で FD 研修会を開催している。それにより、支援室単独で行うよりも全学的な周知が可能となり、参加者数も年々増えてきている。

1. 平成 27 年度 FD 研修会『障害者差別解消法』における『合理的配慮』と本学の取り組みについて

次年度からの障害者差別解消法施行に向けて学内に理解を広めるため、障害者差別解消法と合理的配慮について、また障害者差別解消法施行に向けた本学の取り組みについて講義を行った。その他、今までの FD 研修会のほとんどは講義形式で進めていたが、今回の研修会では教職員に合理的配慮について事例を用いながら検討してもらうワークショップ（グループディスカッション）を行った。企画を検討している段階では、教職員同士でのディスカッションではあまり活発な意見交換は行われなかったのではないかと懸念もあったが、始めてみるとどのグループも活発に意見交換を行う様子が見られ、教職員同士での良い情報交換の機会ともなったようであった。

2. 平成 28 年度 FD 研修会「本学における『障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領』と『合理的配慮』について

昨年度に引き続き、障害者差別解消法に係る取り組みについて講義を行った。また今年度もワークショップを取り入れ、今年度は「毎回違う人とグループになり、あるテーマについてディスカッションを行うという講義」を想定して、聴覚しょうがいと発達しょうがいの 2 つの事例について合理的配慮を検討してもらうこととした。聴覚しょうがいに関する事例「聴覚しょうがい故に人の意見を聞き取ることができない。普段の講義はノートテイクを利用している。」については、「パソコンのチャット方式や LINE 等を利用し、テキストベースでディスカッションを行う」、「付箋やホワイトボード等を活用し、視覚的にまとめていく」、「やりとりをゆっくりする」、「音声認識アプリを活用する」などの対応方法が出された。その後、聴覚しょうがい学生に自分の経験談等を話してもらい、自身も聴覚しょうがいのある松崎先生よりまとめを行った。聴覚しょうがい学生や松崎先生のお話に対し、「当事者の声を聞いて良かった」という感想が多く挙がっていた。また、「聴覚しょうがい単なる聞こえない状態ではなく、その他の経験においても他の人らと違うことに気づき、『聞こえるようにする配慮』以上の配慮が求められることにも気づいた。」という感想もあり、聴覚しょうがいのある学生が抱えている問題やその背景、本当の意味でディスカッションに参加するとはどういうことなのかという理解につながったのではないかと感じている。



3. 今後に向けて

昨年度からの取り組みやアンケートなどを見るとしょうがいのある学生への対応や普段の授業の中で気になっている学生について等、他の教職員と情報を共有したり意見交換をしたりする機会を持ちたいと考えている教職員が多々おり、これらの教職員は毎回研修会に足を運んでくれている。そういった教職員のニーズも踏まえ、より多くの教職員に参加してもらえる FD 研修会となるよう内容や周知方法を吟味し、来年度以降も目標・評価室と共催で開催を行っていきたいと考えている。

問い合わせ先 宮城教育大学 しょうがい学生支援室

TEL : 022-214-3651 / e-mail : csd@adm.miyakyo-u.ac.jp

筑波大学の聴覚障害学生支援における Web を利用したコーディネートシステム

筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター アクセシビリティ部門
井口亜希子 原島恒夫

1. 筑波大学における派遣型支援システム

筑波大学では、聴覚障害学生が支援を必要とする講義（要支援講義）と支援学生の空き時間を適合させる作業であるコーディネート業務を学生が中心となり行っている。このコーディネート業務は、当初、紙媒体での手作業による膨大な作業を要した。しかし、2000年代に入り、聴覚障害学生の在籍数が2桁を超え（Fig. 1）、支援学生数も約80名となり、手作業では限界となってきた。このような状況において、情報系を専攻する学生が中心となり、コンピュータを利用したコーディネートシステムの開発に着手した。このシステムは、最適な適合を自動的に計算してくれるはずのものであったが、実際は、講義の内容、支援学生の適性など、聴覚障害学生のニーズを考慮した人手による修正作業が必要であった。そのため、全自動的なコーディネートシステムではなく、人手による作業を効率化するためのシステムを開発するという方針に切り替え、新たなソフトウェアの開発に着手することとなった。ソフトウェア開発は、筑波大学生によるベンチャー企業 Has-key に依頼した。現在も年間350を超える要支援講義とその支援を担う支援学生約140名の空き時間の適合作業をこのソフトウェアを利用して行っている。



Fig.1 聴覚障害学生の在籍数の推移

2. コーディネート補助システム (Coordination Assist System: CAS) の開発

CASの開発に当たり、教職員、コーディネーター、Has-keyのプログラマーとで定期的にCASに搭載すべき機能を話し合い、共通理解のもとプログラム作成を開始した。さらに、上記のメンバーが月に1回程度、改善点を協議し、年に1~2回程度のバージョンアップを行うことにより、漸次、完成度を高めていった。最終的なCASの機能は以下であった。

- ①プログラムはWeb上で利用できる。
- ②聴覚障害学生、支援学生は、Web上で必要な情報を入力することができる。
- ③コーディネーターが作業しやすいよう、聴覚障害学生リストと支援学生リストが同時に提示され、最適な適合を行うことができる。適合させたい学生同士の間「線を結ぶ」という視覚的かつ直感的な操作により、作業の時間短縮やミスの軽減を図った。(Fig.2 参照)
- ④コーディネートが終了すると、登録者へのメール作成および送信が自動的に行われる。

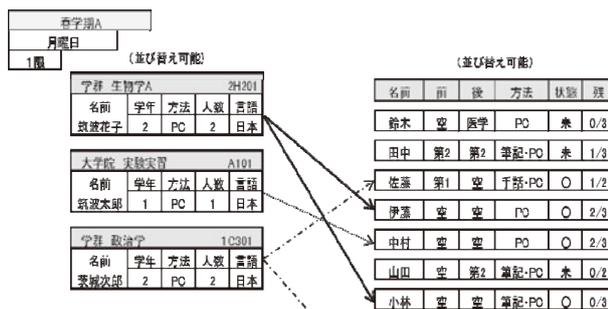


Fig.2 マッチング作業の例

3. CAS 導入による効果と課題

CASの導入により、適合作業の効率化が達成された。また、Web上での利用が可能となることにより、登録作業における時間や場所が制約されないという利便性も生まれた。一方、個人情報の流出に最新の注意を払う必要があり、定期的なメンテナンスが重要となった。加えて、コーディネートに必要な情報をどのように蓄積していくかについては課題が残された。

筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター アクセシビリティ部門
聴覚障害担当 井口亜希子 原島恒夫
Mail: shougai-shien@un.tsukuba.ac.jp TEL: 029-853-4584

パソコンノートテイク養成の実践

～「障害者高等教育拠点」の取組から～

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
宇都野康子

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センターは、文部科学省より教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点」として平成 22 年度より認定を受けており、平成 27 年度より第二期の「障害者高等教育拠点」事業として活動を展開している。

本事業は、本学がこれまで蓄積してきた聴覚・視覚障害学生支援に関する指導・支援ノウハウを全国の高等教育機関に提供することを目的とし、他大学の教職員を対象とした FD/SD 研修会の開催のほか、他大学で開催される各種講習会への講師派遣、情報保障技術の提供を行うとともに、聴覚・視覚障害学生が在籍する大学等からの相談に対応している。

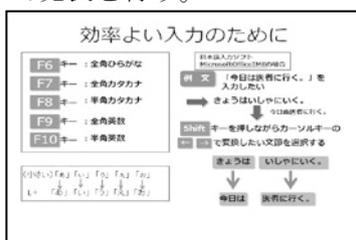
本事業の教育的リソースが全国の大学等で活用されることにより、これから聴覚・視覚障害学生支援を開始する大学等においても、情報授受のバリアのない修学環境が構築されることで、全国の高等教育機関の教育アクセシビリティ向上の実現を目指している。

本事業の一環として実施している「情報保障」の取組では、聴覚障害学生支援の体制の充実を目指し、他大学で開催されるパソコンノートテイク講習会等への講師派遣を行っている。講習会ではパソコンノートテイクを基礎から学ぶほか、二人一組で入力する連係入力の実技時間を多く設け、聴覚障害学生が受講する講義への支援を想定して、カリキュラムを作成している。

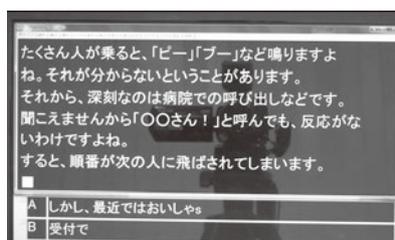
他大学で開催されるパソコンノートテイク講習会等では、2 コマ (180 分) を設定することが多い。1 コマ目の前半はパソコンノートテイクで使用するソフトウェア (IPtalk) の入力方法、基本操作を学ぶほか、PEPNet-Japan が発行した「やってみよう!連係入力」のテキストに掲載されている音声教材の文字起こし文を講師が読み上げるなどして、「聞きながら入力をする」ことに慣れるようにしていく。1 コマ目の後半は、連係入力のプロセスについて、連係入力のモデル動画を見ながら解説する。次に連係入力実技の導入として、IPtalk を用いてペアとのチャット等を行う。2 コマ目は、フリーソフトを使用して、元の教材の 90% 程度の話速にした音声教材を聞きながら連係入力を行うとともに、話しことば特有の表現なども、例文を用いて書きことばに変換するアドバイスをしながら複数回の入力を行う。

このほか、受講生 2 名が連係入力している状況をスクリーン等に提示し、入力していない受講生は音声聞こえない状態で、提示される字幕からのみ情報を取得する利用者体験を取り入れることにより、読みやすさや提示される情報の量や内容などについて考える機会としている。

本発表では、パソコンノートテイクの実践を想定した講習会のカリキュラムや活用しているソフトウェア、教材等を紹介する。このほか、話しことばを書きことばにする、利用学生の読みやすさに配慮した字幕表示画面等に関する指導・アドバイスのポイントについて発表を行う。



講習会で使用している資料 (一部)



講習会で使用している連係入力の参考動画



他大学におけるパソコンノートテイク講習会の様子

教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点」事務局

担当者：宇都野康子 E-mail : yautsuno@a.tsukuba-tech.ac.jp TEL/FAX : 029-858-9483

ノートテイクボランティア実践の困難と効果

支援学生の振り返りを中心に

城西国際大学 福祉総合学部 福祉総合学科
小川智子

1. はじめに

2014年度より聴覚障害学生一名に対するノートテイクボランティアグループを学科内で組織し、教員主導で運営してきた。三年目を迎え、支援学生は誠実にボランティアを遂行し、実践を通じ様々な大変さがありながらも効果を感じている。当初、教員側は年度が経過する中で支援学生の繋がりによって、ボランティアが拡大していくことを想定していた。しかし、支援学生たちが主体的に他の学生に呼びかける雰囲気にはなりにくく、学期ごとに教員が学生に声をかけ支援学生を集めている。本報告では、二年間の支援学生の振り返りを精査し、ボランティア活動に参加することで生じる困難と効果を明らかにする。これらの結果からより主体的な活動のあり方について課題を考察することを目的とする。

2. ノートテイクボランティア実践の困難と効果

1) 活動状況

	履修授業数	ノートテイクボランティア 対応授業数	手話通訳 対応	ボランティア学生 数	1授業あたりの 人数
2014年度前期	13	9	0	18	2名から3名
2014年度後期	12	8	3	31 (新規14名)	3名から5名
2015年度前期	12	12	0	29 (新規15名)	2名から5名
2015年度後期	9	9	2	24 (新規2名)	2名から4名

2) 実践活動から生じる困難と効果

ノートテイクボランティア実践から生じる困難は四つに分類できた。一つ目は、〈支援学生の技術に関すること〉である。具体的には、教員の話しと書くスピードが追いつかない、授業のポイントや周囲の状況など全てを利用学生に伝えることが難しいなどが挙げられた。二つ目は、〈教員の授業運営に関すること〉である。具体的には、教員が早口で話しが飛んでしまい対処できなかったこと、字幕がないDVD教材を使う際のノートテイクの方法などが挙げられた。三つ目は〈利用学生に関すること〉である。利用学生に授業内容が伝わっているのかしっかり確認できなかったことが挙げられた。四つ目は、〈コーディネートに関すること〉である。体調不良などに対応するため、人数を1つの授業に対して4人程度にしてほしいなどが挙げられた。一方、実践を通じた効果は四つに分類できた。一つ目は、〈支援学生の学習効果〉である。授業の復習になる、自分が受講している授業時にノートを要約する力がついたなどが挙げられた。二つ目は、〈他者の役にたっている感覚〉である。自分でも人の役に立っていると思えた、責任感が持てたなどが挙げられた。三つ目は、〈利用学生に関すること〉である。聴覚障害の理解が深まった、利用学生と関係が深まったなどであった。四つ目は〈ボランティア学生同士の関係の深まり〉である。普段関わらない学生と関わりを持つことができたことが挙げられた。

3. 今後の課題

支援学生の振り返りから、実践から生じる困難に取り組むことは、実践から得られる効果に繋がっていることが確認できた。この二年間は体制を整え、活動することに精一杯であったため、他者に取り組みの工夫や効果を十分に伝えてこなかった。今後は、今までの取り組みの蓄積を外在化し、実践を客観的に見直し、より主体的に活動していくきっかけを作ることが必要であると考えられる。また、参加してみようと思う学生たちにこれらを示すことで、実践の具体的なイメージができ、参加の促進ができるのではないだろうか。

問い合わせ先：城西国際大学 福祉総合学部 小川智子:togawa@jiu.ac.jp



東京学芸大学 障がい学生支援室

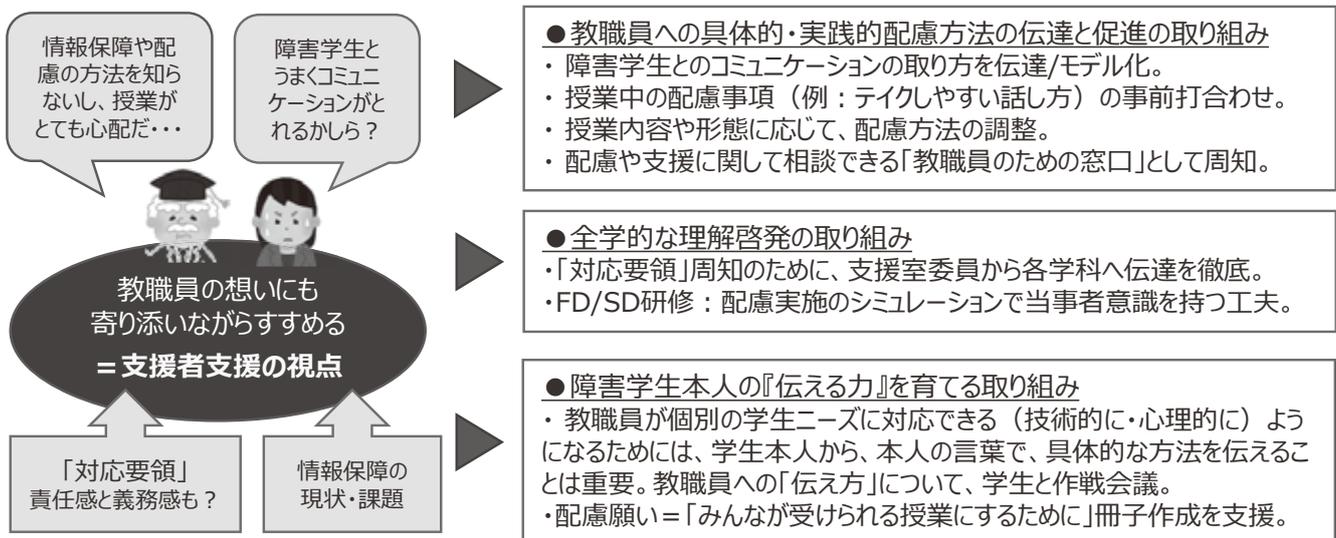
【障がい学生支援室 紹介】

- 本学特色：国立大学・大学院 教育学部単独
・・・教員養成系8割、教育支援系2割
- 規模：学生6000人弱、教員330人、職員220人

- 障がい学生支援室 組織（2013年開室）
室長1名、学系選出教員4名、室委嘱専門教員3名、
支援コーディネーター教員2名、事務(学務課・学生課)
- 個別支援チーム：障害学生からの要請により、学生に関係する教職員チームを設置。情報共有と配慮・支援決定プロセスの円滑化を図る。

- 聴覚障害学生の数（例年）
学部・大学院 4～6名 ……増加傾向
- 支援学生の登録者数
184名（8/1現在） 現役テイクー65名＋予備群
- 授業等の情報保障・合理的配慮の体制
 - ・ パソコンテイク2名配置 →全授業導入（40コマ/w）
 - ・ ネット環境下では、iPadを用いてテイク閲覧可
 - ・ 視聴覚資料の字幕文字起こし
 - ・ 行事、演習、実習形式では手話通訳士派遣
 - ・ その他 個別ニーズに応じた対応

教職員の理解啓発と合理的配慮提供を促進するための取り組み



教職員への理解啓発：①障害に対する一般的知識と、障害の特性・程度・個別性に対する理解
②授業・窓口での対応など、実際に障害学生とかわる具体的場面や文脈に応じて配慮の内容・技術に関する理解（対応要領を基盤として）

合理的配慮の提供を促進：情報保障や配慮方法などの技術的な面だけでなく、その背景にある教職員の想いを汲み取りながら、教職員が安心して学生対応や授業ができるようにしていく仕組みや工夫が、結果的に障害学生への質の良い配慮提供に繋がる。障害学生と教職員との関係性作りが鍵となるのでは。

東京学芸大学 障がい学生支援室

室長：林 安紀子
支援コーディネーター：森脇 愛子・近藤 綾子（講師）
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1
TEL/FAX：042-329-7905（直通）
MAIL：gsupport@u-gakugei.ac.jp



▲ホームページ

TGU Supportroom
Student Section
学生有志が
Facebook更新中！
（非公式）



心理的支援について

早稲田大学 人間科学学術院
杉中 拓央

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を背景として、わが国の聴覚障害学生に対する支援体制は拡充されつつある。具体的には、障害学生支援の専任部署の配置や、ICTの活用による当事者の情報取得を支援する手段の多様化等が挙げられよう。このことは、聴覚障害学生支援の周辺における当事者・支援者・教職員間の接触機会の増加を意味するものであり、今後は諸活動における心理面への配慮も、より求められる。そこで本稿では、過去の経験・事例に基づいて、上述の視点より私見を述べる。

自学における支援体制の「つくり」を見る：学校は小さな社会とも言われるが、支援の現場においても、組織化が進むほど、個々人の価値観の違い、支援に対する距離感の違いを包含して物事が進むことになる。従って、支援現場の成員がどのような考え方を持つ者で構成されているのか「つくり」を見つめることが必要である。例えば、教育・福祉系の専攻を含む総合大学において、そうした専攻の学生と、他の学部学生との間において、支援に対する動機や捉えに温度差があり、衝突を招くことがある（教員もそうかも知れない）。また、コアメンバが定着することにより、団結が排他を誘い、一匹狼的な支援者の足が遠のくこともある。規模効果は正負の方向に作用しうる。

親しさの難しさ：教職員は高等教育段階・青年期にある学生の、心の機微に注意を払いたい。支援の現場も、すったもんだ、ほれたはれたとゴシップイである。学生目線で打ち明け話に応じていたら、特定の学生への肩入れと解釈され、信頼を失った事例もあった。留意すべきは、自らは真摯・中立的な気持ちでも、学生の側にはそう映らないこともある点にある。特に若手は、絵面が「大きな学生」になりやすく、気をつけたい。熱心なサポーターであっても、スタジアムに降りた時点でおしまいとなる。

時間的・空間的展望の支援：高等教育は自己吟味の場でもある。自己吟味とは、例えば過去・現在・未来といった時間軸から将来のあり方を見通すこと、ならびに、一学生の立場を離れ、職業人・家庭人・趣味人と、活動の空間を増やすことである。学生は履修や課外活動、アルバイト等の機会において、それぞれが向き・不向きに接していくが、支援を利用する聴覚障害学生は、好むと好まざるとに関わらず、物理的に支援をとおして物事を考える時間が多くなるため、障害に関連した活動に滞留しがちである。無論、自らの意思で専門性を深め、教職や対人援助職を志す者もあろうが、異なる環境も覗いた上で、他の選択肢を消去するという自己決定が卒業後のミスマッチを防ぐ。



学生を操縦せず、管制する距離感で：自立を説いても、ロールモデルを紹介しても、当の聴覚障害学生が自らの環境に落とし込んで理解する機会（状況的学習）を持たない限り、方法論や意識ばかりが感化され、融通の利かない立ち振る舞いを招く。卒業後の失敗は学校に跳ね返りにくく、熱心な教職員ほど気づかないかも知れない。



Photo by Steve Jurvetson

問い合わせ先

杉中 拓央 suginaka@aoni.waseda.jp

本稿は発表者個人の見解であり、早稲田大学ならびに同障がい学生支援室の意見・見解を代弁するものではない。

同じ教室で、同じ手段で学ぶには

-英語の授業実践とその課題-

東海大学 国際教育センター 田頭未希

t:miki@tokai-u.jp

1 支援の現状（東海大学 湘南キャンパス）

1) 聴覚障がいのある学生数 注) 授業で何らかの形で情報保障の支援の有無を申し出ている学生のみ

2005	2008	2013	2014	2015	2016
21	12	16	6	15	14

2) 外国語授業における支援体制

英語必修科目「英語リスニング&スピーキング1、2」をリスニングを行わない英語選択科目に振替

3) 外国語授業における問題点

テイカーの当該外国語能力の問題などから、基本的にテイカーをつけない

2 iPad、MetaMoJi Share を利用した授業実践例

「基礎英語演習」という振替科目で、6台のiPadを2～3名でシェアする形で利用
MetaMoJi Shareは株式会社MetaMoJiのグループコミュニケーションアプリ

活動内容	目的	授業における学生の行動	学生が身につけるスキル	学生の感想
①単語学習（各ユニットにつき約60～70語）	語彙力を身につける 予習として各自で学習する	小テストを実施する	語彙力 自宅学習の習慣	授業で教えてもらった単語の覚え方が自分にあっていた
②ビデオ教材を視聴	各自が話の流れを大まかにつかむ	key words/phrasesを聞き取り、英語でメモをとる	リスニングスキル 情報収集のスキル	単語を覚えていると聞き取れる内容が多い気がした
③グループまたはペアでkey wordを使って話の流れをチャートにして説明	それぞれのチャートをもとにクラス全体で話の流れを整理する	学生同士が情報の擦り合わせをし、整理しながら他者に説明する	情報整理のスキル コミュニケーションスキル 共同作業における情報の共有	グループワークで分からないところを教えあえた人と話すことで自分の言いたいことがまとまった
④教師による文法事項などの説明	文法事項の復習する 応用問題で理解の定着を促す	文法説明を聞き、応用問題を解く ビデオ教材の詳細な内容理解に結びつける	文法、構文の理解 応用力の養成	
⑤iPadでMetaMoJi Shareを使い、情報の書き込み	ビデオ教材の内容を詳細なところまで理解する 文法事項などを復習しつつ、クラス全体で疑問点などをシェアする	iPad上のスクリプトに文法事項、成句、訳などの書き込みを自由に行う 他者の書き込みに加筆修正を行う ビデオ教材の内容を詳細に理解する	タブレット端末の操作スキル 情報交換のスキル 文法事項などの理解 異文化理解	情報をみんなで共有できる 参加型で面白い 紙に向かって学習するよりも楽しい 機器に慣れるまでが大変遊ぶ人がある
⑥ビデオ教材を視聴	音声と映像の情報をともに、内容理解を深める	音声と映像に集中し、ビデオ教材を視聴する（音声と同じ字幕付）	リスニングスキル 異文化理解	

ナチュラルアプローチによる日本手話入門講座

大阪大学 キャンパスライフ支援センター
楠 敬太 中野 聡子

大阪大学では、2016年度より学生および教職員対象の日本手話入門講座を実施している。日本手話母語話者で、NPO 法人手話教師センターの手話教授法講座を修了したろう者が講師となり、講師と受講生の手話によるやりとりを通して母国語の習得に類似したプロセスで日本手話の習得を目指すナチュラルアプローチによる指導を行った。

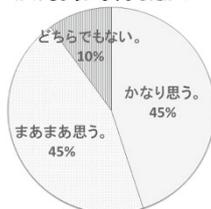
受講生は、日本手話の学習にとどまらず、コミュニケーションの幅や可能性を広げること、また、手話やろう文化、聴覚特別支援教育、言語としての手話に対する学問的関心を高めることができた。受講によって得た知識を卒業論文の執筆に活かす学生もいた。また聴覚障害受講生においてはろう者としてのアイデンティティについて考えるきっかけになった。



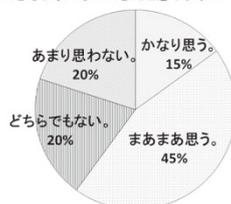
2016年度前期は、豊中、吹田、箕面3つのキャンパスで開催し、計35名受講した。このうち4名は他大学の学生、4名は本学の図書館職員であった。職員は図書館のアクセシビリティ対応の必要性から業務として受講した。1回の講座は90分であり、10回にわたって実施した。

日本手話入門講座終了後、受講生に対してアンケートを行った。各質問項目において「かなり思う」と「まあまあ思う」の回答を合わせた割合は60～100%となっており、指導効果の高さがかがわれた。特に質問項目①、②、③については、まだ手話の語彙が少ないながらも講師と手話でやりとりする力を育てられるナチュラルアプローチならではの特徴といえる。

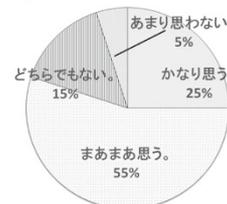
①講師の手話をみてなんとなく意味がつかめるようになりましたか？



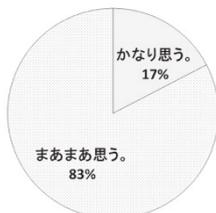
②日本手話話者のろう者とコミュニケーションできるようになってきたと感じますか？



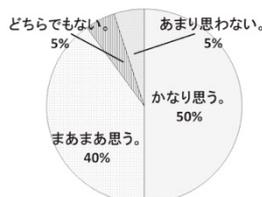
③講師の質問に対して手話で答えられるようになりましたか？



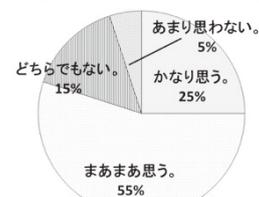
④日本手話への関心が高まりましたか？



⑤日本手話と日本語の違いについて知ることができましたか？



⑥ろう文化について知ることができましたか？



また、「日本手話入門講座を受けて良かったと思うこと」に関する自由記述では、「日本語対応手話との違いを理解できた。」「声を出すことを禁止されたことで、伝えたいのうまく伝えられないもどかしさを体験できた。」「手話と日本語を対応させて手話単語を覚えるのではなく、自然と手話が身についた。」「今までは自分が話している通りに手話で文章を組み立てていたが、日本手話の語順や顔の表情などで話せるようになってきた。」等の回答を得られた。後期は中級レベルの講座開設を予定しているが、習得した日本手話の基礎スキルを障がい学生支援や学術的研究につなげるためのさらなる機会を検討していきたい。

問い合わせ先

大阪大学キャンパスライフ支援センター障がい学生支援ユニット

電話・FAX (06)6850-6107

E-mail: campuslife-sds@office.osaka-u.ac.jp

大学間連携における障がい学生支援について

合理的配慮提供のための障がい学生支援体制作り

松山大学学生支援室 木村知美

愛媛大学バリアフリー推進室 太田琢磨

1、はじめに

平成 28 年 4 月から施行された「障害者差別解消法」に伴い、合理的配慮を目的とした障がい学生支援体制の構築を行うことを目的に、平成 27 年から愛媛県内の高等教育機関と連携する体制作りを始めた。大学間での情報交換と独自支援の方法を共有することで、質の高い支援を提供することが可能になる体制を整えることができるようになる。

2、大学間連携について

1) 「障害差別解消法」施行にたいし情報の収集・提供・共有

松山市内にある 4 つの大学（松山大学、愛媛大学、聖カタリナ大学・短大、松山東雲大学・短大）の学生支援担当教職員による「情報交換会」の実施。

2015 年度は 3 回開催、各大学での支援状況や障がい学生支援全般について情報共有を行った。

「愛媛県高等教育機関障害学生支援協議会（仮称）」の設置を検討中。

2) 合理的配慮提供のための FD・SD（講演会）開催

松山大学と愛媛大学の合同主催。

2015 年度第 1 回テーマ「障がいのある学生への差別禁止と合理的配慮」

2015 年度第 2 回テーマ①「情報保障と合理的配慮」

テーマ②「発達障がいの理解と支援について」

2016 年度第 1 回テーマ

「ろう・難聴学生支援におけるフルアクセシビリティと文化的資源

～ギャロデット大学における心理的支援の取り組みと多様性から～」

3) 支援学生スタッフの育成

現在は松山大学・愛媛大学間において合同スキルアップ講習会を実施している。今後は他大学生、職員への参加呼び掛けを行う予定。

2015 年度 「PC・ノートテイク講習会」 4 回開催、

「肢体不自由者の理解」「発達障害理解」

PEPNet-Japan への学生派遣

3、「愛媛県高等教育機関障害学生支援協議会（仮称）」について

現在、開催している松山市内にある 4 つの大学で行っている「情報交換会」を発展させた協議会を設置し、愛媛県内の高等教育機関関係者に参加呼びかけを行い、支援ノウハウの提供や共有可能な資源リソースの利用について検討を行い、愛媛県全体の高等教育機関における障がい学生支援の質の向上を目指す。

問い合わせ先

松山大学 学生支援室 〒790-8578 愛媛県松山市文京町 4-2

TEL/FAX: 089-926-8212 E-mail: mu-gaksup@matsuyama-u.jp

愛媛大学 バリアフリー推進室 〒790-8577 愛媛県松山市道後樋又 10-13

TEL: 089-927-8114 E-mail: bfree@stu.ehime-u.ac.jp

障害者支援を担う支援学生の育成

-九州大学における実践と課題-

九州大学キャンパスライフ・健康支援センター コミュニケーション・バリアフリー支援室
甲斐更紗 面高有作 田中真理

1) はじめに

障害者差別解消法の施行（2016年4月）等を背景に、高等教育における障害学生支援体制の構築が進んでいる。九州大学では、2014年4月に、障害のある学生や教職員への支援体制の構築を担う部署として、キャンパスライフ・健康支援センター内にコミュニケーション・バリアフリー支援室（以下、CB室）が設置された。障害者支援の拠点整備、学内外連携、障害者支援を担う支援学生（以下、ピア・サポーター学生）の育成等を行っている。障害者との接触経験がない大学生が少なくない（木子ら、2007等）現状において、知的理解によって、学生間に不平等な感覚を生まない合理的配慮（滝吉ら、2015）や、共生社会の一員としての意識の育成もできよう。本報告では、ピア・サポーター学生育成の状況について「知的理解」の観点から整理し、今後の課題について検討する。

2) CB室でのピア・サポーター学生育成の取り組み

2014年にアクセシビリティリーダー（以下、AL）育成協議会に加入し、AL育成協議会のオンライン講座（導入編・基礎編）の受講等による育成を開始した。2015年から、基幹教育総合科目・高年次基幹教育として「アクセシビリティ入門」「バリアフリー支援入門」「ユニバーサルデザイン研究」「アクセシビリティマネジメント研究」の授業（表1）を開講し、AL資格取得が可能になるプログラム（図1）を実施している。

表1 授業の概要

授業名	構成
バリアフリー支援入門（15コマ）	障害の疑似体験等の実習
ユニバーサルデザイン研究（15コマ）	アクセシビリティ研究やバリアフリー研究（医学、教育学等）に関連する様々な分野の専門家によるオムニバス形式の講義
アクセシビリティ入門（15コマ）	支援技術の習得、社会資源見学等の実習
アクセシビリティマネジメント研究（15コマ）	アクセシビリティの支援マネジメントやアドミニストレーションの実習・演習

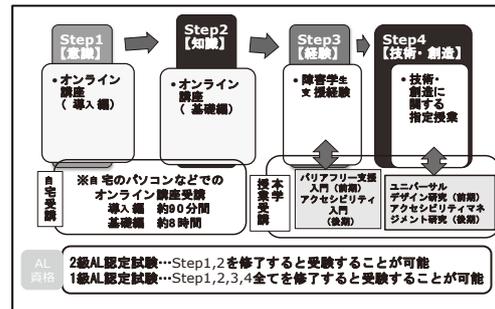


図1 ピア・サポーター学生育成

3) 受講学生の変化（2015年のプログラムから）

毎回の授業終了後に提出された感想文の中から、障害者との関わりがない学生たちの知的理解に関する内容を抽出し、【カテゴリー】ごとに示した。

表2 受講学生の知的理解について

カテゴリー	内容（例）
気づき・発見	・障害のある人への支援が社会的に充実化されていない ・設備などのバリア
見方の学びへの積極的さ 障害のある人への支援があることの疑問	・障害をもつ人々のものの見方を学びたい ・普通と言われる人は我慢することがたくさんがあるが障害がある人の支援が必要かどうか分からない
啓発の気づき 積極的関与の芽生え	・『体験を伝える』『知識を広める』 ・『知識』の更なる吸収 ・障害者ができることについて『情報発信』を行う
障害のある人の接触経験のなさ	・バリアフリーや障害者支援への関わりの消極さ ・abilityに目を向けることの限界

4) 今後の課題

知的理解を深めることによって、障害のある人たちの見方を学びたい等の意識が芽生えてくることが考えられた。九州地区において、ピア・サポーター学生育成が整備されていないため、九州地区の大学間での連携において学生を育成することが課題でもある。

問い合わせ先
九州大学キャンパスライフ・健康支援センター コミュニケーション・バリアフリー支援室 田中・甲斐・面高 連絡先（TEL&FAX 092-802-5859、e-mail sreos@chc.kyushu-u.ac.jp）

障害学生のキャリア開発

日本財団 ソーシャルイノベーション本部
杉本裕子

1. 事業概要

日本財団は障害者支援事業の一環として、高等教育機関における障害学生のキャリアサービス充実を図るべく、2016年度より米国ボストンでの研修事業を行っています。本研修は、障害学生のキャリア開発に問題意識を持っている高等教育機関を募集し、各機関から障害学生支援、キャリア支援に従事している教職員をそれぞれ1名ずつ派遣するものです。

現地の高等教育機関を実際に訪問し、障害学生支援室やキャリアセンターの担当者が日々どのように障害学生と向き合っているのか、また地域のリソースをどのように活用しているか等、米国での先進的な取り組みについて学ぶ機会を提供します。また、研修期間中には、米国のノウハウをどのように日本の各高等教育機関で実践するか、研修参加者自身が行動計画を作成します。研修後もその計画の進捗状況を定期的にフォローし、適宜サポートを行うことで、障害学生向けに、より質の高いキャリアサポートが提供できる体制構築を目指します。

2. 2017年度研修概要

- 参加募集数 : 6 高等教育機関 (国公立・私立不問)
※各機関から 2 名、計 12 名の研修生派遣を予定
- 研修日程 : 2017 年 10 月下旬の 5 日間
- 研修場所 : ボストン (米国マサチューセッツ州)
- 実施機関 : マサチューセッツ州立大学ボストン校
地域インクルージョン研究所 (ICI)

※研修は英語で行われますが、日本語－英語の通訳がつきます。

※渡航費、現地滞在費を含め費用は全て主催者が負担します。

※開催日程等は現時点での予定であり、変更になる場合もあります。詳細は
2017 年 1 月頃公開予定の募集要項をご確認ください。

ご関心がございましたら、是非奮ってご応募ください。

<参考ウェブサイト>

2016 年度研修参加校募集概要 <http://www.communityinclusion.org/nippon/>

「平成 28 年熊本地震」としょうがい者

福祉避難所となった熊本学園大学の経験からの考察

熊本学園大学インクルーシブ学生支援センターしょうがい学生支援室

三島 春奈

1. はじめに

平成 28 年 4 月 14 日（木）21 時 26 分（以下、前震）、翌々日 4 月 16 日（土）1 時 25 分（以下、本震）に熊本県熊本地方において気象庁震度階級では最も大きい震度 7 を観測する地震が起きた。前震直後から熊本学園大学のグラウンドには 100 名を超える地域住民や学生が集まったため、大学は避難した人々に 14 号館のトイレと教室を解放した。またその翌々日には本震が起き、さらに 14 号館に避難する人が増え、その中には重度しょうがい者も含まれていたため、彼らが身体を休められるよう 14 号館高橋記念ホールを「福祉避難所」として開放した。ここでは本震から閉所する 5 月 28 日までの 45 日間、熊本学園大学は「福祉避難所」を含む避難所として役割を担った経験から、今回の震災時にしょうがい者がどういう状況にあったのか、そこから見えた課題について述べる。なお熊本学園大学では「障害」を「しょうがい」と表記するよう学内決定しているため、本文においても「しょうがい」と表記する。ただし文献引用や固有名詞等を使用する場合は「障害」のままとする。また本震後の熊本学園大学のしょうがい学生対応は、平成 28 年 6 月 24 日、25 日に開催された全国高等教育障害学生支援協議会第 2 回大会にて報告済みのため、ここでは簡単に紹介する。

2. 熊本学園大学のしょうがい学生への対応

2-1. [安否確認]…しょうがい学生支援室は、しょうがい学生の安否と居場所の確認を行ったが、入学して間もない 1 年生の把握に時間を要した。この経験を踏まえ、今後は入学前面談などで緊急時の連絡について事前確認が必要だと感じた。

2-2. [避難対応]…余震も続くため、全学生を対象とした避難マニュアルを授業再開（5 月 9 日～）にあわせて早急に作成し、マニュアルにある「電動車いすから大学が用意した自走用車いすに移乗し、周囲の介助のもと階段を使って避難」が可能か、電動車いすの学生に確認を行った。すると一部の電動車いすの学生からは身体に合わない車いすで避難することに抵抗があり、マニュアル通りの避難はできないという声があがったため、何度も話し合いの場をもち、車いすより安全な介護用担架で避難することとした。また減災ソーシャルワークの担当教員からもアドバイスを受けながら、多様性のあるしょうがい者にどう対応するか検討し、しょうがい学生個別の避難計画の作成をすすめることとした。しょうがい学生支援室から 3 名の電動車いすの学生に声を掛け授業に参加してもらい、避難する側（しょうがい学生）させる側（サポーターや受講生）の意見を取り入れた個別避難計画を作成した。完成した避難計画書をしょうがい学生は常に携帯し、避難時においてそれをもとに周囲に避難する際に注意すべきことなどを伝えることができる。今後は他のしょうがい学生にも自身にあった避難計画を立てるように勧めていく予定である。

2-3. [メンタルヘルス]…大学のホームページにメンタルヘルスについて相談窓口を掲載したが、震災を機に不安を訴える学生はあまり多くなかった。しかし半年後や 1 年後などに疲労や不安を訴える学生もいると考えられるため、継続した対応が必要だと思われる。

3. 避難所としょうがい者

普段、学生サポーターによる代筆など授業支援を利用している肢体しょうがいのある学生 A は、本震後、一人暮らしをしている自宅から近所の避難所に指定されている小学校に避難しようとしたが、バリアフリーかどうか不安もあり通いなれた大学に避難した。

今回の地震で A のように多くのしょうがい者が災害時に「どこに避難できるのか」という問題に直面し、また地域の避難所に避難しても多くの困難が待ち受けていたことが時間の経過とともにわかってきた。

発達しょうがいのある学生 B は、入学時から相談や座席の配慮などの支援を利用している。普段はグループホームで同じしょうがいがある仲間数名と生活している。本震の際はグループホームのメンバーと一緒に地域の避難所に避難したが、避難所での集団生活に慣れずパニックになり、4 日後に避難所を出た。それからは B のしょうがいについてわかっている友人の家にしばらく避難した。

聴覚しょうがい者の人はどうだったのか、要約筆記サークルひまわり代表で要約筆記者の丸谷波津江さんから話を伺った。丸谷さんたちは 5 月に入ってから熊本県難聴者中途失聴者協会とともに地域の避難所に出向き、聴覚しょうがい者への聞き取り調査を行った。最初避難所では「聞こえに困っている方いませんか？」とホワイトボードに書いて訪ね回ったが反応がほとんどなく、「補聴器の電池交換できますよ」と書き換えたところ、多くの難聴者が声を掛けてきた。当時の避難所は混乱もあり、行政からの案内もほとんど音声による呼びかけで、目で見てわかるような案内は少なかった。丸谷さんが筆談で話をすると「周りの状況がわからない」「ストレスが多くなる」など避難所生活の大変さが見えてきたため、避難所の運営者に聴覚しょうがい者への対応やホワイトボードの活用など支援方法を伝えることを行なったそうだ。

8 月 20 日（土）に熊本市内で開催された「緊急報告!!熊本地震で被災した障害者たちは…」でも、被災したしょうがい者（主に重度肢体しょうがい）の報告からは、「地域の避難所に一時避難したが入口にスロープはあってもトイレに行けない」「ヘルパーもいない中、誰に助けを頼んでいいのかわからない」ため「熊本学園大学がしょうがい者を受け入れていると聞き大学に避難した」と報告があった。またヘルパー事業所などを運営する支援者からは、福祉避難所の情報公開が進んでいなかったことも課題として挙げられた。実際、熊本市は福祉避難所に約 1700 名の受入れを想定し、民間の高齢者福祉施設など 176 施設と協定を結んでいたが、本震後に市が受け入れ先として開設できたのは 34 施設、4 月 20 日の段階で 36 人しか受け入れていなかった。施設建物が被災したケースもあると思われるが、施設側の準備やしょうがい者などへの周知がほとんどされていない現状があった¹。

4. 「福祉避難所」となった大学から見えた課題

前震、本震ともに夜に地震が起き、また熊本学園大学の建物がバリアフリーであること、社会福祉学部があり介護福祉士コースが実習用に使っているポータブルトイレや、体育館の体操マットなど教具が活用できたことなど、多くの偶然が重なった結果、「福祉避難所」として機能することができた。もし今回の地震が昼間だったら、先述した 2-2. [避難対応]からもわかるように、電動車いすの学生の避難についても震災後に課題が見えた状況で、学生の避難誘導やしょうがい学生の避難対応に追われ、地域の避難者、しょうがい者を受け入れる余裕が大学にあったか疑問が残る。今回大学の避難所運営に関わった教職員からは、結果として大学が地域に貢献できたことは良かったが、地域にしょうがい者が受け入れられる避難所が少なく、また「福祉避難所」に関する情報が行き届いていないことを問題視する声も多い。次に大学として、(あってはならないが) 大きな震災があった際に同じようにしょうがい者を受け入れる場所となっただけなのか、本来ならば地域の避難所がしょうがい者を受け入れる環境でなければならない。東日本大震災でもしょうがい者と避難の実態は明らかになっていた²が、熊本地震においても同じようなことが起きていた。なぜ課題が活かされなかったのか、今回大学が「福祉避難所」となった経験も含めて、しょうがい者や支援機関と共にあらためて避難所の合理的配慮について議論していく必要がある。

【参考文献】

1. 『毎日新聞』2016 年 4 月 25 日 (<http://mainichi.jp/articles/20160425/k00/00m/040/118000c>)
2. 東北関東大震災障害者救援本部 (2015) 『そのとき、被災障害者は…～取り残された人々の 3・11～』いのちのことば社

問い合わせ先

熊本学園大学インクルーシブ学生支援センター・三島 春奈
Tel.096-364-9015 (直通) E-mail:shogai@kumagaku.ac.jp

熊本地震により被災した大学における T-TAC Captionによる遠隔情報保障支援の活用

—日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク特別プロジェクトに基づく取組—

九州ルーテル学院大学

坂口裕俊（障がい学生サポートルーム） 松本そら（人文学部心理臨床学科1年）

佐々木順二（人文学部心理臨床学科）

1 熊本地震と遠隔情報保障の開始までの経緯

- 4月14日 21時26分 M6.5地震発生、16日午前1時25分 M7.3地震発生
- 4月17日 夕方、筑波技術大学・白澤麻弓氏より、何か支援できることがあればと連絡いただく。
- 5月13日 大学再開（他大学の多くは5月9日から。余裕をもった再開）
- 5月16日 本学より白澤氏に遠隔支援の利用について打診。
- 5月18日～ PEPNet-Japan 事務局・磯田恭子氏を窓口、実施に向けた協議開始。遠隔支援を受ける科目を水曜日2科目に決定。6月10日付で協力大学の募集。6月15日、磯田氏、及びT-TAC Caption 開発者の三好茂樹氏が来学し説明を受ける。利用学生、本学の支援学生が参加。
- 6月16日、遠隔支援を受けること本学教授会承認。この間に、協力大学が決定。
- 6月29日～ 遠隔支援開始（6月22日は大雨で学生が登校できず中止）。

2 遠隔情報保障の運営方法

1) 対象科目名と協力大学：

科目名	協力大学主担当	協力大学副担当	支援回数	※事前資料、教科書のページ等は、講義2日前までに協力大学に伝達
医療心理学	同志社大学	大阪教育大学	4回	
行動科学概論	東北福祉大学	宮城教育大学	6回	

2) 授業での端末の準備：

利用学生がサポートルームに取りに行き、自身でセットする。

3) 他の受講生への説明：

初回講義で説明（他の学生からは驚きの声上がる）。

4) 情報共有体制：

①報告書による情報共有と振り返りと改善（様式は同志社大学のものを参考）、②スカイプによるテレビ会議での振り返りと交流（7月26日に実施）



行動科学概論での遠隔支援の様子
(手話通訳と併用)



テレビ会議の様子

3 遠隔情報保障を利用して—利用学生、支援学生、授業者、本学教職員の立場から—

利用学生

- ・支援者、関係者の方々に感謝したい。
- ・タイピングの速さに驚いた。
- ・支援者は黒板等が見えないので、授業者が遠隔支援を理解して、配慮して話すことが重要となる。
- ・支援者が板書等をみられるとよい。
- ・支援者と話し合う時間があるとよい。

協力大学の支援学生

- ・遠隔地でも、現地に入った気持ちで支援ができる。
- ・利用学生の様子が見えず、伝わっているか不安。
- ・板書の内容がわかるとよりスムーズに支援ができた。
- ・今後も継続したい。

授業者

- ・話している内容が、学外でも聞かれていることを意識して話していた（個人情報保護を意識）。
- ・ノートテイカーにアイコンタクトをとったりできないのは不便だった。

本学教職員

- ・報告書やテレビ会議で他大学の支援の取組みが分かり参考になった。
- ・T-TAC Caption をより有効に活用する方法を模索していきたい（学内支援者との関係等）。

4 むすび

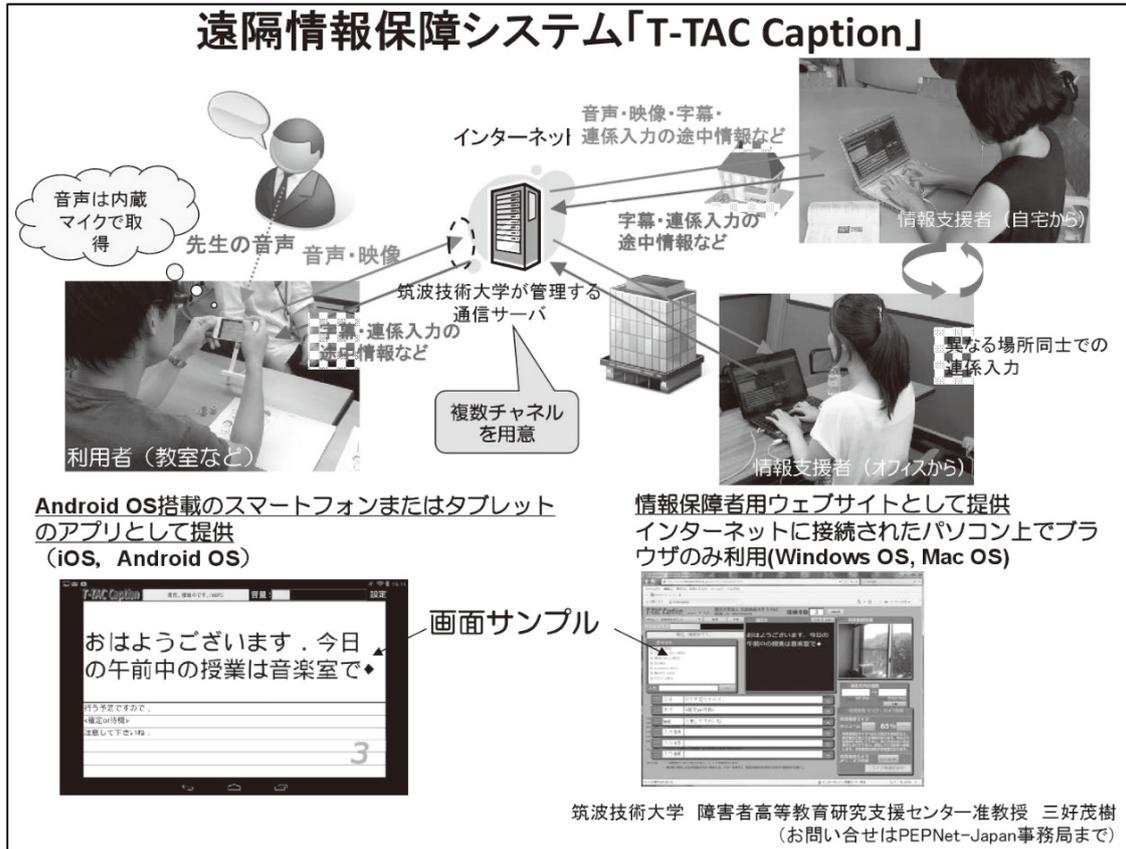
私たちは、遠隔情報保障を通じて、他大学の教職員、支援学生の方々から、大学再開後の講義保障を支えていただき、勇気づけていただいたことに、心より感謝申し上げます。また、他大学の取組みの様子に触れることで、自大学の取組みを振り返る機会にもなった。利用学生の声から、T-TAC Caption による遠隔情報保障は、その特徴をよく理解し、工夫することで、さらに有効性が高まると思われた。本学としても、今回支援を受けた経験を基に、遠隔情報保障支援の一層の充実に貢献していきたい。

問い合わせ先：九州ルーテル学院大学 障がい学生サポートルーム
坂口裕俊（TEL：096-341-1168、E-mail：support@klc.ac.jp）

遠隔情報保障システム「T-TAC Caption」

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

三好 茂樹



第12回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 実行委員

大会長	:	筑波技術大学	学長	大越 教夫	
実行委員長	:	筑波技術大学	副学長	石原 保志	
事務局長	:	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	白澤 麻弓	
幹事	:	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	萩原 彩子	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	中島亜紀子	
実行委員	:	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	須藤 正彦	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	佐藤 正幸	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	大杉 豊	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	松藤みどり	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	三好 茂樹	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	宮城 愛美	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	宇都野康子	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	戸井 有希	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	管野奈津美	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	磯田 恭子	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	石野麻衣子	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	吉田 未来	
		筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター	平良 悟子	
		筑波技術大学	産業技術学部	内藤 一郎	
		筑波技術大学	産業技術学部	岡崎 彰夫	
		筑波技術大学	産業技術学部	谷 貴幸	
		筑波技術大学	産業技術学部	西岡 知之	
		筑波技術大学	産業技術学部	加藤 伸子	
		筑波技術大学	産業技術学部	若月 大輔	
		筑波技術大学	産業技術学部	鈴木 拓弥	
		筑波技術大学	産業技術学部	河野 純大	
		筑波技術大学	保健科学部	小林 真	
		筑波技術大学	聴覚障害系支援課	山田 重樹	
協力	:	筑波技術大学	聴覚障害系支援課	教育支援・大学院係	
		筑波技術大学	聴覚障害系支援課	情報保障支援係	
		筑波技術大学	保健管理センター(聴覚障害系)		

第 12 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 報告書

発行：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局
〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター



※本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。

デザイン：藤本彩加（筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科 学生）

PEPNet-Japan

